

I R（統合型リゾート）等 新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）報告書

平成31年3月

横浜市

委託先：EY新日本有限責任監査法人

- 1 調査の目的等
- 2 現況整理
- 3 日本型IRの導入に向けた動き
- 4 IRの事例
- 5 横浜を取り巻く状況と課題
- 6 事業者への情報提供依頼
- 7 有識者ヒアリング
- 8 調査のまとめ

目次

	頁数		
1 調査の目的等	1	4 IRの事例	73
1-1 横浜市におけるI Rの検討経過	2	4-1 シンガポール	74
1-2 横浜市の状況	4	4-2 アメリカ(ラスベガス)	80
1-3 調査の目的	6	4-3 マカオ	85
2 現況整理	7	4-4 オーストラリア	88
2-1 I R(統合型リゾート: Integrated Resort)とはなにか	8	4-5 韓国	91
2-2 シンガポールの事例	11	5 横浜を取り巻く状況と課題	93
2-3 政府がI Rを検討している背景	14	5-1 横浜を取り巻く状況と課題	94
2-4 日本の現状と観光	19	5-2 中核施設と本市の状況	113
2-5 政府の観光先進国に向けた目標	29	6 事業者への情報提供依頼	122
3 日本型IRの導入に向けた動き	31	6-1 情報提供依頼の概要	123
3-1 国の動向等	32	6-2 情報提供の内容	127
3-2 日本型I Rに関する賛成意見・反対意見	33	7 有識者ヒアリング	166
3-3 I R整備法	35	7-1 有識者ヒアリングの概要	167
3-4 日本型I R	39	7-2 主な意見	169
3-5 カジノ規制の全体像	41	8 調査のまとめ	206
3-6 今後のスケジュール等	43		
3-7 政省令等	45		
3-8 ギャンブル等依存症対策	53		
3-9 他都市の動向	65		

1 調査の目的等

- 1-1 横浜市における I R の検討経過
- 1-2 横浜市の状況
- 1-3 調査の目的

1-1 横浜市における I R の検討経過

2013年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、I R 推進法）案」が衆議院に提出された。
これをきっかけに、横浜市においても I R の基礎的な調査を開始。



2014年度

IR（統合型リゾート）等新たな戦略的
都市づくり検討調査

I R の代表的な事例の調
査や経済波及効果の試算
などを実施

2015年度

IR（統合型リゾート）等新たな戦略的
都市づくり検討調査（その2）

I R の導入効果や影響の
調査のほか、ギャンブル等依
存症対策に関する有識者
へのヒアリングなどを実施

2016年度

IR（統合型リゾート）等新たな戦略的
都市づくり検討調査（その3）

近年の I R の事例や国内
における P P P などについて
調査

1-1 横浜市における I R の検討経過

2016年12月15日

**特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（I R 推進法）
成立**



2018年7月20日

特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）成立



I R 整備法成立を受け、
**「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査
（その4）」を開始**

1-2 横浜市の状況

横浜市は I R について、 導入する・導入しないの判断をしていない状況

日本型 I R の制度詳細が定められていない

- 政省令等の内容は？

I R に対する多様な意見

<u>期待・貢献</u>	<u>不安・懸念</u>
■ <u>観光や地域経済の活性化</u>	■ <u>ギャンブル等依存症への懸念</u>
■ <u>新たな雇用創出</u> など	■ <u>地域環境への影響</u> など

横浜に I R を導入する・導入しないの判断ができない

1-2 横浜市の状況

横浜市中期4か年計画2018～2021（素案）のパブリックコメントにおいては、IRに対する多様なご意見をいただいた。

肯定的なご意見の例

- IR/カジノで、市の財政が良くなるのであれば、積極的に進めて欲しい。パチンコや競馬等も存在しているのに今、今更、ギャンブル依存症の話題はナンセンスである。
- 常に新たな要素を取り入れながら進化を続ける横浜にとってIRを取り入れることは世界に誇る国際都市横浜としての新しい進化形となると思います。
- カジノは法整備をキチンとして検討が望ましい。
- カジノ＝イメージが悪いという概念は、多くの市民が持っていることは事実であろうが、そこで思考停止せずに、推進派も慎重派の意見も聞き、議論すべきである。
- 統合型リゾートの導入のメリットと懸念事項を調査・公開し、市民に広く知っていただくことが第一歩だと思う。
- 日本を代表する観光地になっていくためには、起爆剤となる施設、IRが必要です。

否定的なご意見の例

- 統合型リゾート（カジノ）はいりません。ギャンブル依存症などが心配です。
- カジノ（IR）絶対反対。
- 歴史や文化など、今ある横浜の魅力をアピールすることで、観光客も来てくれる。
- ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、青少年への悪影響などの理由でカジノに反対しています。
- IR カジノをつくることには何もかいてありませんが、これは、絶対やめて欲しいです。家庭崩壊、治安悪化、生活保護者増加は目に見えます。
- カジノ反対！カジノの利益で市の収益が増えるという考えはおかしい。とばくで負けた人の分を子ども医療費に回す？とんでもない！
- カジノ（IR）の整備のための財政支出など言語道断である。
- 横浜は今でも観光の魅力は沢山あり観光客も多いです。なぜカジノが必要なのかわかりません。カジノを作って本当に横浜市の財政が豊かになるのか疑問です。カジノを作ることには反対です。

1-3 調査の目的

過年度の基礎的調査は、I R整備法成立前の調査のため海外のI R事例を中心とした調査であった。

特定複合観光施設区域整備法（以下、I R整備法）が成立し、政府の考え方や日本型I Rに関する情報が明らかになってきたことなどを踏まえ、横浜市においてI Rを導入する・導入しないの判断材料のひとつとすることを目的として以下の調査・分析を実施。

I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）

横浜にI Rを導入する・導入しないの判断材料の一つとすることを目的とした調査

①日本型I R等の全体像

日本型I R、I R整備法の整理・分析及び全体像の把握

②I Rの事業性

横浜におけるI Rの事業性の把握

③I Rの経済的・社会的効果

I Rを導入した場合の経済的・社会的効果の把握

④I Rの懸念事項などとその対応策

想定される懸念事項などとその対応策の把握

上記の②～④を実施するにあたっては、事業者への情報提供依頼及び有識者ヒアリングを実施

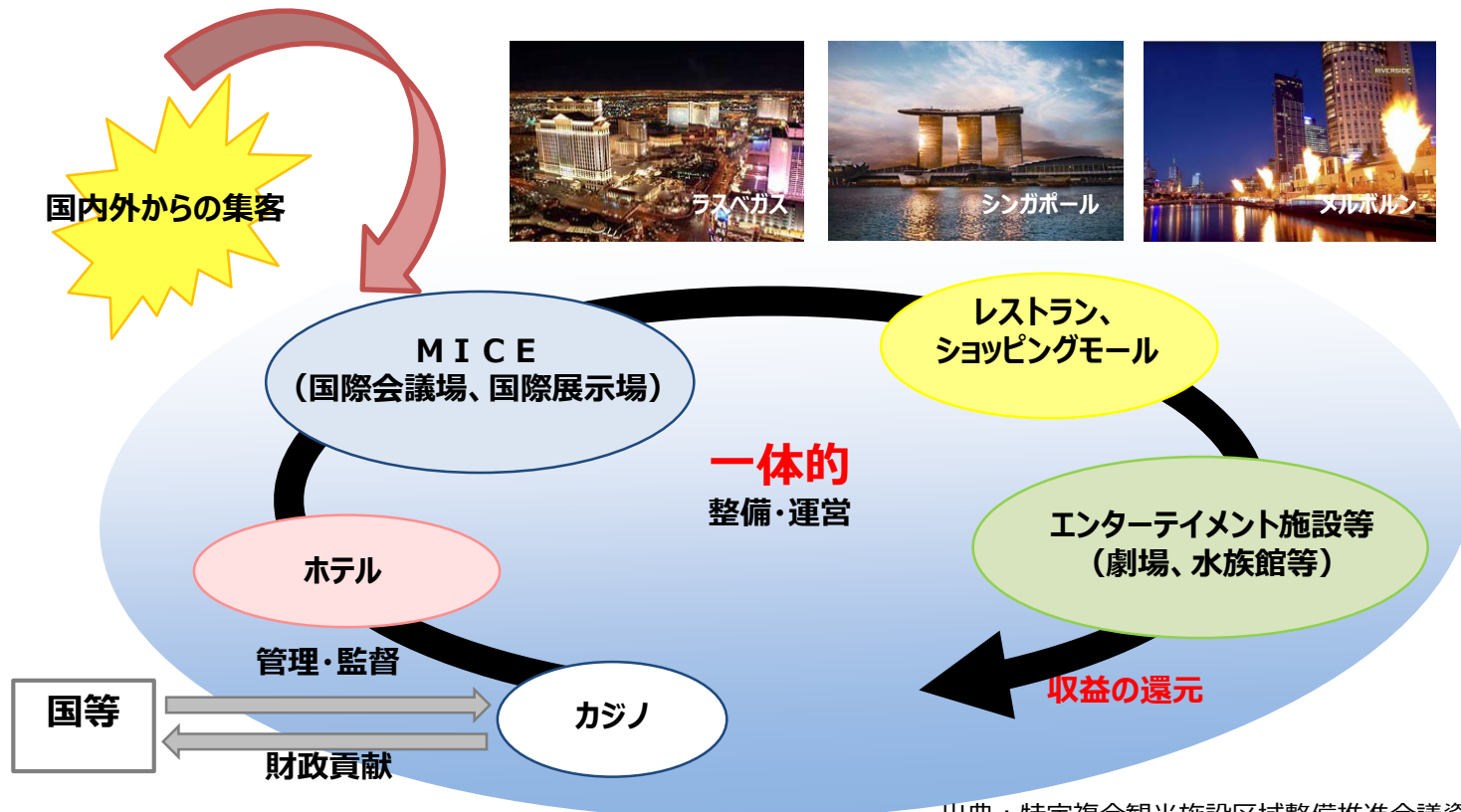
2 現況整理

- 2-1 I R（統合型リゾート：Integrated Resort）とはなにか
- 2-2 シンガポールの事例
- 2-3 政府が I R を検討している背景
- 2-4 日本の現状と観光
- 2-5 政府の観光先進国に向けた目標

2-1 I R (統合型リゾート : Integrated Resort) とはなにか

I R (統合型リゾート : Integrated Resort) とは

- ◆ 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- ◆ カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- ◆ 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

2-1 I R（統合型リゾート：Integrated Resort）とはなにか

I Rの効果・目的

観光の振興

- ✓ 国際競争力のあるMICE ビジネスの確立
- ✓ 滞在型観光の促進

地域経済の振興

- ✓ 民間の投資を最大限に誘発、地元経済の活性化
- ✓ 雇用の増加

財政の改善

- ✓ カジノ納付金等による財政への貢献

2-1 I R（統合型リゾート：Integrated Resort）とはなにか

I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項

- ◆ I Rは観光や地域経済の振興、財政への貢献など、様々なプラスの効果が期待される一方、I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念も指摘されている。こうした懸念事項に対して、適切な制度設計や規制を行うことによって影響を限定的なものとするため、諸外国においても様々な対策が講じられている。

カジノに起因する懸念事項

ギャンブル等依存症

青少年への影響等

マネー・ローンダリング

反社会的勢力の関与

地域環境への影響

諸外国における対策事例

カジノ内におけるギャンブル依存症者の早期発見、自己／家族／強制排除プログラム、自国民に対する与信行為やカジノ内のATM設置禁止、入場料制度、国内でのカジノ関連広告規制、依存症対応教育の徹底義務、専門治療プログラムの提供 など

未成年者のカジノ施設への入場禁止、未成年者入場時の通報、本人確認の徹底、未成年者と疑わしき者への声掛け、未成年者入場の通報、カジノ施設とその他施設の完全分離、広告規制 など

本人確認・記録、保管、疑わしい取引があった場合の届出・保管義務、一定額以上の現金取引があった場合の報告義務、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策のためのプログラムの整備 など

カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査、カジノ施設内への監視カメラの設置と監視の義務付け、入場制限による犯罪組織・前科者、警察によって入場排除命令を下された者などをカジノ施設から排除 など

地域の治安維持のための施策として、カジノ施設内での監視カメラの設置及び巡回、周辺地域における警官、警備員による24時間の警備体制 など

2-2 シンガポールの事例

【マリーナ・ベイサンズ】



- ◆ 開発費用：56億米ドル
- ◆ 年間訪問客数：4,500万人
- ◆ 雇用者：9,500人

【カジノ以外の主要施設】

- ◆ ホテル：客室数2,561室
- ◆ MICE施設：約12万㎡、最大4万5千人収容
- ◆ その他施設：飲食ショッピング施設、劇場、博物館、スカイパーク（展望プール等）、スケート場・ナイトクラブ等

【リゾート・ワールド・セントーサ】



- ◆ 開発費用：60億米ドル
- ◆ 年間訪問客数：2,000万人
- ◆ 雇用者：11,000人

【カジノ以外の主要施設】

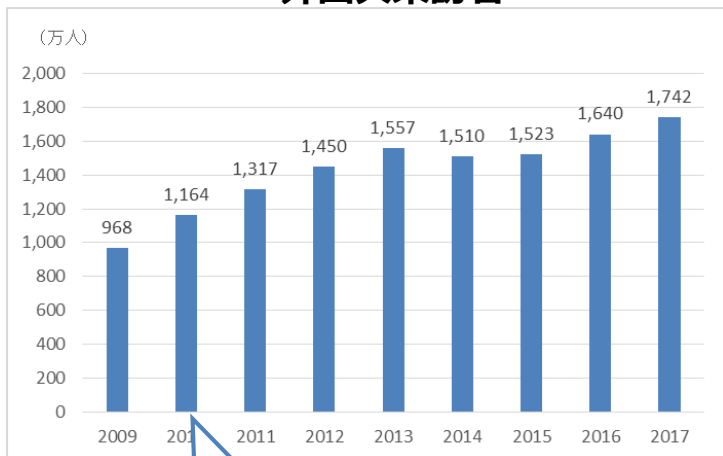
- ◆ ホテル：客室数1,600室
- ◆ MICE施設：会議場最大6,500人 収容、展示場最大3,000人収容
- ◆ その他施設：飲食ショッピング施設、劇場、博物館、水族館、プール、ユニバーサルスタジオシンガポール等

2-2 シンガポールの事例

【I Rの効果・実績】

- ◆ 2010年 I R 開業後、外国人来訪者、外国人観光消費額、国際会議開催件数は増加傾向にある。

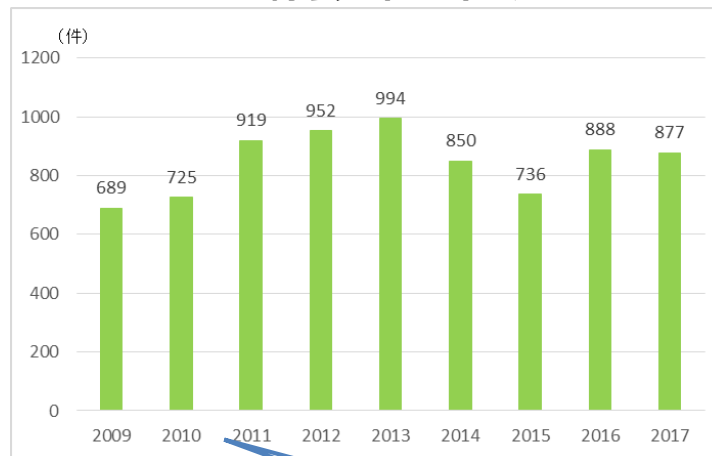
外国人来訪者



2ヶ所の I R がオープン
(2010年)

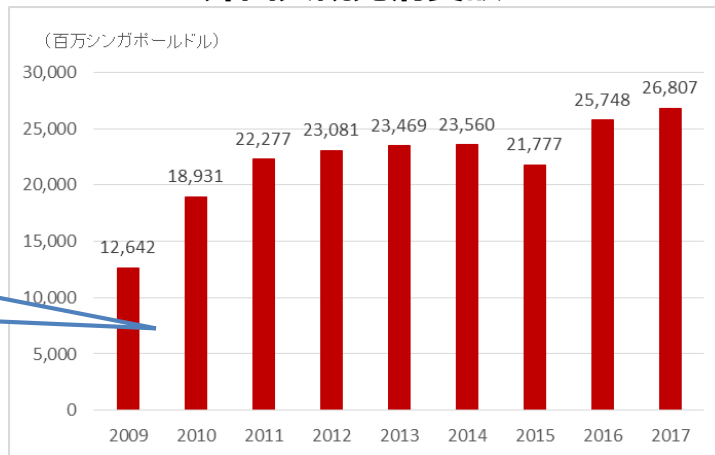
2ヶ所の I R がオープン
(2010年)

国際会議開催件数



2ヶ所の I R がオープン
(2010年)

外国人観光消費額

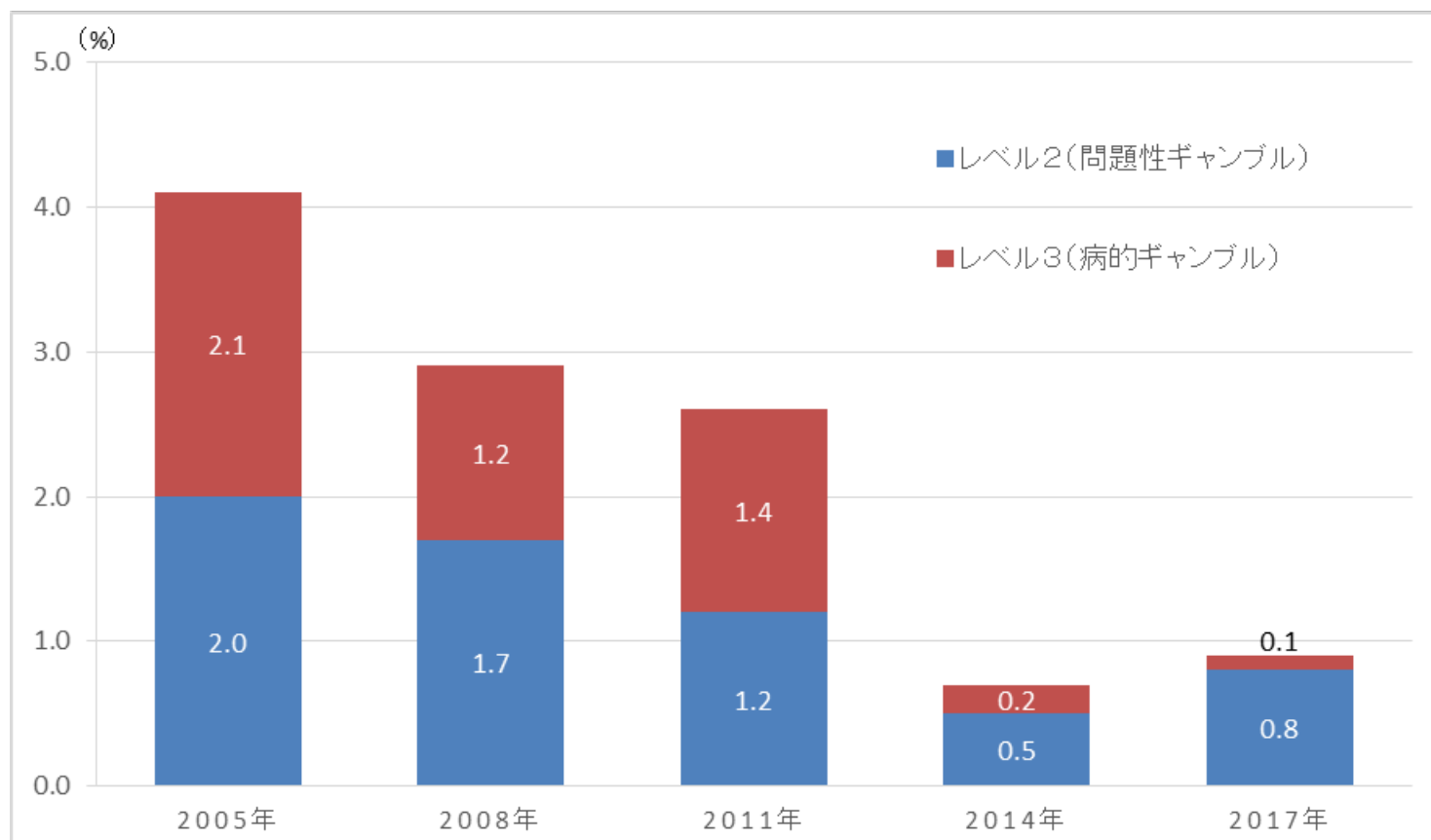


出典：Annual Tourism Statistics 2017
(Singapore Tourism Board)等より作成

2-2 シンガポールの事例

●シンガポールのギャンブル依存症有病率推移

- ◆ 2010年2つの大規模なI R施設が設置されたシンガポールでは、I R開業前からギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向にある。



2-3 政府が I R を検討している背景

【我が国の観光の現状】

- 近年、我が国においても外国人旅行者が増加し、観光消費額も大きくなってきています。一方で・・・

- 現状

①国際会議の開催件数のシェアが低下している。

②訪日外国人の旅行消費額に占める娯楽サービス費の割合は諸外国と比較して低い。

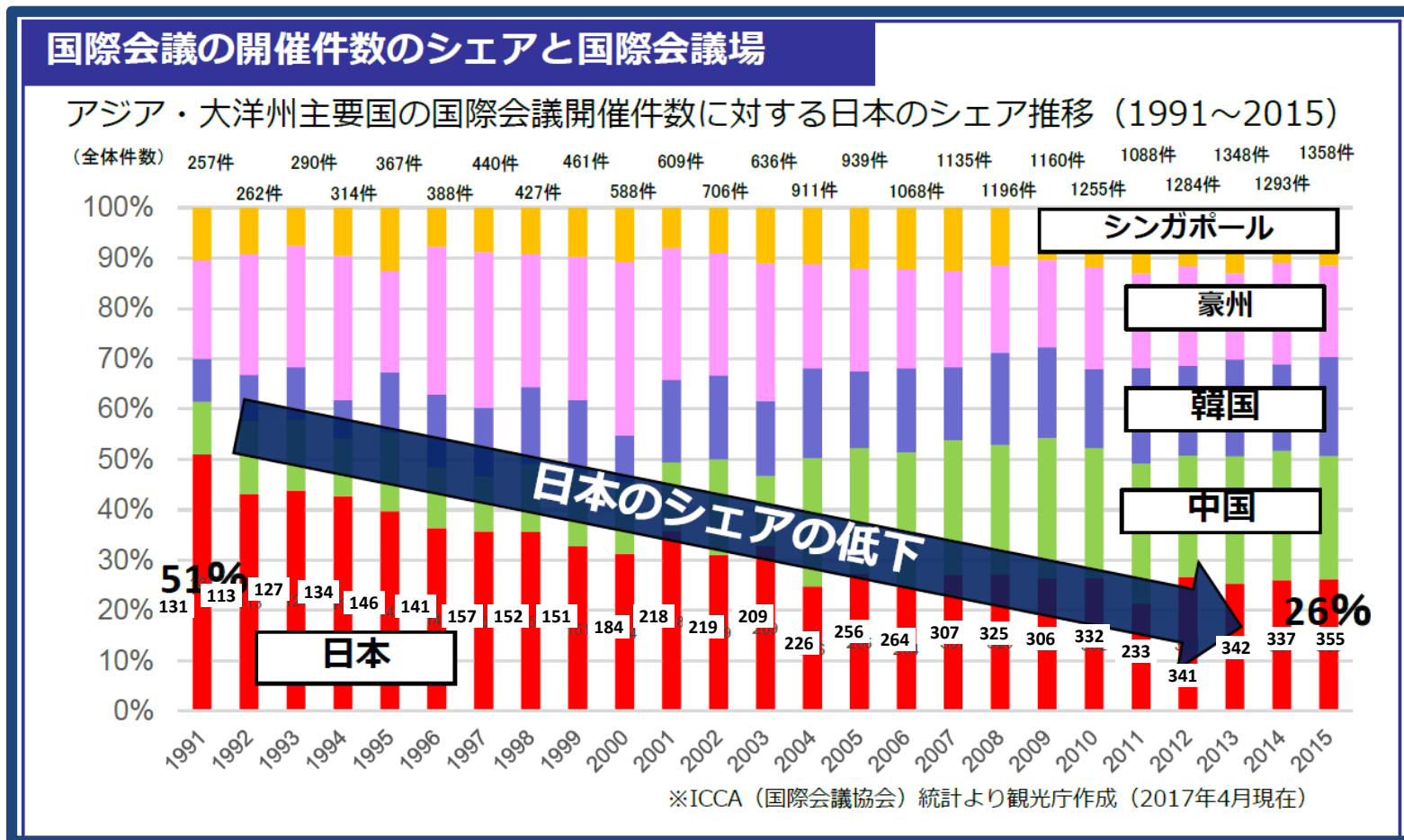
③インバウンドの需要がゴールデンルート(※)に集中しており、その他地域はインバウンド増加による効果を十分に享受できていない。

※東京、京都、大阪、兵庫、千葉、山梨、静岡、愛知、奈良の9都府県をゴールデンルートと定義

2-3 政府が I R を検討している背景

現状①

アジア・大洋州主要国においては、国際会議の開催件数が、この25年間で5倍以上に増加している。日本においても、2.7倍に増加しているものの、この地域におけるシェアは1991年の51%から、2015年には26%まで低下している。

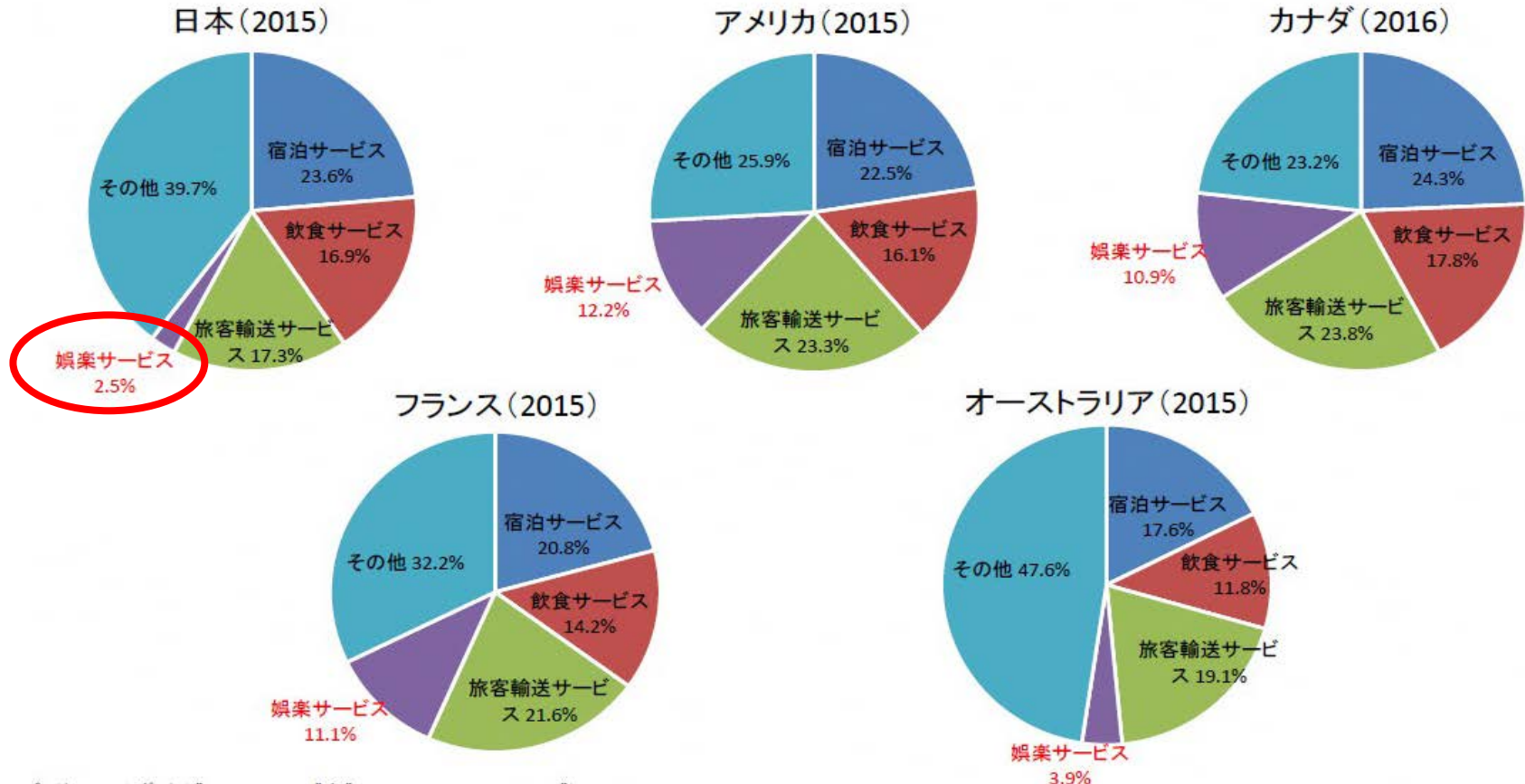


2-3 政府が I R を検討している背景

現状②

訪日外国人の旅行消費額に占める娯楽サービス費の割合は諸外国と比較して低い。国際競争力の高い滞在型観光を実現するには、何日居ても飽きない多彩なエンターテイメントが必要である。

諸外国の外国人観光客の消費支出割合

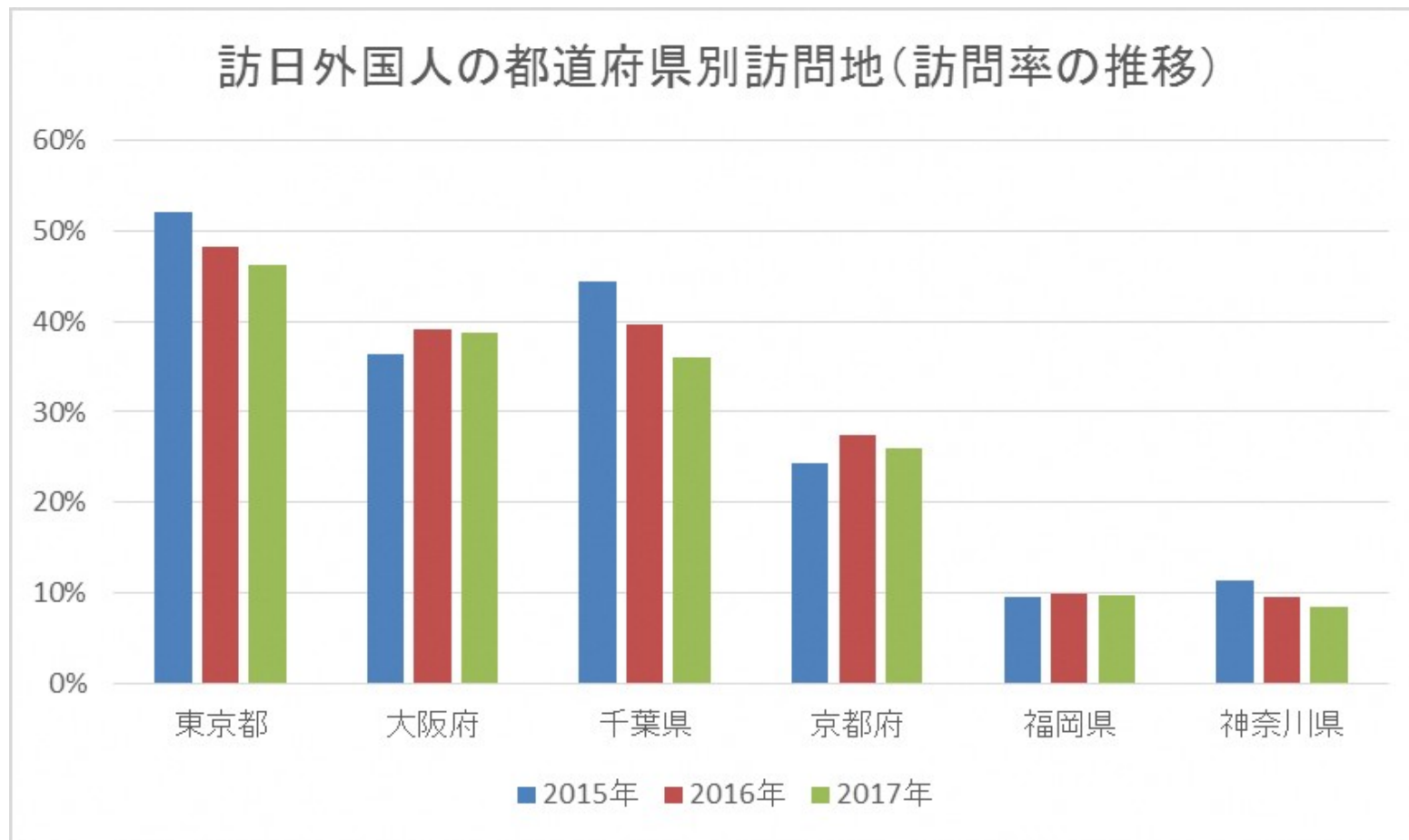


出典：観光庁「楽しい国日本」の実現に向けた提言について（「楽しい国日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議）より作成

2-3 政府が I R を検討している背景

現状③

インバウンドは東京・大阪をはじめとしたゴールデンルート(※)に集中している。すなわち、ゴールデンルート以外の地域は、インバウンド増加による果実を十分享受できていない。



2-3 政府が I R を検討している背景

【公共政策としての I R】

- こうした現状のなかで、日本型 I R は、「観光先進国」としての日本を明確に世界の中に位置づけるため、民間事業者の投資と創意工夫を最大限に引き出し、「観光先進国」として引き上げるための原動力として活かす**政策的な枠組み**とされています。

⇒ **公共政策としての I R**

■ 公共政策としての I R の主な具体的目標

① 国際会議の開催件数のシェアが低下している。

⇒ **目標① 世界で勝ち抜く M I C E ビジネスの確立**

② 訪日外国人の旅行消費額に占める娯楽サービス費の割合は諸外国と比較して低い

⇒ **目標② 滞在型観光モデルの確立**

③ インバウンドの需要がゴールデンルート(※)に集中しており、その他地域はインバウンド増加による効果を十分に享受できていない。

⇒ **目標③ 世界に向けた日本の魅力発信等**

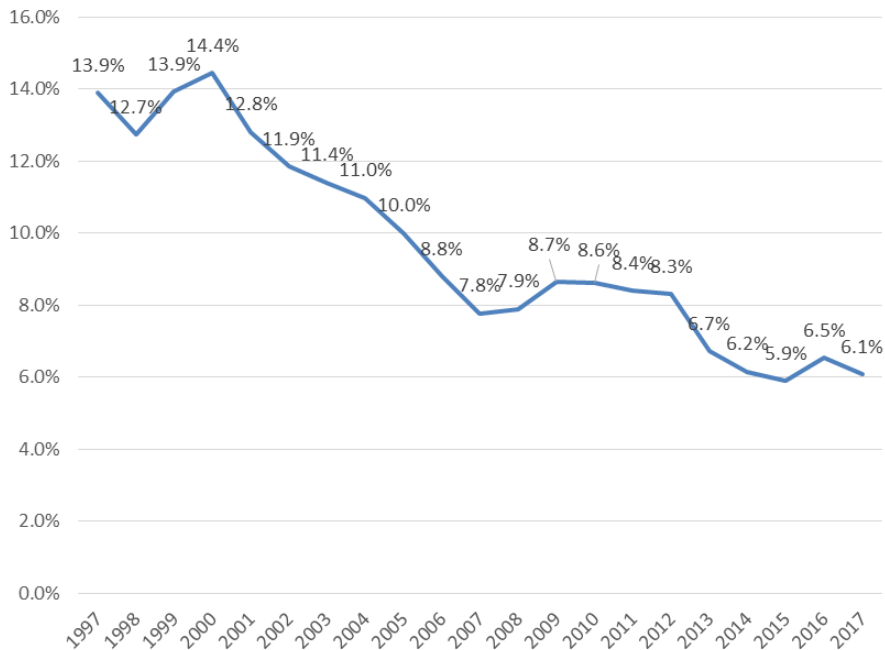
※東京、京都、大阪、兵庫、千葉、山梨、静岡、愛知、奈良の9都府県をゴールデンルートと定義

2-4 日本の現状と観光

日本の現状（1）

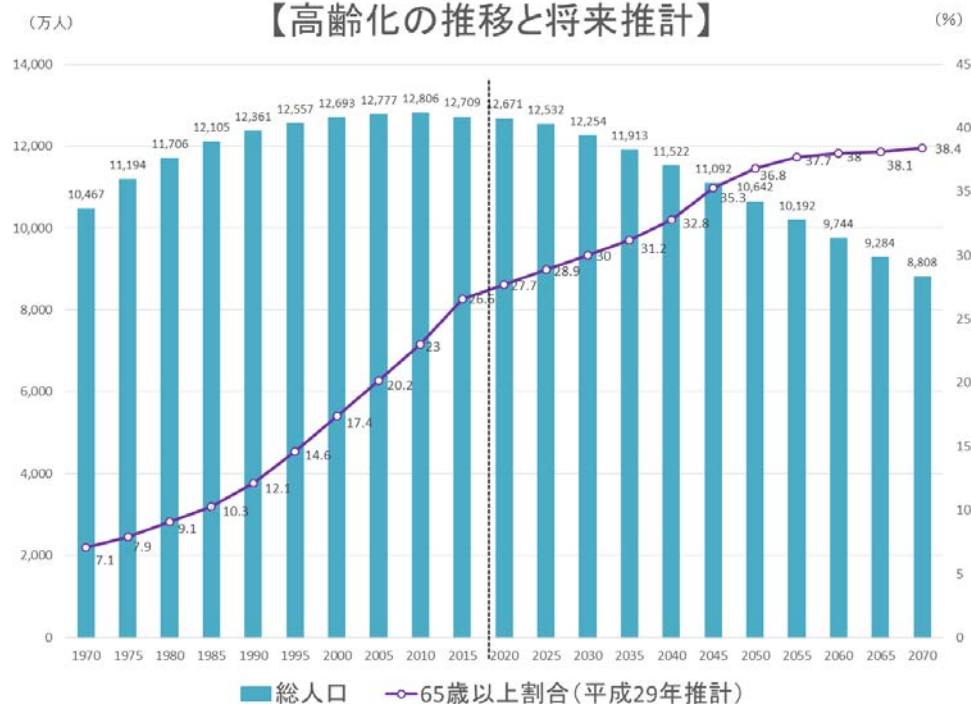
- ◆ 日本の名目GDPが世界全体に占める割合は、2000年の14.4%から、2017年は6.1%に大きく減少し、国際的地位が低下している。
- ◆ 日本は人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向にある。

【日本の名目GDPが世界全体に占める比率の推移】



出典: International Monetary Fund "World Economic Outlook Database: October 2018 Edition" より作成

【高齢化の推移と将来推計】

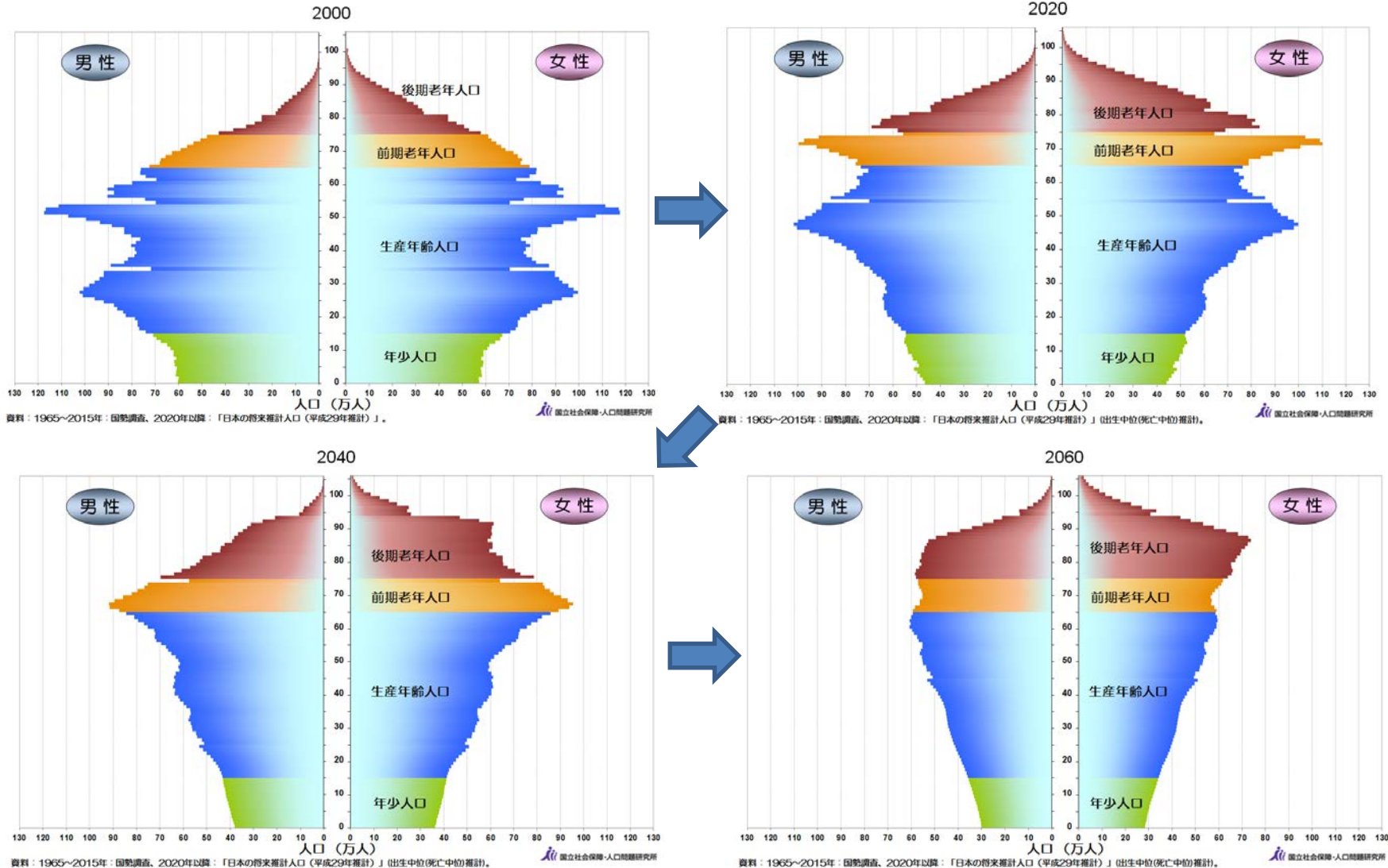


出典: 内閣府「平成30年版高齢社会白書(全体版)」より作成

2-4 日本の現状と観光

日本の現状（2）

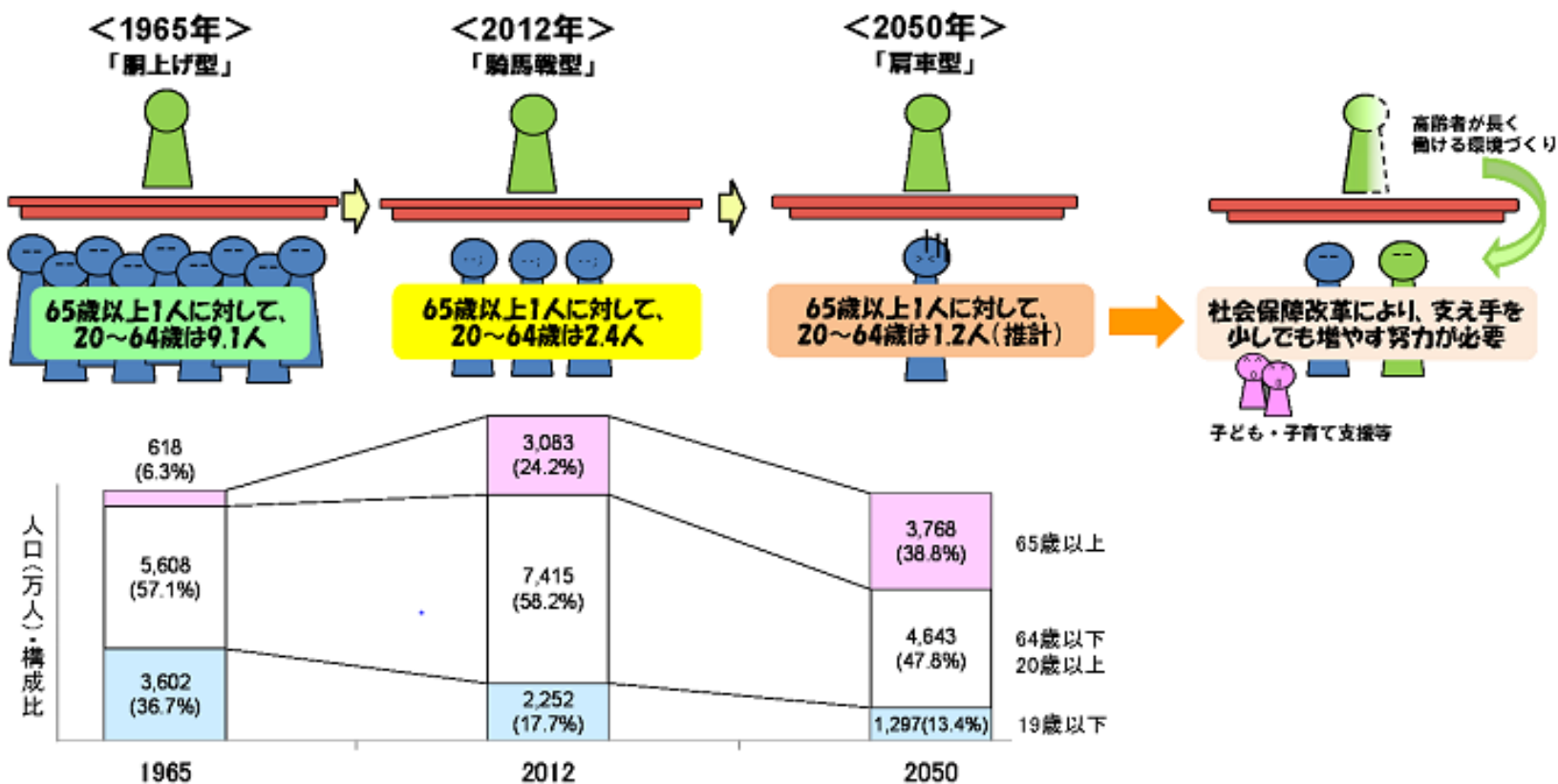
◆ 高齢化が進み、人口ピラミッドは、老年人口の割合が高くなる。



2-4 日本の現状と観光

日本の現状（3）

- ◆ 今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れる。

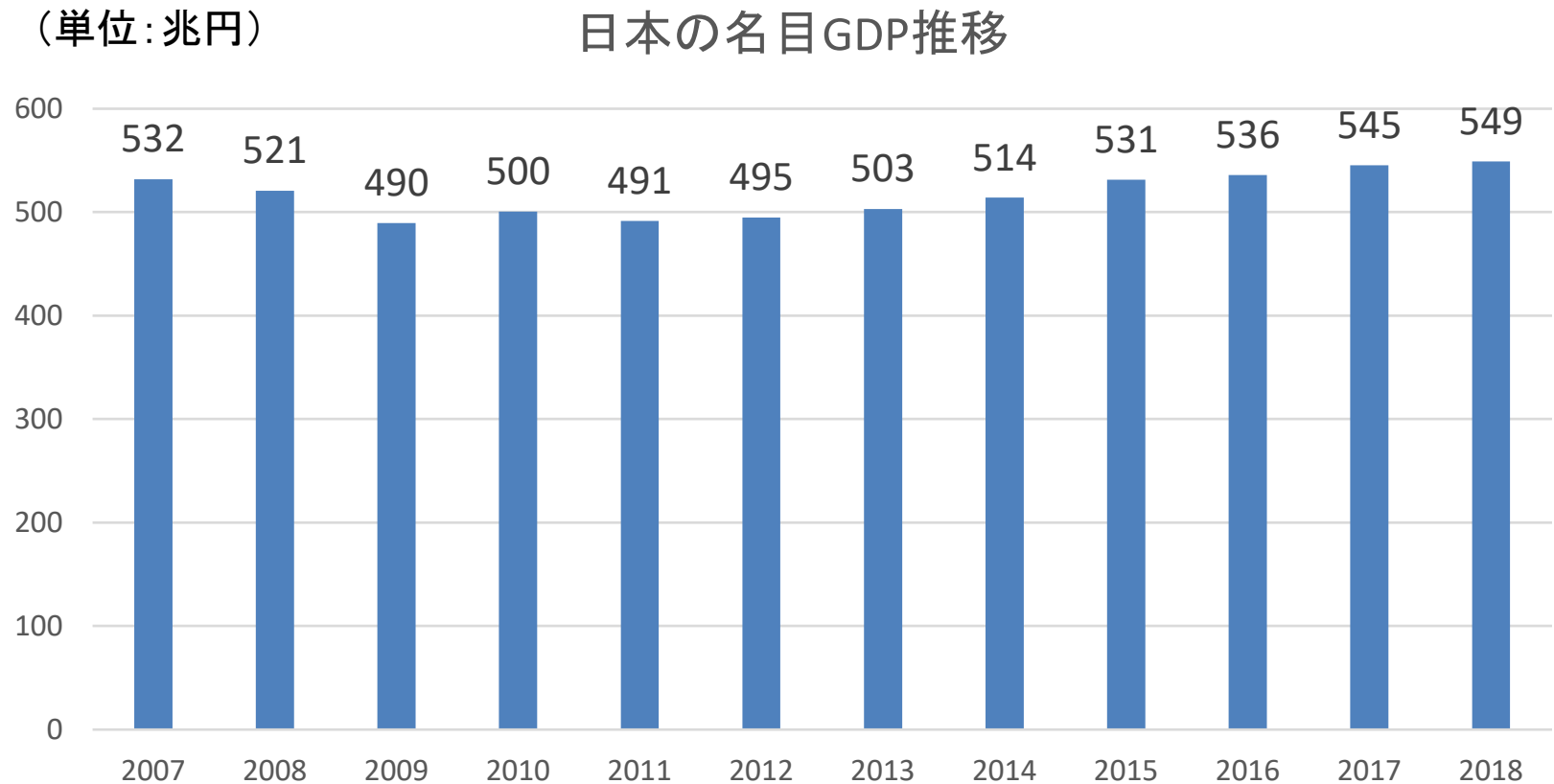


(出所) 総務省「国勢調査」「人口推計」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」

2-4 日本の現状と観光

日本のGDPの推移（1）

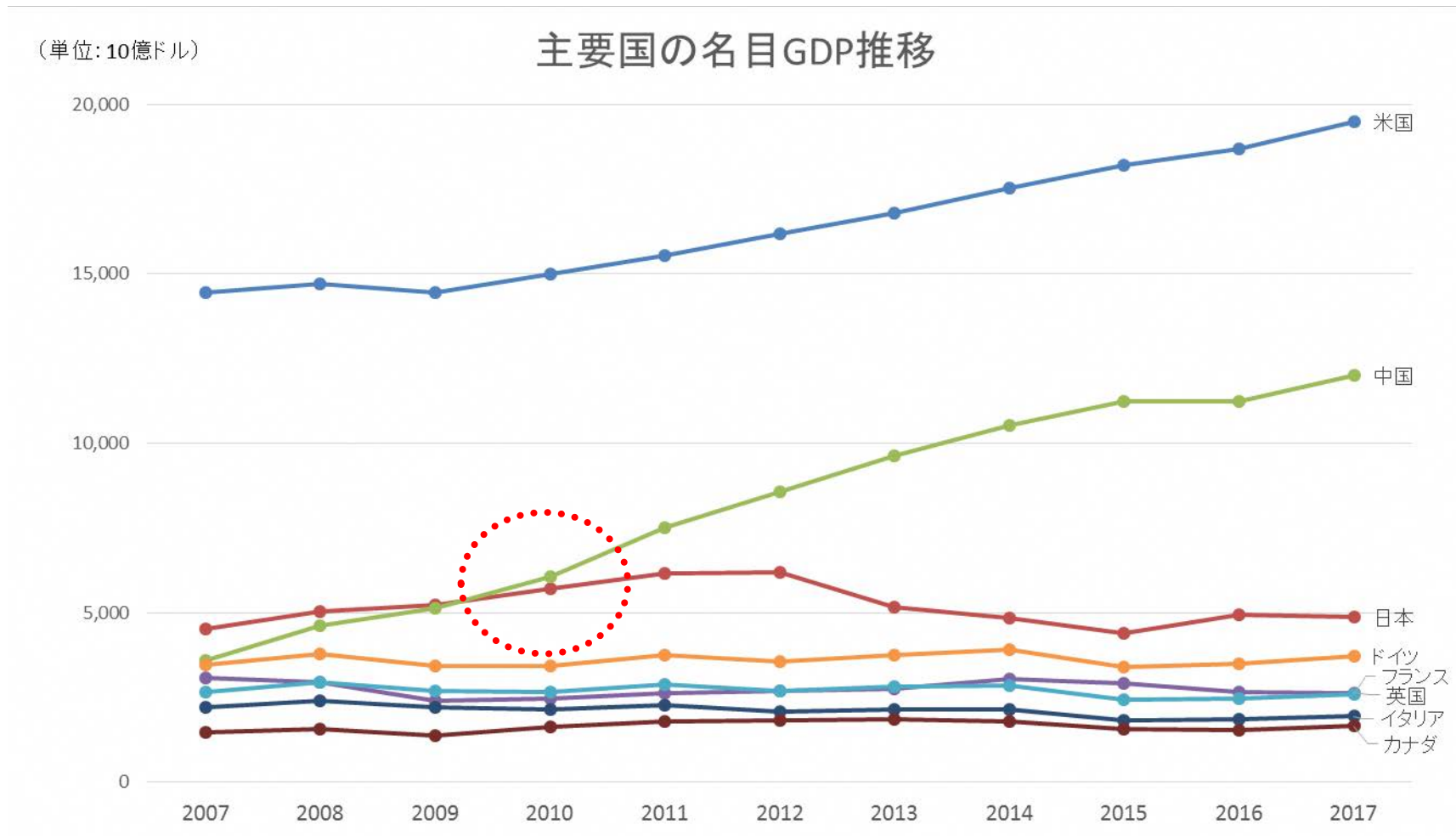
- ◆ 日本の名目GDP推移は、最近10年間ほぼ横ばいである。



2-4 日本の現状と観光

日本のGDPの推移（2）

◆ 主要国と比較すると、2010年に中国に抜かれて3位に後退。

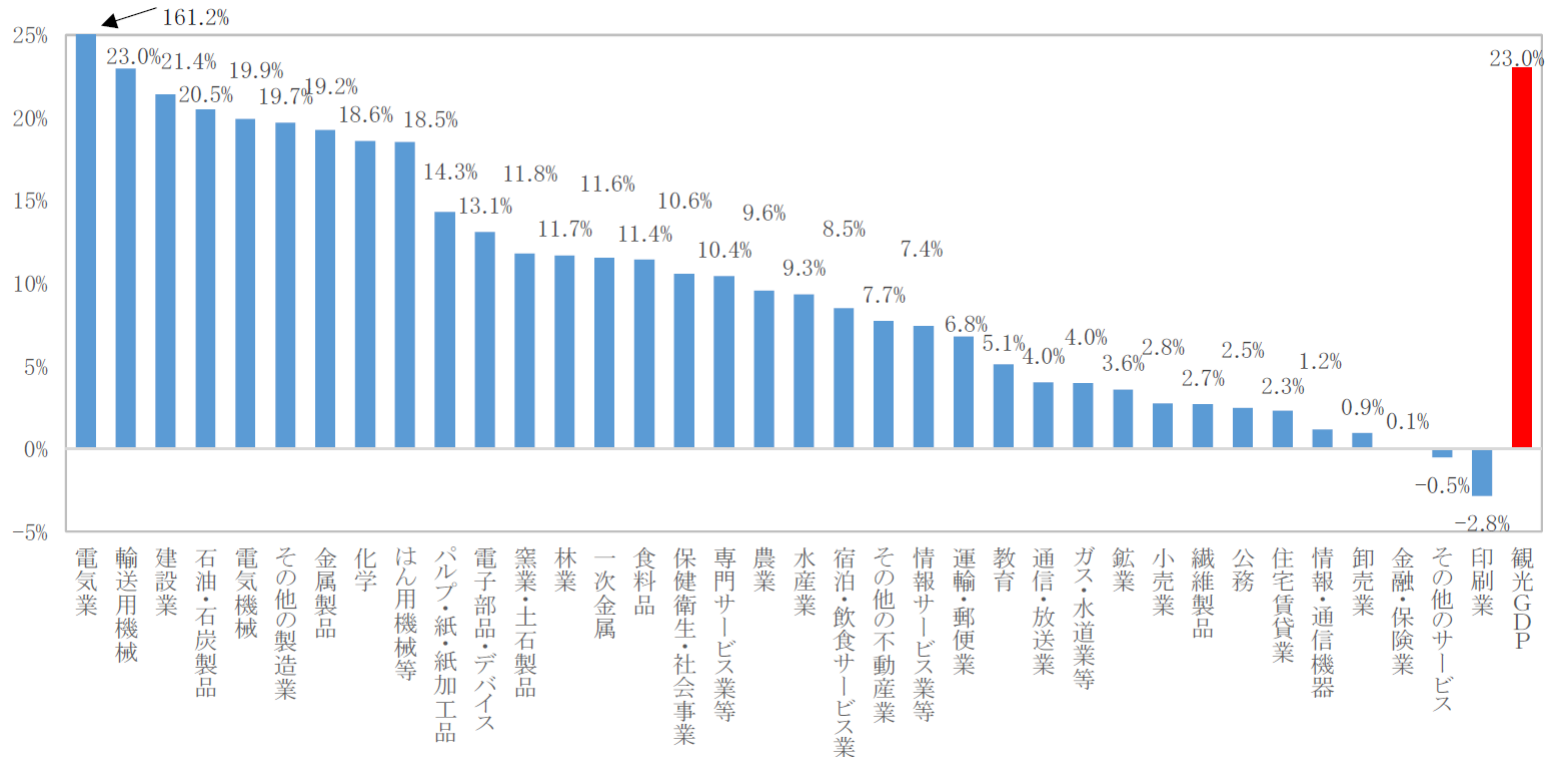


2-4 日本の現状と観光

経済成長への「観光」の貢献

- ◆ 2012年から2016年にかけて、日本のGDPはほぼ横ばいであるが、観光GDPは23.0%の成長であり、その伸び率は輸送用機械（23.0%）等とともにトップクラスの成長産業である。

【経済活動別の名目GDP成長率の比較】
 (2012年から2016年への産業別経済成長率)

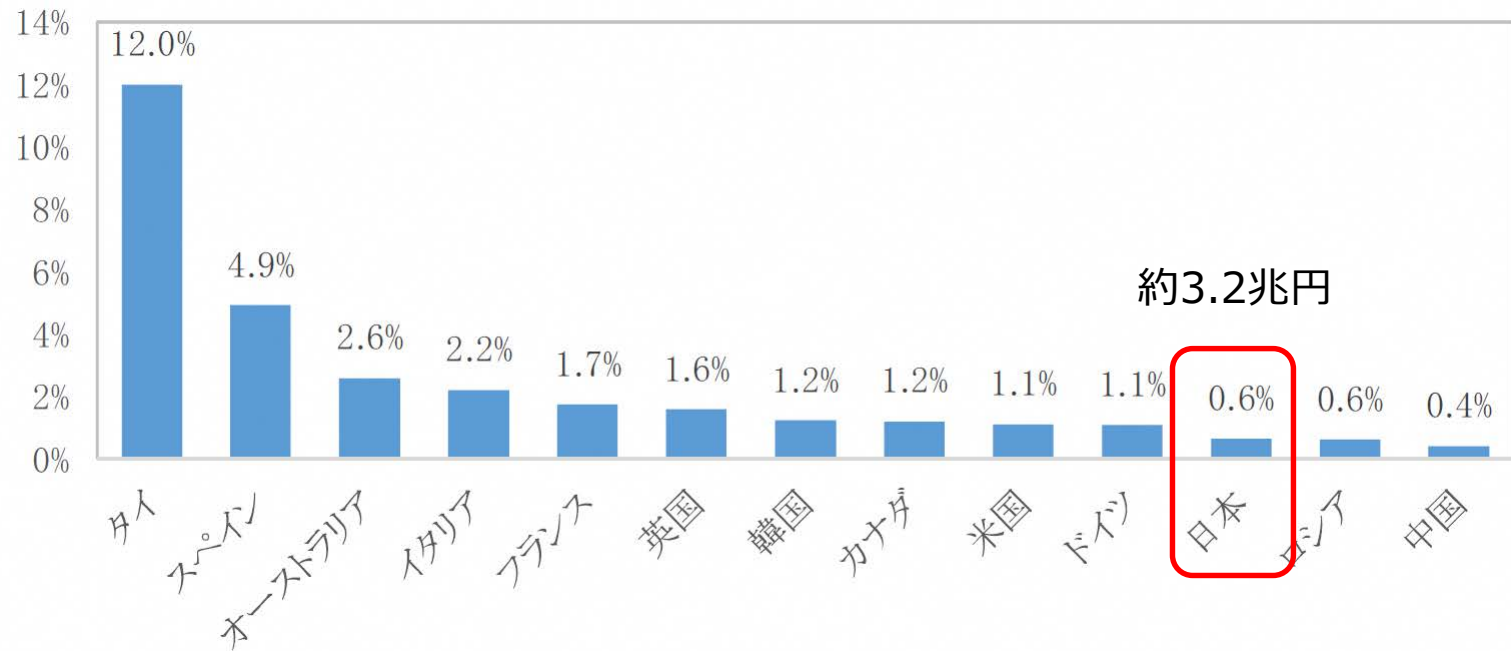


2-4 日本の現状と観光

「観光」の成長余地

- ◆ 名目GDP（2016年 約536兆円）に占めるインバウンド消費の割合は、2016年において0.6%（約3.2兆円）しかない。
- ◆ 国際比較の観点から、日本のインバウンド消費の水準はまだまだ低く、さらなる拡大の余地がある。

【インバウンド消費対名目GDP比の国際比較(2016年)】

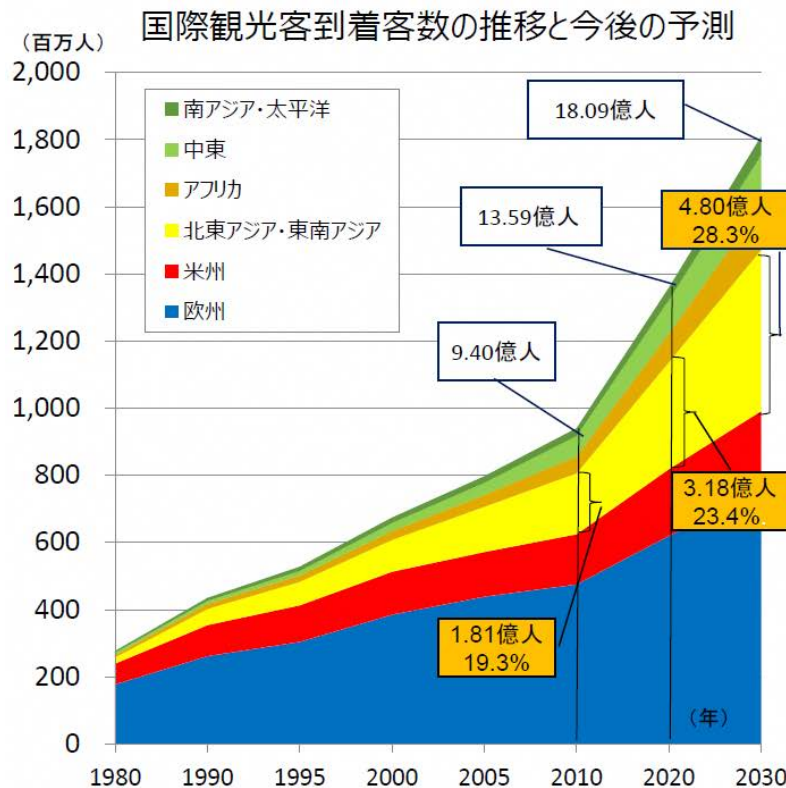


2-4 日本の現状と観光

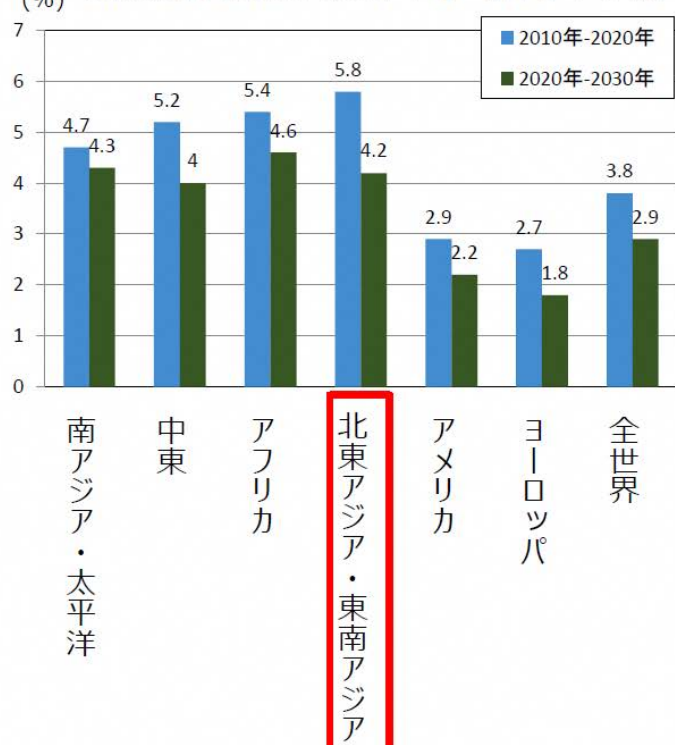
なぜ「観光」を成長戦略に位置付けているのか（1）

観光客数の増加予測

- ◆ 「Tourism Towards2030」（UNWTO,2011年）によれば、世界の国際観光客到着客数は2020年には約14億人、2030年には約18億人になると予測されている。
- ◆ 北東アジア・東南アジア地域は、世界の中で最も高い伸びが予測される国際観光市場とされている。
- ◆ 訪日外客数における各国・地域別内訳は、東アジアの国・地域が多い。



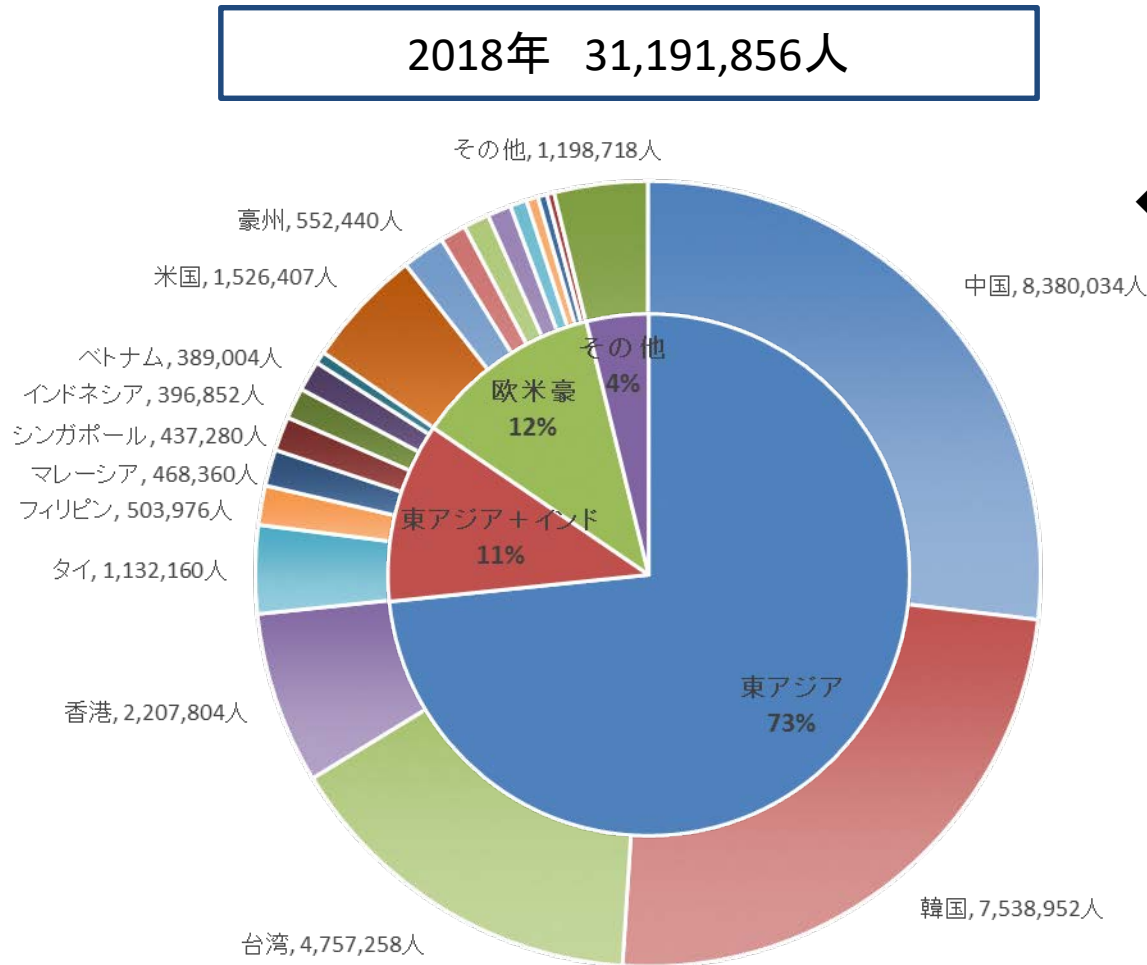
国際観光客到着客数の年平均伸び率予測



2-4 日本の現状と観光

なぜ「観光」を成長戦略に位置付けているのか（2）

訪日外客数における各国・地域別内訳



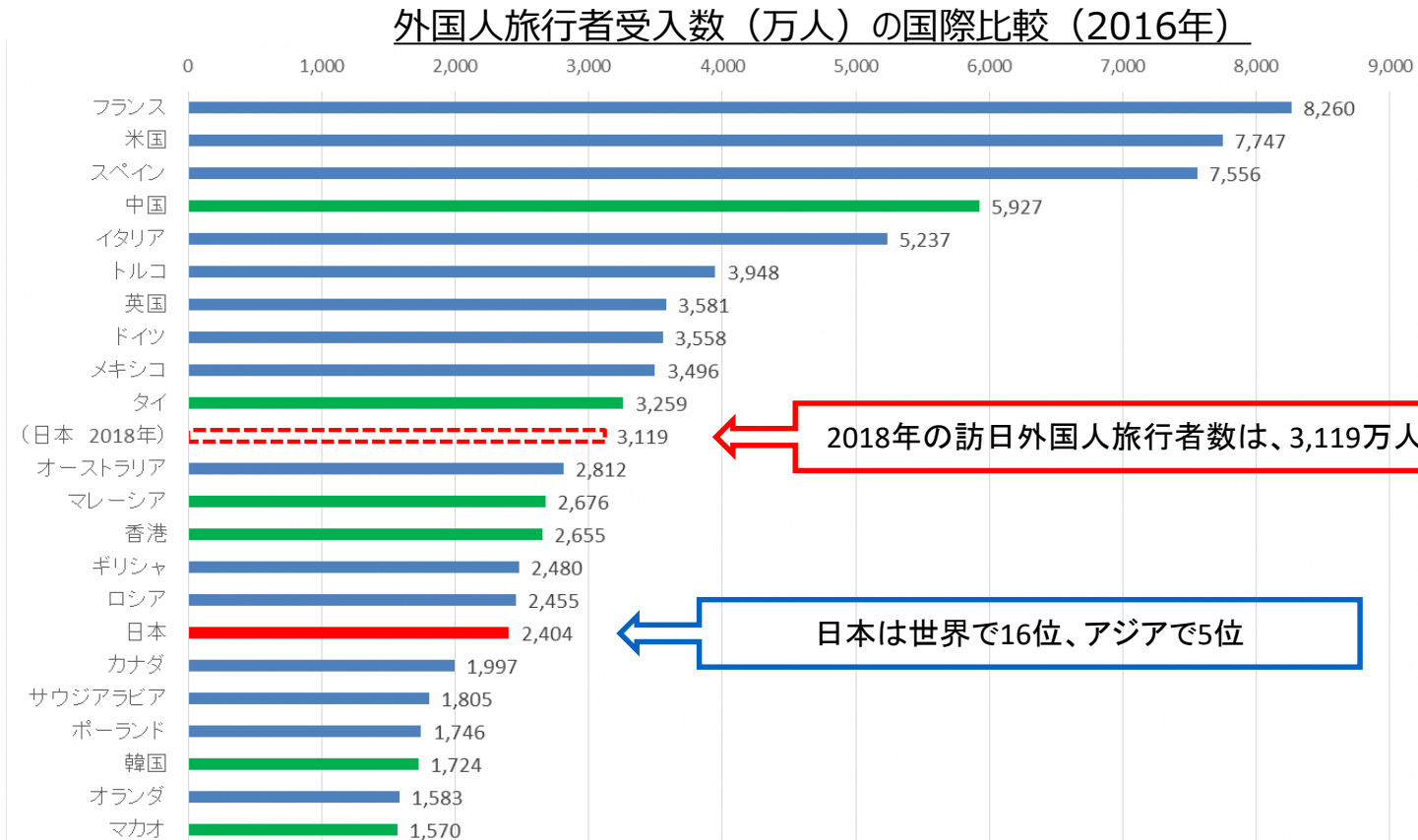
◆ 訪日外客数における各国・地域別内訳は、東アジアの国・地域が多い。

2-4 日本の現状と観光

なぜ「観光」を成長戦略に位置付けているのか（3）

外国人旅行者受入数の国際比較

- ◆ 2016年の「外国人旅行者受入数ランキング」において、日本は、世界16位（アジアで5位）であり、他の観光国との差が大きい。
- ◆ 2018年は増加し、3,119万人となっている。



2-5 政府の観光先進国に向けた目標

政府の目標（1）

2016年3月 明日の日本を支える観光ビジョン

- ◆ 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを
目指す。
- ◆ 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを
目指す。
【参考 2018年 訪日外国人旅行者数 3,119万人 訪日外国人旅行消費額 4兆5,064億円】

2016年3月 未来投資戦略2018

- ◆ 観光は、「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成に向けた成長戦略の柱、「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム2018」等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進める。

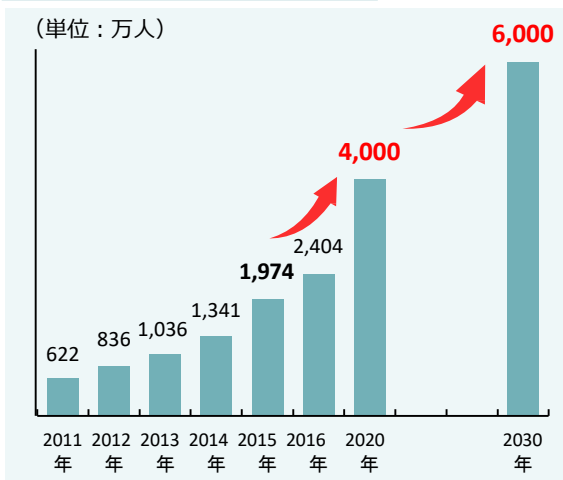
【取組の方向性】

- ①観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に
- ②観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に
- ③全ての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

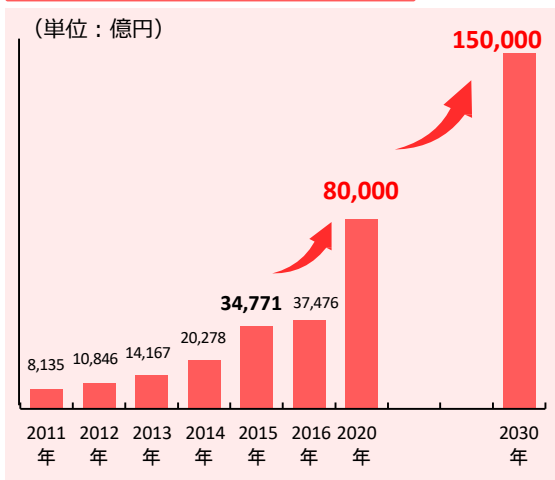
2-5 政府が観光先進国に向けた目標

政府の目標（2）

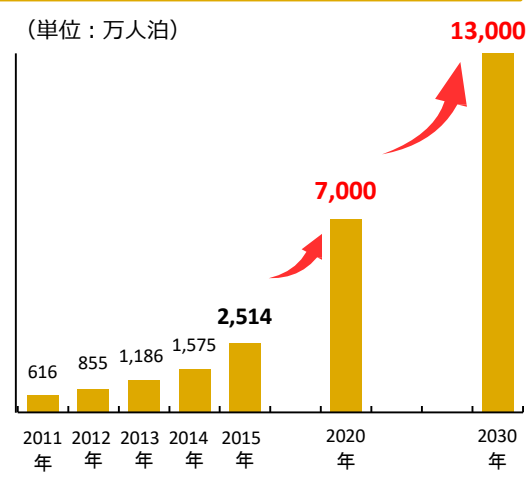
○ 訪日外国人旅行者数



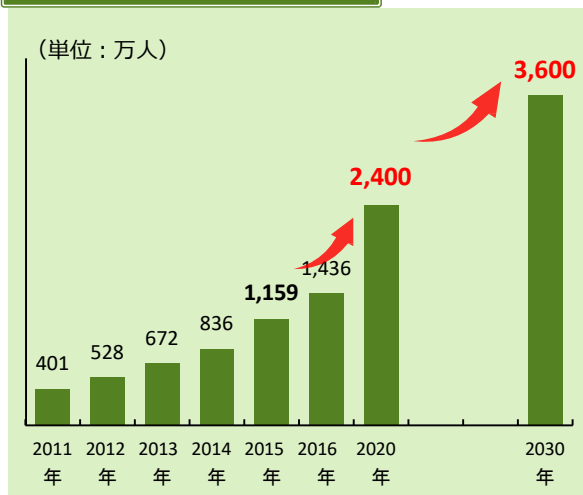
○ 訪日外国人旅行消費額



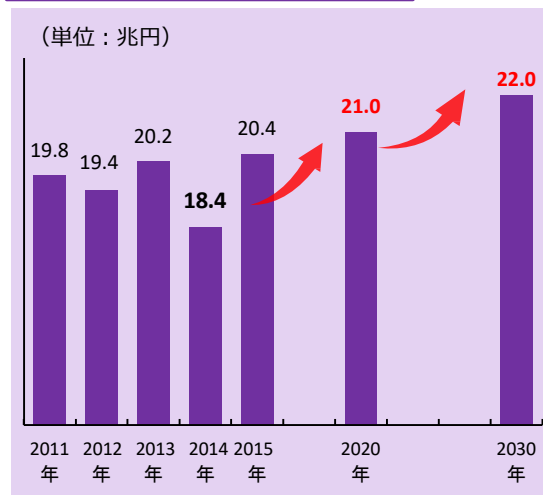
○ 地方部での外国人延べ宿泊者数



○ 外国人リピーター数



○ 日本人国内旅行消費額



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料

3 日本型IRの導入に向けた動き

- 3-1 国の動向等
- 3-2 日本型 I R に関する賛成意見・反対意見
- 3-3 I R 整備法
- 3-4 日本型 I R
- 3-5 カジノ規制の全体像
- 3-6 今後のスケジュール等
- 3-7 政省令等
- 3-8 ギャンブル等依存症対策
- 3-9 他都市の動向

3-1 国の動向等

【政府等の検討経過】

- ◆ 日本におけるカジノ導入議論は、1999年に東京都の石原知事（当時）が提唱した「お台場カジノ構想」が始まりといわれている。2016年12月 I R 推進法の成立を受け、2018年7月、I R 整備について定めた I R 整備法が成立し、日本においても I R の導入が可能となった。

年月日	検討経緯
2010.4.14	超党派の「国際観光産業振興推進議員連盟」（I R 議連）が発足。
2013.12.5	自民党、日本維新の会、生活の党の3党が、「I R 推進法案」を衆議院に提出。
2014.11.21	I R 推進法案は衆議院解散に伴い、廃案。
2015.4.28	I R 推進法案が自民党、維新の党及び次世代の党により、衆議院に再提出
2016.12.15	I R 推進法成立（12月26日施行・公布）
2017.3	I R 推進本部設置
2017.4～	I R 推進本部会合（計4回開催）、I R 推進会議開催（計14回開催）
2017.7.31	I R 推進会議 取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～
2017.8～	パブリックコメントの実施及び説明・公聴会（全国9ブロック）開催
2018.7.20	I R 整備法成立
2018.12.4	I R 推進会議 取りまとめ～主な政令事項に係る基本的な考え方～
2018.12.12	I R 整備法に係る説明会（全国9ブロック）開催
2019.2.1～	I R 整備法施行令（案）に対するパブリックコメントの実施

3-2 日本型 I Rに関する賛成意見・反対意見

国会審議における賛成・反対意見の例

【賛成意見の例】

- ◆ 日本型 I Rは、観光立国を実現するためのツールの一つとなるものである。
- ◆ 地方の活性化、地方創生を推進するためには、I Rを活用し、地方に魅力ある観光施設をつくることが重要な手段。
- ◆ MICE施設は単体では収益性が低く、一定の収益性が見込めるカジノを併設させた I Rを民間で整備することが必要。
- ◆ I Rで重要な国際会議を開催することができるが、日本は安全な国であるという、世界に向けた強いアピールにつながり、国際的な与信を高める。

【反対意見の例】

- ◆ ギャンブル依存症や多重債務者が増加し、生活破綻や治安悪化も懸念される。
- ◆ ギャンブル依存症への対策を行うことが先である。
- ◆ 刑法の賭博罪から違法性が阻却されるための制度設計が必要であるが、具体的な規定が政省令にて定められるため、I R整備法案のみでは判断できない。
- ◆ 国民への説明が全く不十分である。
- ◆ 観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とするとしているが、その効果の試算が不十分である。

3-2 日本型 I R に関する賛成意見・反対意見

「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に関する意見募集（パブリックコメント）における賛成・反対意見の例

【賛成意見の例】

- ◆ 「推進会議取りまとめ」に記載されている根本原則に全面的に賛成
- ◆ I R は、ギャンブルの暗いイメージを払拭し、壮大な明るい娯楽施設にすべき。
- ◆ 「カジノで遊ぶことがステイタス」「お金持ちでなければカジノには入れない」という認識を一般に広める努力が必要。
- ◆ 地域の振興、雇用の創造等に大きなプラスがある。
- ◆ 財政改善、経済振興に寄与する。
- ◆ 訪日外国人旅行客の増加に寄与する。
- ◆ 国際的なプレゼンスの向上に資する。
- ◆ 訪問客が増加し、I R 区域外にあるホテルの客室数も増加する等 I R 区域外にも好影響を与える。
- ◆ I R = カジノ = 不健全との概念を払拭して、前向きな議論が重要であり、観光などの経済効果や雇用にも影響が大きいことをしっかりと情報発信して行くことが必要。

【反対意見の例】

- ◆ 「世界最高水準のカジノ規制」や「世界初の日本型 I R」といったイメージばかりであるため、具体的方策を示すべき
- ◆ 中核施設にMICEを位置付ける今回の取りまとめは、シンガポールの物まねにすぎない。シンガポールを凌駕し、世界の都市間競争に勝ち抜く I R コンセプトを作成すべき
- ◆ カジノ収益によりMICEの赤字を補てんするならば、I R を設置しない地域のMICEとの間で、不公平になる。
- ◆ イスラム圏ではカジノが禁止されており、カジノを設置するとイスラム圏からの訪日外国人が落ち込む恐れがある。
- ◆ 大規模投資は過剰投資の危険性が高く、収益エンジンとしてのカジノの利益極大化に依存せざるを得ないため、国民をますますギャンブル漬けにする。
- ◆ カジノの胴元等、特定の者・団体だけが利益を得ることになる。

3-3 I R 整備法

【I R 導入に関する根本原則】

- ◆ 我が国における I R の導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、I R 事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。

【制度設計のポイント】

ポイント① 世界初の I R 法制度

「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化

ポイント② 魅力ある「日本型 I R」

民間事業者ならではの創意工夫を活かし、「世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立」「滞在型観光モデルの確立」「世界に向けた日本の魅力発信」等により、「観光先進国」としての日本を実現

ポイント③ 諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

諸外国と比較しても遜色なく、かつ、諸外国に例のない規制（きめ細やかな入場回数制限等）も盛り込んだ世界最高水準の規制

3-3 I R 整備法

【I R 整備法の構成】

- I R 整備法は、13 の章から構成され、大きく分けると下記の5区分になる。

第一章 総則

各種定義並びに国及び地方公共団体の一般的な責務について規定されている。

第二章 特定複合観光施設区域

I R 施設が設置される「特定複合観光施設区域（I R 区域）」の範囲や整備に関する一連について規定されている。

第三章～第七章 カジノ事業・カジノ事業者等

カジノ事業・カジノ事業者、カジノ施設供用事業、認可施設土地権利者、カジノ関連機器等製造業等に対する規制が定められている。

第八章～第九章 入場料・納付金等

入場料及び納付金等のカジノ収益に対する課税に関して規定されている。

第十章～第十三章 監督・カジノ管理委員会・罰則等

カジノ事業者等への監督及び罰則等の一般条項、カジノ事業を監督するカジノ管理委員会について規定されている。

3-3 I R 整備法

【I R 整備法の概要】

第1 目的

- ◆ カジノ事業の収益を活用して、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

第2 特定複合観光施設（I R）区域制度

- ◆ 「I R 施設」は、カジノ施設と①国際会議場施設、②展示施設、③魅力増進施設、④送客施設、⑤宿泊施設から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であり、民間事業者により一体として設置・運営される
- ◆ 国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やI R事業者の監督等所要の制度を規定
- ◆ 認定申請に当たり、都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化
- ◆ 認定区域整備計画の数の上限は3

第3 カジノ規制

- ◆ I R事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）が必要。その他のカジノ事業関係者（主要株主等）についても、免許・許可・認可制
- ◆ 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け
- ◆ 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止

3-3 I R 整備法

【I R 整備法の概要】

第4 入場料・納付金等

- ◆ 日本人等の入場者に対し、**入場料・認定都道府県等入場料**として、それぞれ**3千円/回**（24時間単位）を賦課
- ◆ カジノ事業者に対し、**国庫納付金**（①カジノ行為粗収益（GGR）の**15%**及び②カジノ管理委員会経費負担額）、**認定都道府県等納付金**（GGRの**15%**）の納付を義務付け

第5 カジノ管理委員会

- ◆ 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- ◆ カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

3-4 日本型 I R

【日本型 I Rとは】

「特定複合観光施設」を一体として構成すべき中核施設を以下の機能を有するものと整理。これらの機能を有する施設は、それぞれ我が国を代表する施設として I R 区域内にカジノ収益を活用し整備され、国際競争力の高い滞在型観光の実現を目指す。



上記の中核施設の具体的内容及びその他の施設の種類・コンテンツについては、民間事業者の資金・自由な発想を活かし、より魅力的、かつ、高い経済効果を有する施設の整備・運営を実現。

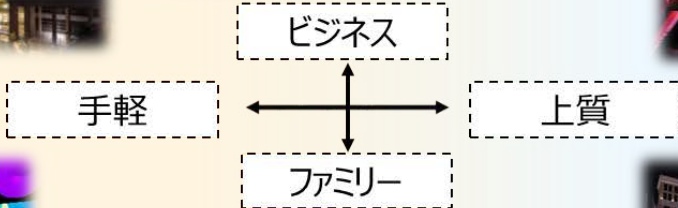
3-4 日本型 I R

【日本型 I Rとは】

諸外国のIRでは、民間ならではの自由な発想によりカジノ収益を活用して、昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なことから手軽なものまで、幅広いコンテンツが提供されている。

昼

夜



さらに日本型IRでは

- IRで様々な日本の魅力を体験し、思い立ったら、すぐに、気軽に、日本各地へ。
- これらを通じ、日本各地における **新たな観光ビジネスのモデルの確立**を目指す

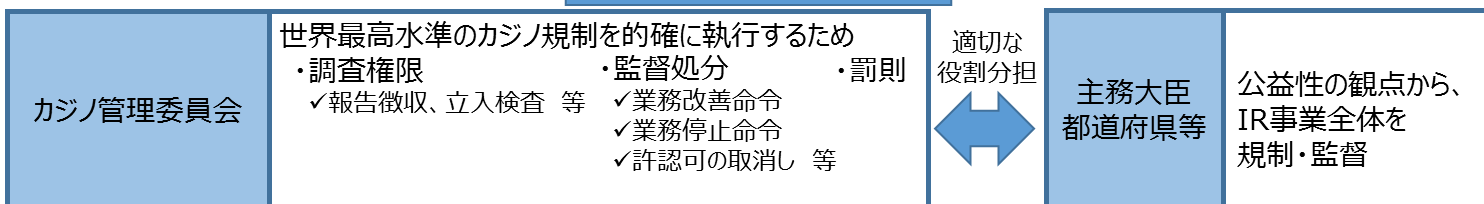
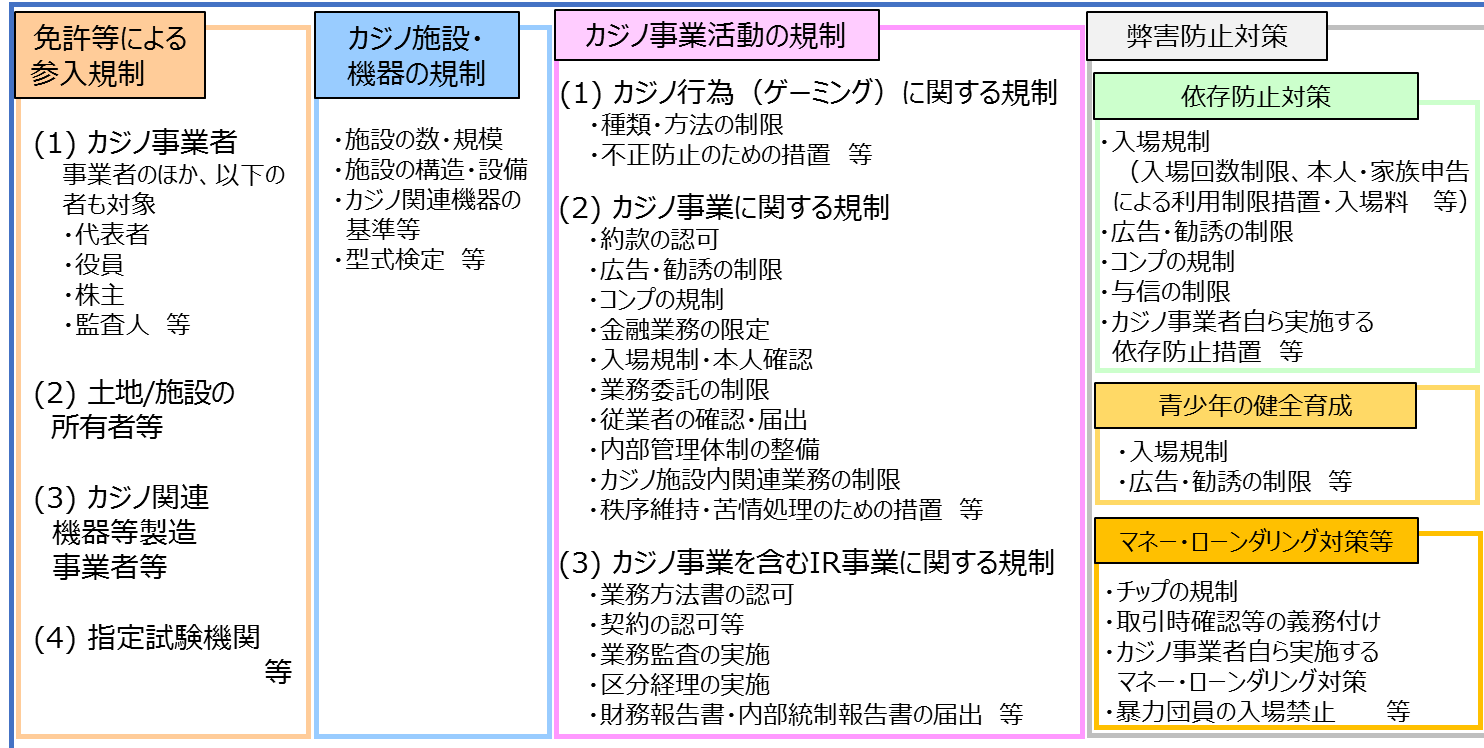
写真提供：岐阜県白川村役場



3-5 カジノ規制の全体像

【世界最高水準の規制】

◆ カジノ事業に対しては、参入規制、施設や機器の規制、事業活動に関する規制、弊害防止対策が下記のように定められ、カジノ管理委員会・国・自治体の監督を受ける。



3-5 カジノ規制の全体像

【カジノの弊害防止対策】

◆ カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備

多段階的な取組

① 機会の限定

- I Rの区域数の限定
- カジノ施設の数、ゲーミングエリアの限定
- オンラインカジノの禁止

② 誘客時の規制

- 広告・勧誘規制
- コンブ規制

③ 厳格な入場規制

- 入場回数の制限／厳格な本人確認
- 入場料の賦課

④ カジノ施設内の規制

- カジノ行為に関する規制（著しく射幸心をあおることの防止）
- 貸付規制
- ATMの設置に関する規制

⑤ 相談・治療につなげる取組

- 相談窓口の設置
- 本人・家族申告による利用制限

具体的施策例

ポリシーミックス

公共政策としての制度整備

事業者が取組むべき規範

対象人数

大多数

限定的

3-6 今後のスケジュール等

【政省令等に関する今後の動き】

I R 推進法

特定複合観光施設区域の整備に関する法律

- 2016年12月に可決・成立
- 全23条
- 附帯決議において、I R 整備法に規定すべき事項や留意点を規定

I R 整備法

特定複合観光施設区域整備法

- 2018年7月に可決・成立
- 全251条

I R 整備法条文
のみでは未確定
事項が多い

政令、省令、カジノ管理委員会規則への委任事項は300を超える

政令

- I R 整備法全般に関わる規定の詳細化、具体化
- 主には、定義規定の詳細化（例えば、主要施設の要件等）
- I R 整備法公布から9ヶ月以内に制定される必要あり

国土交通省令

- I R 事業者選定に関する規定の詳細化、具体化
- I R 区域認定に関する規定の詳細化、具体化

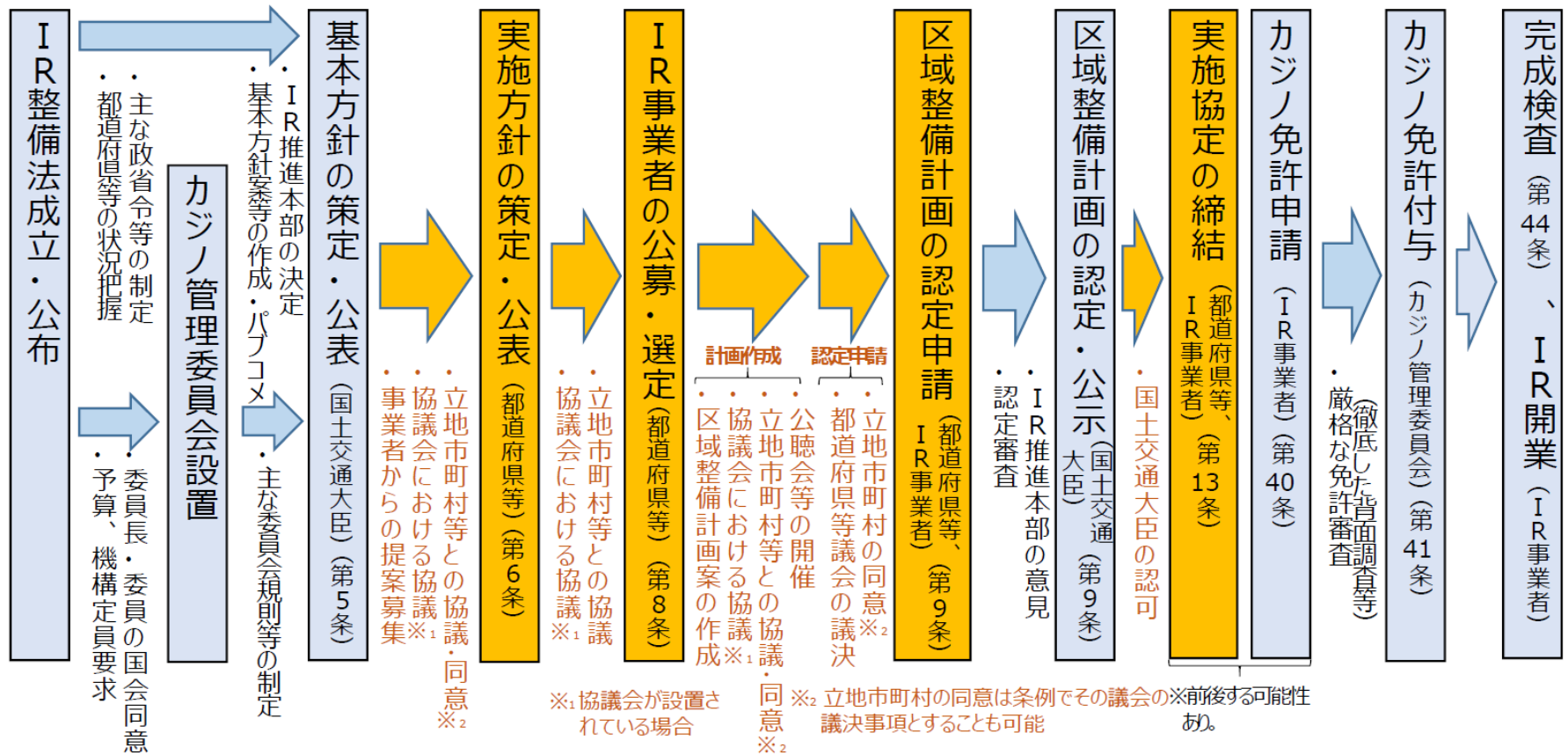
カジノ管理委員会規則

- カジノ事業者のライセンス制度に関する規定の詳細化、具体化
- カジノ事業に係る規制の詳細化、具体化

3-6 今後のスケジュール等

【開業までのプロセス、スケジュール】

- ◆ I R 開業までのプロセスは以下のとおり。
- ◆ スケジュールは現段階で未定であり、今後の I R 整備法の政省令や基本方針により定められる予定である。



3-7 政省令等

【中核施設の基本的な視点】

◆ 基本的な視点 1

我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

これまでに我が国において行われてきたものに加え、これまでにないような国際的MICEビジネス等を展開し、新たなビジネスの起爆剤となり、また、世界に向けて日本の魅力を発信し、世界中から観光客を集める、**我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容の施設**とすべき。

◆ 基本的な視点 2

これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

ナショナル・プロジェクトとしてふさわしい I R 事業の「公益性」を確保する外形的な要件とすべき。**これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模の施設**とすべき。

◆ 基本的な視点 3

民間の活力と地域の創意工夫

中核施設を構成する各施設や立地地域の特性が様々であることを踏まえ、**民間の活力と地域の創意工夫をいかせるもの**とすべき。

3-7 政省令等

I R整備法で定められている国際会議場施設、展示等施設の要件

◆ 国際会議場施設

国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

◆ 展示等施設

国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であつて、政令で定める基準に適合するもの

主な政令事項での国際会議場施設、展示等施設の基本的な考え方

国際会議及び展示会等を規模・開催頻度に応じて、以下の①から③の3つのカテゴリーに分類し、当該分類に従い、都道府県等や民間事業者がいずれかの類型を選択

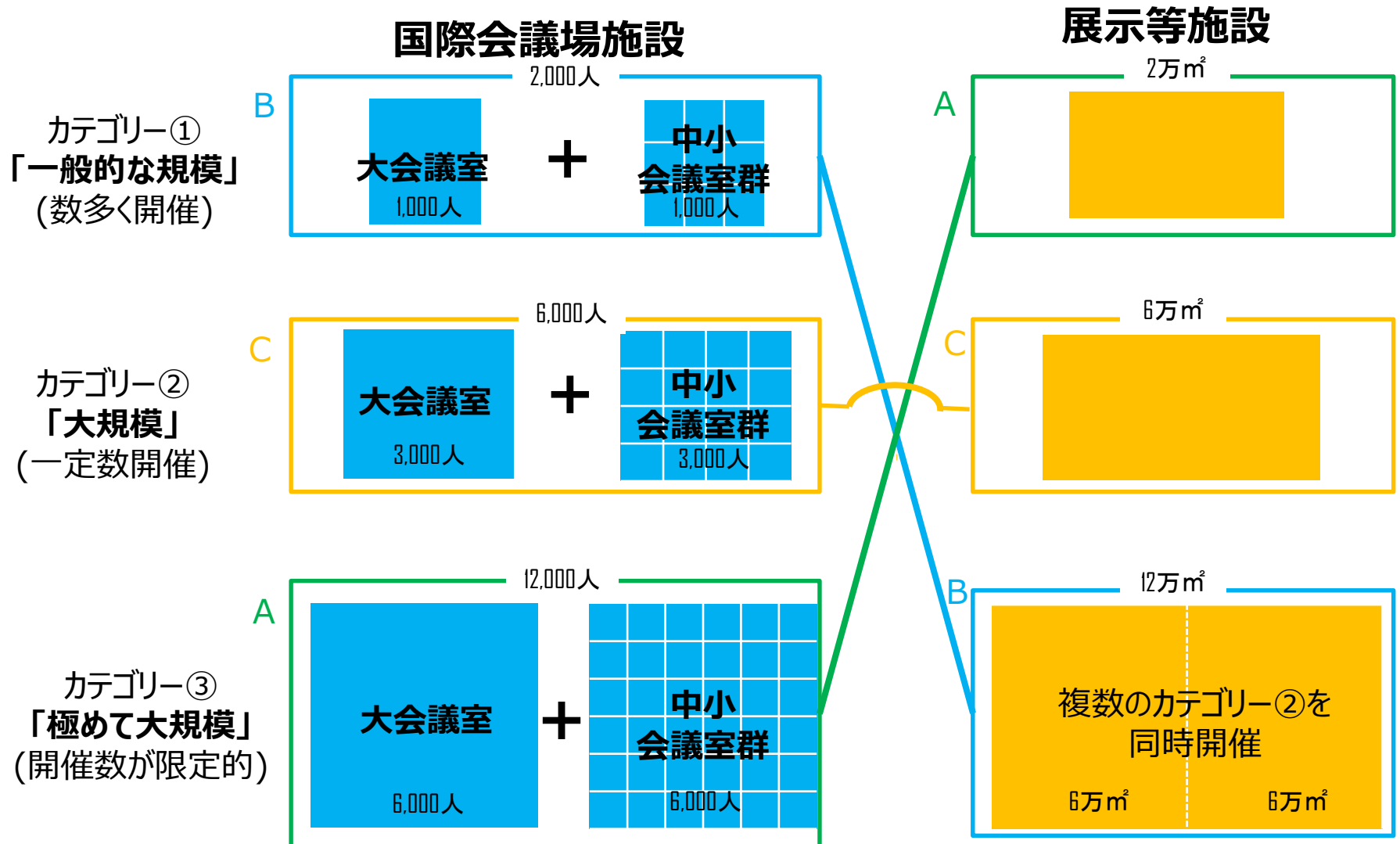
カテゴリー①「一般的な規模」（数多く開催）（次ページ緑枠の組み合わせ）

カテゴリー②「大規模」（一定数開催）（次ページ青枠の組み合わせ）

カテゴリー③「極めて大規模」（開催数が限定的）（次ページ黄色枠の組み合わせ）

3-7 政省令等

国際会議場施設、展示等施設の主な政令事項の基本的な考え方



3-7 政省令等

I R整備法で定められている魅力増進施設の要件

- ◆ 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるもの

主な政令事項での魅力増進施設の基本的な考え方

下記①又は②のどちらかを選択できることとした上で、③の要件を満たす機能を有するものとする。具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねるべき。

①多様なコンテンツを内容に応じた発信手段に絞った上で魅力を幅広く伝える

- ✓ 特定のジャンル（例：演劇・演芸）について総合的かつ体系的にまとめ、最も適した発信手法に絞って発信する

②コンテンツを絞った上で多様な発信手段を活用し、魅力をより深く伝える

- ✓ 特定のジャンルの中からさらにテーマ（例：歌舞伎、落語等）を絞った上で、あらゆる発信手法を活用して発信する

③魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み

- ✓ 新たなコンテンツの創造や発信手法の工夫による既存コンテンツの発展に取り組む

3-7 政省令等

I R整備法で定められている送客施設の要件

- ◆ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの

主な政令事項での送客施設の基本的な考え方

下記①～④の全ての要件を満たすものとするべき

①ショーケース機能

- ✓ 日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

②コンシェルジュ機能

- ✓ 利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービス手配をワンストップで実施

③多言語対応機能

- ✓ 上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供

④十分な施設規模

- ✓ 多数の来訪者に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

3-7 政省令等

I R整備法で定められている宿泊施設の要件

- ◆ 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの

主な政令事項での宿泊施設の基本的な考え方

宿泊施設全体として一定以上の総客室面積を有するものとするべき。
その際、以下の①～③を勘案したものとするべき

- ① 世界水準の宿泊施設における最小の客室の一部屋当たりの客室面積
- ② (I) 世界水準の宿泊施設における最小のスイートルームの一部屋当たりの客室面積
(II) 諸外国の I R の宿泊施設の総客室数に対するスイートルームの割合
- ③ 諸外国の I R における宿泊施設の総客室数

3-7 政省令等

中核施設の具体的な基準・要件

<p>MICE施設</p>	<p>以下の①～③のいずれかを満たすこと</p> <table border="1" data-bbox="442 327 1669 529"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パターン</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th rowspan="2">展示等施設</th> </tr> <tr> <th>最大の会議室の収容人数</th> <th>施設全体の収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,000人以上～3,000人未満</td> <td>2,000人以上～6,000人未満</td> <td>12万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3,000人以上～6,000人未満</td> <td>6,000人以上～12,000人未満</td> <td>6万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,000人以上</td> <td>12,000人以上</td> <td>2万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	国際会議場施設		展示等施設	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	①	1,000人以上～3,000人未満	2,000人以上～6,000人未満	12万㎡以上	②	3,000人以上～6,000人未満	6,000人以上～12,000人未満	6万㎡以上	③	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上
パターン	国際会議場施設		展示等施設																
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数																	
①	1,000人以上～3,000人未満	2,000人以上～6,000人未満	12万㎡以上																
②	3,000人以上～6,000人未満	6,000人以上～12,000人未満	6万㎡以上																
③	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上																
<p>魅力増進施設</p>	<p>➤ 我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設 ※具体的なコンテンツ内容や発信手法は、都道府県等や民間事業者に委ねる。</p>																		
<p>送客施設</p>	<p>以下の①～④の全て満たすこと</p> <table border="1" data-bbox="442 776 1785 986"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ショーケース機能</td> <td>日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信</td> </tr> <tr> <td>②コンシェルジュ機能</td> <td>利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施</td> </tr> <tr> <td>③多言語対応機能</td> <td>①②について、英語を含め複数の外国語で提供</td> </tr> <tr> <td>④十分な施設規模</td> <td>多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備</td> </tr> </tbody> </table>	要件	内容	①ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信	②コンシェルジュ機能	利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施	③多言語対応機能	①②について、英語を含め複数の外国語で提供	④十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備								
要件	内容																		
①ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信																		
②コンシェルジュ機能	利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施																		
③多言語対応機能	①②について、英語を含め複数の外国語で提供																		
④十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備																		
<p>宿泊施設</p>	<p>➤ 客室の床面積合計が、概ね10万㎡以上 ➤ 以下の①～③が国内外の実情を踏まえ適切なものであること</p> <table border="1" data-bbox="442 1105 1483 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準</th> <th colspan="2">参考値</th> </tr> <tr> <th>世界的ブランド 宿泊施設平均</th> <th>海外IR 宿泊施設平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①客室のうち、最小のものの床面積</td> <td>39.7㎡</td> <td>40㎡</td> </tr> <tr> <td>②スイートルームのうち、最小のものの床面積</td> <td>67㎡</td> <td>65.6㎡</td> </tr> <tr> <td>③客室総数に占めるスイートルームの割合</td> <td>14.8%</td> <td>19.2%</td> </tr> </tbody> </table>	基準	参考値		世界的ブランド 宿泊施設平均	海外IR 宿泊施設平均	①客室のうち、最小のものの床面積	39.7㎡	40㎡	②スイートルームのうち、最小のものの床面積	67㎡	65.6㎡	③客室総数に占めるスイートルームの割合	14.8%	19.2%				
基準	参考値																		
	世界的ブランド 宿泊施設平均	海外IR 宿泊施設平均																	
①客室のうち、最小のものの床面積	39.7㎡	40㎡																	
②スイートルームのうち、最小のものの床面積	67㎡	65.6㎡																	
③客室総数に占めるスイートルームの割合	14.8%	19.2%																	

3-7 政省令等

その他 IR整備法施行令（案）の概要

ゲーミング区域の床面積の上限

- ◆ ゲーミング区域の床面積の上限は、IR施設の床面積の合計の3%

カジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設

- ◆ 国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定

現金取引報告（CTR^(※)）の対象となる取引の範囲

- ◆ 現金取引報告の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など、現金の受払いが行われる取引であって、100万円を超えるもの

(※) 一定額以上の現金取引報告要求
(Cash Transaction Report (CTR)。米国では10,000ドル超、シンガポールで10,000Sドル以上という閾値を設定)

3-8 ギャンブル等依存症対策

【政府等の検討経過】

年月日	内 容
2016.12.15	I R 推進法成立、附帯決議が衆議院15項目参議院16項目
2016.12.26～	ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議の設置（計3回開催）
2017.1.23～	ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議幹事会の設置（計4回開催）
2017.3.31	「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」の公表
2017.8.29	「ギャンブル等依存症対策の強化について」の公表
2017.12.25	「家族申告によるアクセス制限の実施について」の公表
2018.7.6	ギャンブル等依存症対策基本法成立
2018.10.19	ギャンブル等依存症対策推進本部の設置・会合
2019.2.20	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置・会合
2019.3.7	ギャンブル等依存症対策基本計画（案）のパブリックコメントの実施
2019.4	ギャンブル等依存症対策基本計画策定（予定）

3-8 ギャンブル等依存症対策

【ギャンブル等依存症対策基本法の構成】

- ◆ ギャンブル等依存症対策基本法は、下記の4つの章により構成されている。なお、ギャンブル等依存症対策の基本計画は、2019年4月の閣議決定を目指している。

第一章 総則

各種定義や目的、国・地方公共団体・関係事業者等の責務について規定がされている。

第二章 ギャンブル等依存症対策 推進基本計画等

ギャンブル等依存症対策推進基本計画は、政府に策定義務、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、都道府県に策定の努力義務が規定されている。

第三章 基本的施策

基本的施策として、①教育の振興等、②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施、③医療提供体制の整備、④相談支援等、⑤社会復帰の支援、⑥民間団体の活動に対する支援、⑦連携協力体制の整備、⑧人材の確保等、⑨調査研究の推進等、⑩実態調査を定めることを求めている。

第四章 ギャンブル等依存症対策 推進本部

内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部を設置することが規定されている。

推進本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置することが規定されている。

3-8 ギャンブル等依存症対策

【ギャンブル等依存症対策基本法の概要】

第1 目的

- ◆ ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、①国民の健全な生活の確保を図るとともに、②国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

第2 定義

- ◆ ギャンブル等依存症：ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

第3 基本理念

- ◆ ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援
- ◆ 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

第4 アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

- ◆ アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

第5 責務

- ◆ 国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定

第6 ギャンブル等依存症問題啓発週間

- ◆ 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

3-8 ギャンブル等依存症対策

【ギャンブル等依存症対策基本法の概要】

第7 法制上の措置等

- ◆ 政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

第8 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- ◆ ギャンブル等依存症対策推進基本計画：政府に策定義務
- ◆ 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画：都道府県に策定の努力義務

第9 基本的施策

- ◆ ①教育の振興等、②ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施、③医療提供体制の整備、④相談支援等、⑤社会復帰の支援、⑥民間団体の活動に対する支援、⑦連携協力体制の整備、⑧人材の確保等、⑨調査研究の推進等、⑩実態調査（3年ごと）

第10 ギャンブル等依存症対策推進本部

- ◆ 内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- ◆ 所掌事務：①基本計画の案の作成・実施の推進、②基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等

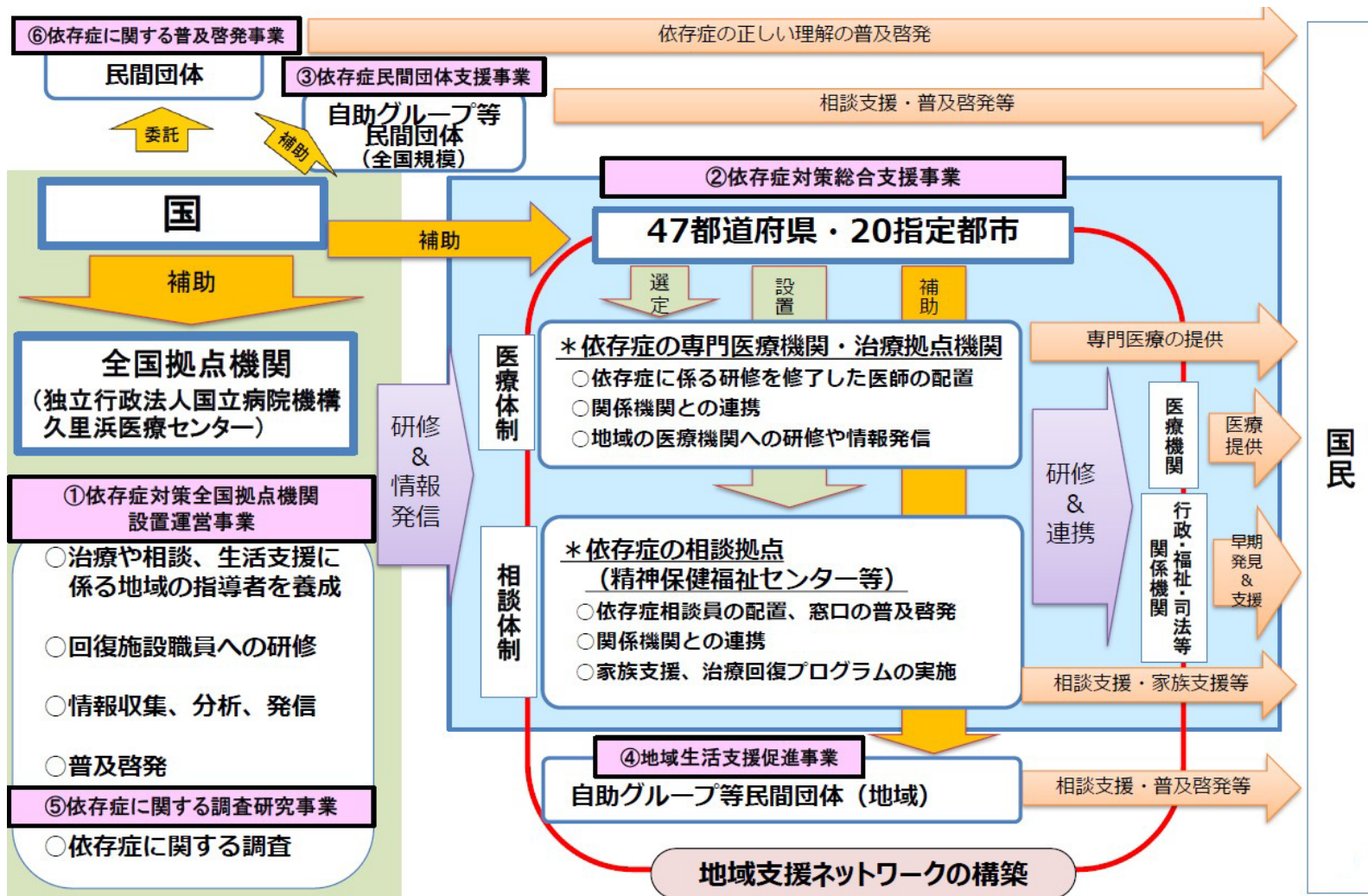
第11 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

- ◆ 本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を設置
- ◆ 委員：ギャンブル等依存症である者等・その家族を代表する者・関係事業者・有識者のうちから内閣総理大臣が任命（20人以内）
- ◆ 所掌事務：本部による①基本計画の案の作成、②施策の実施状況の評価結果の取りまとめの際に、意見を述べる

3-8 ギャンブル等依存症対策

【国、都道府県等における依存症対策】

◆ ギャンブル等依存症対策における国や都道府県等の役割は、下記のとおりである。



3-8 ギャンブル等依存症対策

【ギャンブル等依存に関する疫学調査の結果】

- ◆ 平成29年度に実施された全国調査（調査実施主体：日本医療研究開発機構、久里浜医療センターに委託して調査実施）は、下表のとおりである。
- ◆ SOGS（The South Oaks Gambling Screen）は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストであり、12項目（20点満点）の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

国	報告年	対象数	ギャンブル等依存症が疑われる者の割合	調査方法
日本 (全国調査結果)	2017	4,685	0.8% (男性:1.5%、女性:0.1%)	SOGS(12ヶ月以内)≥5点
日本 (全国調査結果)	2017	4,685	3.6% (男性:6.7%、女性:0.6%)	SOGS(生涯)≥5点
オーストラリア	2001	276,777	男性:2.4%、女性:1.7%	SOGS(生涯)≥5点
オランダ	2006	5,575	1.90%	SOGS(生涯)≥5点
米国	2001	2,683	1.90%	SOGS(12ヶ月以内)≥5点
香港	2003	2,004	1.80%	DSM-IV(※1)
フランス	2011	529	1.20%	SOGS(生涯)≥5点
スイス	2008	2,803	1.10%	SOGS(生涯)≥5点
カナダ	2005	4,603	0.90%	SOGS(生涯)≥5点
英国	2000	7,680	0.80%	SOGS(12ヶ月以内)≥5点
韓国	2010	5,333	0.80%	DSM-IV
スウェーデン	2001	7,139	0.60%	SOGS(12ヶ月以内)≥5点
スイス	2008	2,803	0.50%	SOGS(12ヶ月以内)≥5点
イタリア	2004	1,093	0.40%	SOGS(生涯)≥5点
ドイツ	2009	10,001	0.20%	SOGS(生涯)≥5点

(※1) アメリカ精神医学会が定義している「精神障害の診断と統計の手引き(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorder)」の第4版

3-8 ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）の概要

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- ◆ 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- ◆ 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置、生活支援
- ◆ 関連問題に関する施策との有機的な連携

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- ◆ 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部
- ◆ 対象期間：平成31年度～平成33年度

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ◆ 積極的な広報活動の実施
- ◆ 全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

- ◆ 相談支援（相談拠点の整備、従事者支援、消費生活相談体制強化、多重債務相談窓口での対応、司法書士の養成）
- ◆ 治療支援（治療拠点の整備、研究、適切な診療報酬を検討）
- ◆ 民間団体支援（自助グループ等の活動支援、経済的支援）
- ◆ 社会復帰支援（生活困窮者の支援、受刑者・保護観察対象者の支援）

III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- ◆ 依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発
- ◆ 学校教育や職場における指導の充実

IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

- ◆ 連携協力体制の構築（医療機関、相談窓口、民間団体等）
- ◆ 人材の確保（医師への研修・教育、各種専門家の育成）

V 調査研究：基本法第22条関係

- ◆ ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立・普及
- ◆ 個人認証システム、海外の依存症対策、入場管理方法の研究

VI 実態調査：基本法第23条関係

- ◆ ギャンブル等依存症問題の実態把握
- ◆ 消費行動の実態調査
- ◆ ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査

VII 多重債務問題等への取組

- ◆ 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保・周知
- ◆ 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

- ◆ 広告宣伝の在り方（指針作成、普及啓発）
- ◆ アクセス制限・施設内の取組（アクセス制限や購入限度額等のシステム導入、研究、入店制限、年齢確認、ATM撤去）
- ◆ 相談・治療につなげる取組（民間団体等への支援、助成）
- ◆ 依存症対策の体制整備（依存症対策責任者の設定、依存症対策実施規程の整備、依存問題対策要綱の整備と実施状況報告、第三者機関による立入調査）

3-8 ギャンブル等依存症対策

【日本における遊技場・公営競技等の状況】

◆ 日本における既存の遊技場・公営競技等の市場規模、店舗・施設数

種類	市場規模 (2017年)	店舗数、施設数 (2018年12月31日現在)	出典
遊技場 (パチンコ、パチスロ)	19兆5,400億円	10,596店 (遊技機台数4,436,841台)	◆ 市場規模: レジャー白書2018 ◆ 店舗数: 警察庁発表
中央競馬	2兆7,477億円	10場	◆ 市場規模: 経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」 ◆ 施設数: 日本中央競馬会(JRA)
地方競馬	5,525億円	15場	◆ 市場規模: 経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」 ◆ 施設数: 地方競馬全国協会(NAR)
競輪	6,400億円	43場	◆ 市場規模: 経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」 ◆ 施設数: 日本モーターボート競走会
競艇	1兆2,378億円	24場	◆ 市場規模: 経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」
オートレース	660億円	5場	◆ 施設数: 公益財団法人JKA

【参考】

種類	市場規模 (2017年)	出典
宝くじ	7,870億円	レジャー白書2018

3-8 ギャンブル等依存症対策

【横浜市の依存症対策の全体像】

横浜市では、依存症対策についての相談先の紹介や正しい知識の普及等の対策を推進している。

- ◆ 依存症対策の検討部会の設置
 - 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催（30年度）
- ◆ 依存症に関する普及啓発
 - 依存症の基礎知識等に関する、パンフレットやHPによる普及啓発（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症に関する相談
 - 「アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談窓口」（こころの健康相談センター）
 - 各区福祉保健センター「精神保健福祉相談」の一環として対応
- ◆ 依存症に関する家族教室
 - 依存症者の家族を対象として実施（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症に関する回復プログラム
 - 横浜版回復プログラム「W A I - Y」の実施（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症に関する研修
 - 支援者に対し人材育成研修を実施（こころの健康相談センター）
- ◆ 依存症専門医療機関

神奈川県では、政令市も含む県下全域を対象に、県が依存症専門医療機関を選定しており、下記3つが横浜市内における医療機関である。

 - 医療法人社団祐和会大石クリニック
 - 地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター
 - 医療法人誠心会神奈川病院（※）

※ 薬物、ギャンブル等は診療対象としていない

3-8 ギャンブル等依存症対策

【依存症に関するパンフレット（こころの健康相談センター発行）】

相談先

依存症は、回復できる病気です。一人で悩まず、まずは相談してみませんか。

◆アルコール・薬物・ギャンブル等 依存症相談窓口

時間 (平日) 8:45~17:00

ご予約 横浜市こころの健康相談センター
の問合せ 045-671-4408

横浜市こころの健康相談センターでは、アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りの横浜市在住の方や、横浜市にお住まいの依存症当事者のことで困っているご家族からの相談をお受けしています。初めて利用される方は、まずご連絡下さい。

依存症 個別来所相談 (完全予約制)

- 専門の職員がご本人やそのご家族の相談内容を伺い、回復のためのアドバイスや適切な相談機関をご紹介します。
- 相談内容などの秘密は厳守します。

◆本人向け 依存症回復プログラム WAI-Y

- ワークブックを使って、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症回復のためのスキルを学んでいきます。
- 全8回のプログラムで、年に3期開催しています。

◆家族向け 依存症家族教室

- アルコール・薬物・ギャンブル等の問題に悩むご家族のための月1回の家族教室です。
- 病院や回復施設の支援の専門家の話を聞くことができ、依存症について学ぶことができます。

◆各区福祉保健センター

時間 (平日) 8:45~17:00

お住まいの区の福祉保健センターにて、ご本人やご家族の精神保健福祉相談を行っています。また、精神障害者保健福祉手帳や通院医療費の助成(自立支援医療)についての手続きを行っています。

	電話		電話
鶴見区	510-1848	金沢区	788-7848
神奈川区	411-7115	港北区	540-2377
西区	320-8450	緑区	930-2434
中区	224-8166	青葉区	978-2453
南区	341-1142	都筑区	948-2348
港南区	847-8446	戸塚区	866-8465
保土ヶ谷区	334-6349	栄区	894-8405
旭区	954-6145	瀬谷区	800-2446
磯子区	750-2455		

◆こころの電話相談 (こころの健康相談センター)

時間 (平日夜間) 17:00~21:30
(土日祝日) 8:45~21:30

電話 045-662-3522

日常のストレスによる悩みなどのこころの健康に関する電話相談を、平日夜間、土日祝日に行っています。

◆自助グループ

市内では、下記のグループ等が様々な場所で活動しています。会費・開催時間等、詳しくは、それぞれのグループのホームページをご覧ください。

	本人向け	家族向け
アルコール	AA	アラノン
	横浜新 酒新生活会	
薬物	NA	ナラノン
	横浜ひまわり家族会	
ギャンブル	GA	ギヤマン



横浜市こころの健康相談センター

依存症って知っていますか?

アルコール依存症

薬物依存症

ギャンブル等依存症

依存症の人は、**意志が弱い?**
本人の性格が、
依存症にさせて
いるのでしょうか?

それは**違います。**
誰でもなる可能性が
あります。



ある特定の「物質の使用(例えば、アルコールや薬物)」に関して「やめたくても、やめられない」状態を医学的には、依存症と呼びますが、ここでは、「行為や過程(ギャンブル等やインターネット)」に関してそのような状態に陥ることを含めて、一般的に用いられる「依存症」と表現しています。



発行 横浜市こころの健康相談センター

〒231-0021 横浜市中区日本大通18KRCビル6階
☎045-671-4455 FAX:045-662-3525



平成29年11月発行

この冊子に印刷された
イラストはすべて
フリーイラストです。

3-8 ギャンブル等依存症対策

【横浜市の依存症対策に関する計画 1】

依存症対策については、市の各種計画の中で、その方針を定めている。

◆ 横浜市中期4か年計画2018～2021

「政策32 暮らしを支えるセーフティネットの確保」

✓ 政策の目標・方向性

アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策として、当事者や家族からの相談体制の強化など総合的な対策を進めます。

✓ 現状と課題

アルコールや薬物、ギャンブル等への依存は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、患者本人や家族の課題を適切なサポートにつなげるため、普及啓発や専門相談等の取組が必要です。

✓ 主な施策（事業）

5	依存症対策	所管	健康福祉局、区
	アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む当事者や家族の悩みの解決に向け、身近な場所で相談ができるよう、「依存症相談拠点」の設置など、相談対応を強化します。また、インターネットゲーム障害などの新たな依存についても普及啓発等の取組を進めます。		
想定 事業量	依存症専門相談件数（延件数） 2,000件（4か年） 【直近の現状値】 29年度：482件/年	計画上の 見込額	0.4億円

3-8 ギャンブル等依存症対策

【横浜市の依存症対策に関する計画 2】

よこはま保健医療プラン2018（計画期間：2018～2023）

IV 主要な疾病（5疾病）ごとの切れ目のない保健医療連携体制の構築 5 精神疾患

✓ **施策の方向性**

依存症対策総合支援事業の実施や自殺対策基本法の改定など国等の動向も踏まえ、本市として具体的に施策を展開していきます。

✓ **施策展開に向けて**

アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症対策の強化を含めた「依存症対策総合支援事業」を実施します。

✓ **現状**

アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症に関する当事者や家族からの相談に対し、区福祉保健センターの医療ソーシャルワーカーによる専門医療機関への受診勧奨や自助グループの紹介を行っています。このほか依存症から回復を目指す方に向け、認知行動療法を用いた依存症回復プログラムや、依存症者の家族を対象とした家族教室を実施しています。

✓ **課題**

アルコール健康障害対策基本法や薬物依存症患者等を対象とした刑の一部執行猶予制度やギャンブル等依存症の対策の強化などを踏まえた取組が必要となっています。

主な施策

No.	内容
①	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症への対策として、厚生労働省が推進する「依存症対策総合支援事業」を実施し、依存症対策を強化します。（依存症相談拠点の整備、専門医療機関の指定、検討会議の開催など）

目標

指標	現状	2020	2023
各種事業の推進	検討	実施	実施

3-9 他都市の動向

	2016年度以前	2017年度	2018年度	2019年度
法令等		I R 推進法	I R 整備法	政省令等 基本方針

【 I R 誘致表明済みの自治体】

大阪府・市	海外 I R・可能性調査等	★ I R 推進会議設置 ★大阪府・市 I R 推進局発足 提案対話（テーマ別）	★大阪 I R 基本構想（案）中間骨子 提案対話（継続）	★大阪 I R 基本構想（案）
和歌山県		★ I R 推進協議会設置 海外 I R・可能性調査等	★ I R 基本構想 投資意向調査 アイデア募集	
長崎県 佐世保市	★ I R 推進協議会設置 ★長崎 I R 構想骨子 海外 I R・可能性調査等	アイデア公募（RFI）	★ I R 基本構想 RFI（継続）	

【 I R 検討中の自治体】

北海道 苫小牧市	海外 I R・可能性調査等	投資意向調査	★苫小牧国際リゾート構想 ★ I R に関する有識者懇談会設置	
愛知県		★国際観光都市の 機能整備研究会設置	アイデア募集	

横浜市	海外 I R 調査等		情報提供依頼	
-----	------------	--	--------	--

3-9 他都市の動向

●他都市が I R の検討を進めている理由

【大阪府・大阪市】

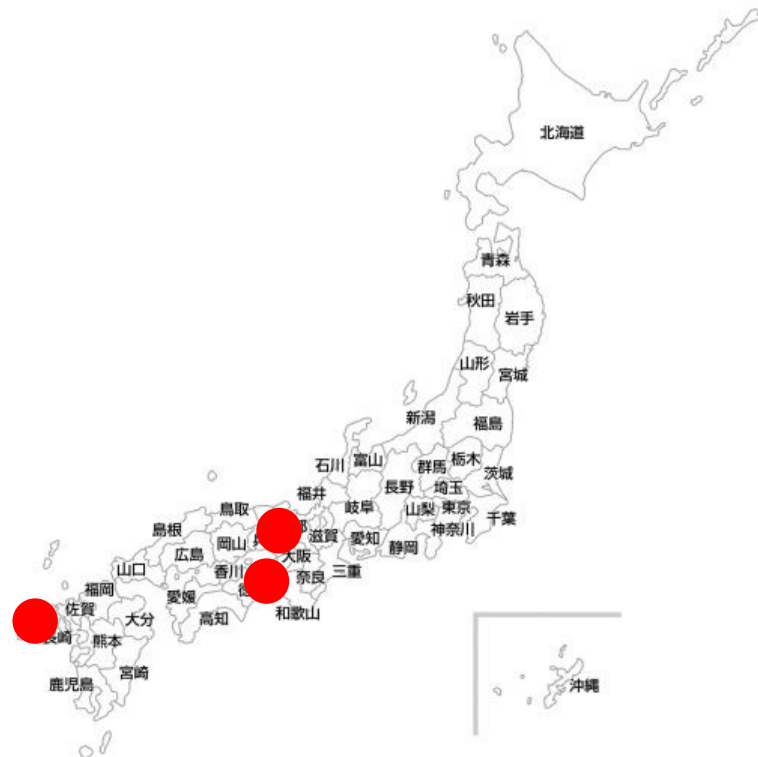
- ✓ 日本は人口減少が進んでおり、このままでは、物やサービスの需要が低下し経済が縮小しかねない。
- ✓ 観光産業は大阪の経済を発展させるためには欠かせない産業となりつつある。
- ✓ たくさんの観光客が大阪に長く滞在することで、より大きな経済効果がもたらされる。
- ✓ 国内外から多くの人が集まり、長く滞在できる場所が、今の大阪に必要。そのための大きな装置が I R。

【長崎県・佐世保市（地方創生型 I R の必要性）】

- ✓ 人口減少に歯止めをかけるためには、地方に良質な雇用の場を創出する必要。
- ✓ 訪日外国人はゴールデンルートに集中しており、地方に新たな人の流れを創出する必要。
- ✓ 大都市型だけではなく『地方創生型 I R』を導入し、地方への新たな人の流れを創出していく必要。
- ✓ 『地方創生型 I R』とは、地方の国際観光拠点として強力な集客力を有するとともに、地方内での周遊を促進する強力な送客力を有する施設。

【和歌山県】

- ✓ 和歌山県の成長戦略として、I R はとっておきのメニューの1つであり、経済効果、雇用創出効果が高く、I R のもたらす経済波及効果は絶大。
- ✓ I R の納付金・入場料収入は、観光の振興、地域経済の振興、社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策等の経費に充てる。



3-9 他都市の動向

【北海道・苫小牧市等】

北海道の候補地については、まだ検討中の段階であるが、IRを誘致する場合、苫小牧市の候補地を優先することが妥当との考えである。

- ◆ 苫小牧市、釧路市、留寿都村が I R 誘致を表明。
- ◆ 2012年11月、北海道は「「カジノを含む統合型観光リゾート（I R）による経済・社会影響調査」調査報告書」を公表。
- ◆ 2015年6月、北海道は「北海道型 I R 検討調査報告書」を公表。
- ◆ 2015年6月、苫小牧市は「苫小牧統合型リゾート（I R）可能性調査・検討結果報告」を公表。
- ◆ 2017年10月、北海道は I R 事業構想案の募集（RFI）を実施。
- ◆ 2018年5月、北海道は「新たなインバウンド誘致企画調査事業報告書」を公表。
- ◆ 2018年6月、苫小牧市は「苫小牧国際リゾート構想」及び「ギャンブル等依存症に係る課題整理及び対応策の検討報告書」を公表。
- ◆ 2018年7月、北海道は「特定複合観光施設（I R）に関する有識者懇談会」を設置。
- ◆ 2018年11月、北海道は「IRに関する基本的な考え方(たたき台)」を公開。



出典：苫小牧国際リゾート構想

3-9 他都市の動向

【大阪府・大阪市】

大阪府及び大阪市は、夢洲を軸とした市内ベイエリアを I R 区域の候補地としている。

- ◆ 2010年7月、「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」を設置。
- ◆ 2011年8月、「大阪における統合型リゾート（I R）立地に向けて～基本コンセプト素案～」を公表。
- ◆ 2013年12月、大阪府・大阪市が連携して立地準備に取り組むための「大阪府市 I R 立地準備会議」を設置。
- ◆ 2014年10月、関西経済3団体、大阪府、大阪府で構成する「夢洲まちづくり構想検討会」を設置し、2017年2月に、「夢洲まちづくり構想（案）」を策定。
- ◆ 2017年2月、大阪 I R 構想（案）の策定や課題対策等について検討するため、I R 推進会議を設置。
- ◆ 夢洲への I R の誘致に関する事項を大阪府市一体で行うため、2017年4月に大阪府・大阪市共同の内部組織として I R 推進局を設置。
- ◆ 2017年8月、大阪 I R 基本構想(案)・中間骨子を策定。
- ◆ 2018年度に、「大阪 I R（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザリー業務」を外部委託中。
- ◆ 2019年2月、I R 推進会議において大阪 I R 基本構想（案）を公表



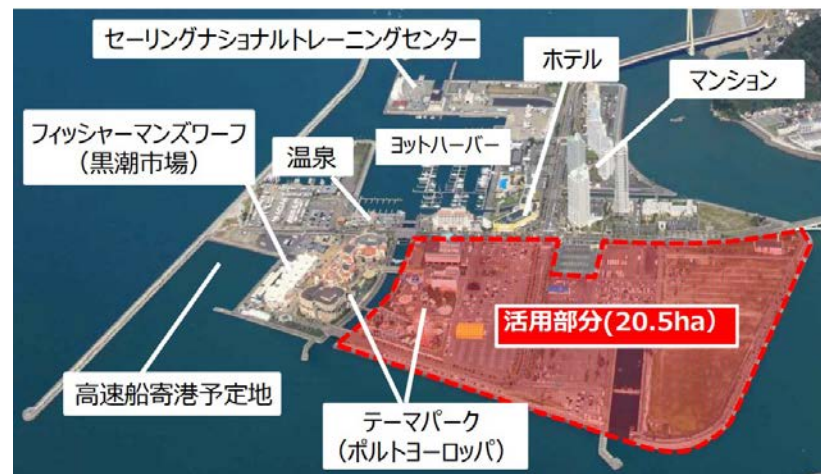
出典：一般社団法人 関西経済同友会

3-9 他都市の動向

【和歌山県・和歌山市】

和歌山県及び和歌山市は、和歌山マリーナシティを I R 区域の候補地としている。

- ◆ 2010年5月、神奈川県、和歌山県、沖縄県の3県によるカジノ・エンターテイメント研究会設置。
- ◆ 2017年2月15日、和歌山市長が I R 誘致を表明。
- ◆ 2017年5月、I R 誘致パンフレットの公表。
- ◆ 2017年度に、「和歌山 I R 基本構想策定に係るアドバイザー業務」を外部委託。
- ◆ 2017年9月、和歌山 I R 推進協議会を設立。
- ◆ 2018年5月、「和歌山県 I R 基本構想」を策定。
- ◆ 2018年度に、「投資意向調査及びアイデア募集の実施支援業務」を外部委託中。
- ◆ 2018年6月、和歌山県 I R に関する投資意向調査 (RFI) を実施。
- ◆ 2018年7月、和歌山県 I R 誘致推進プロジェクトチームを設置。
- ◆ 2018年10月、「和歌山県 I R 基本構想」を改訂。



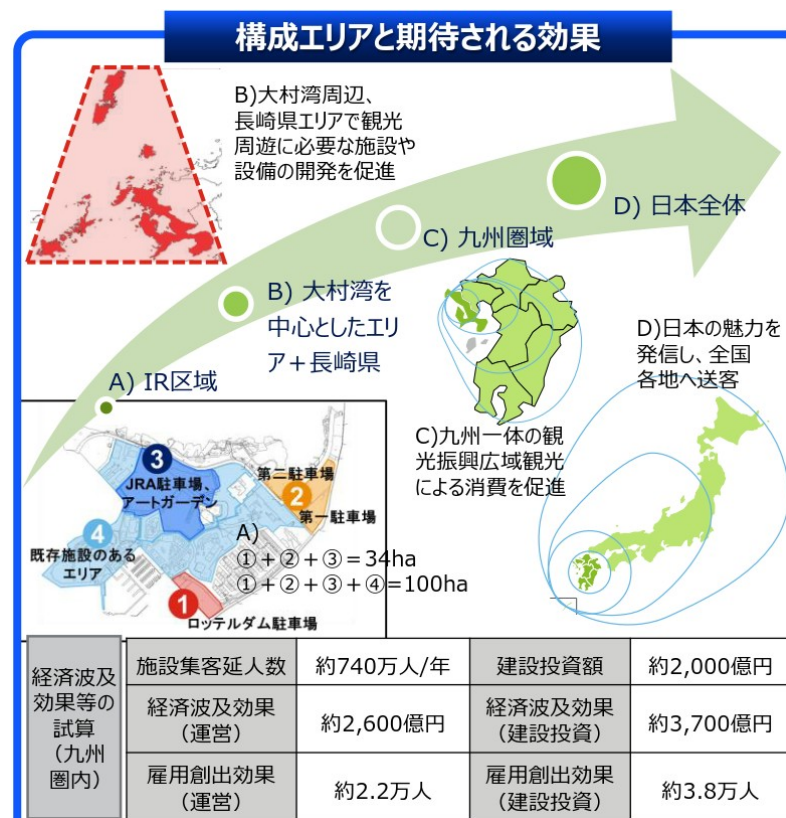
出典：和歌山県 I R 基本構想 (改訂版)

3-9 他都市の動向

【長崎県・佐世保市】

長崎県及び佐世保市は、ハウステンボスに隣接する更地（及び既存施設を含むハウステンボスエリア）を I R 区域の候補地としている。

- ◆ 長崎県及び佐世保市は2013年に I R 調査検討協議会を共同で設置。
- ◆ 2014年に新たに設置した長崎県・佐世保市 I R 推進協議会が、2015年に「長崎 I R 構想骨子」を作成。ハウステンボスを核とした I R 施設の整備を明記。
- ◆ 2017年度に「 I R 基本構想策定等に係る支援業務」を外部委託。 I R 区域整備に向けて必要となるマスタープラン「 I R 基本構想」の策定を主目的とし、有識者会議の運営支援、RFI実施支援、地域説明会の開催支援等を実施。
- ◆ 2017年11月に I R 導入に係るアイデア提言等の公募（RFI）を実施。同年12月にRFI説明会を実施。
- ◆ 2018年2月4日の長崎県知事選で、現職の中村法道氏が3選。
- ◆ 2018年4月に「長崎 I R 基本構想 有識者会議取りまとめ」を公表。
- ◆ 2018年度に「長崎 I R 区域整備の実施方針検討・作成等業務委託」を外部委託中。



出典：長崎 I R 基本構想についての有識者会議取りまとめ概要

3-9 他都市の動向

【その他主な自治体】

東京都と千葉県・千葉市については、I R 候補地は明確に決められていないものの、検討は進められている。

<東京都>

- ◆ 東京都港湾局は、2014年度に「I R（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書」、2014年度、2015年度、及び2016年度に「海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書」を公表。
- ◆ 2018年度に、「平成30年度 特定複合観光施設に関する影響調査」を外部委託中。
- ◆ 2019年12月、「東京ベイエリアビジョン（仮称）の検討に係る官民連携チーム総括会議」（第1回）を開催予定。東京2020大会後を見据え、ベイエリア全体のまちづくりを検討中。

<千葉県・千葉市>

- ◆ 2013年10月、千葉県議会は「千葉県内における統合型リゾートの整備を推進する決議」を可決。
- ◆ 2013年12月、千葉市議会は「統合型リゾートの整備を推進する決議」を可決。
- ◆ 2015年1月、千葉県は「I R 導入検討基礎調査報告書」を公表。
- ◆ 2018年3月、千葉市は「ギャンブル等依存症（ギャンブル障害）の実態調査の結果」を公表。
- ◆ I R 導入可能性については、幕張新都心におけるMICE強化の選択肢の1つとして、国の動向を注視しながら検討を進めると、千葉市第3次実施計画の「まちづくりの方向性5」に記載。

4 IRの事例

- 4-1 シンガポール
- 4-2 アメリカ（ラスベガス）
- 4-3 マカオ
- 4-4 オーストラリア
- 4-5 韓国

4-1 シンガポール

シンガポールでは、2005年4月にリー・シェンロン首相の演説において、2つのIRを誘致することを表明。2010年にIRがオープンしました。

【演説概要】

- シンガポールは旅行者の目的地としての魅力を失ってきている。
- 私たちは観光資源に投資を行ってこなかった。
- 世界中の都市が再開発を行なっている。問題はシンガポールがこの一員となるか取り残されるかだ。
- 私たちはカジノの導入について検討しているのではなく、IR・統合型リゾートについて検討している。
- IRは、レジャーやエンターテイメント、ビジネスの場と呼ぶべきものだ。

4-1 シンガポール

マリーナ・ベイ・サンズ (シンガポール)



- ◆ 開発費用：56億米ドル
- ◆ 年間訪問客数：4,500万人
- ◆ 雇用者：9,500人

【カジノ以外の主要施設】

- ◆ ホテル：客室数2,561室
- ◆ MICE施設：約12万㎡、最大4万5千人収容
- ◆ その他施設：飲食ショッピング施設、劇場、博物館、スカイパーク (展望プール等)、スケート場、ナイトクラブ等

リゾート・ワールド・セントーサ (シンガポール)



- ◆ 開発費用：60億米ドル
- ◆ 年間訪問客数：2,000万人
- ◆ 雇用者：11,000人

【カジノ以外の主要施設】

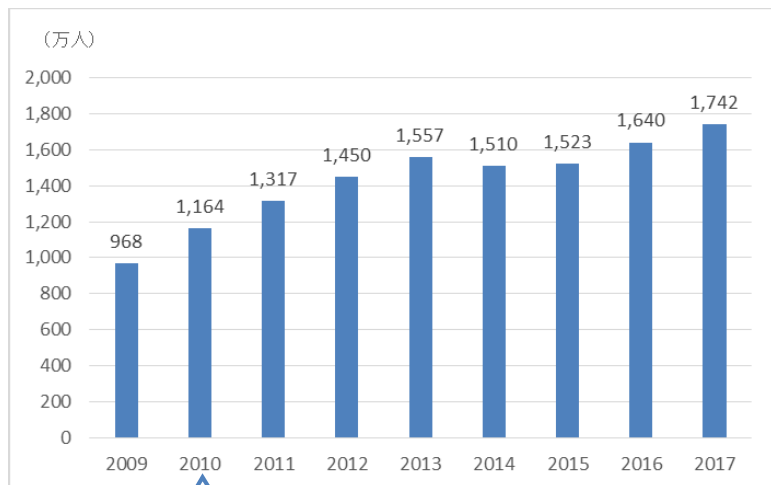
- ◆ ホテル：客室数1,600室
- ◆ MICE施設：会議場最大6,500人収容、展示場最大3,000人収容
- ◆ その他施設：飲食ショッピング施設、劇場、ユニバーサルスタジオシンガポール、博物館、水族館、プール等

4-1 シンガポール

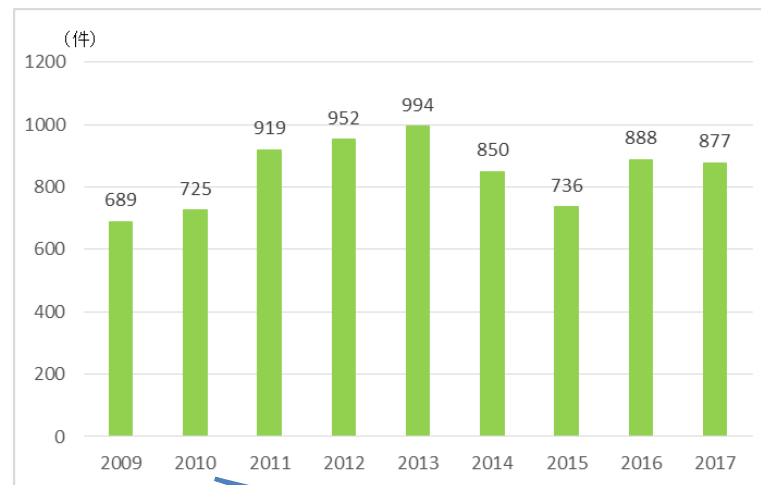
●シンガポールにおける I R 導入後の状況

◆ 2010年 I R 開業後、外国人来訪者、外国人観光消費額、国際会議開催件数は増加傾向

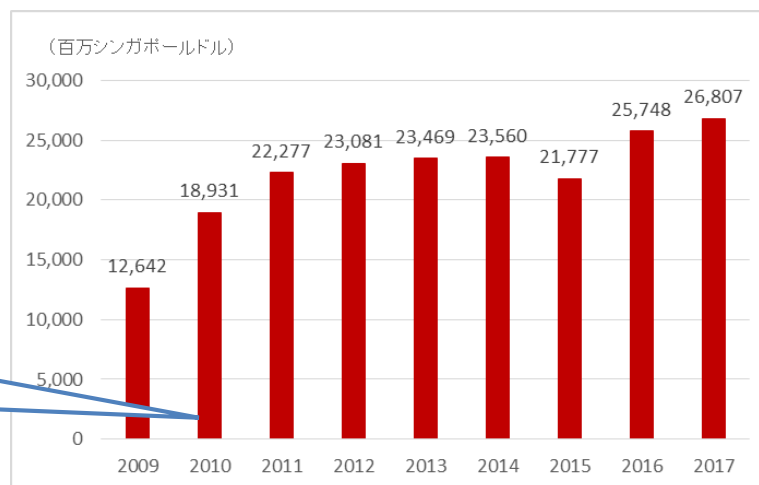
外国人来訪者



国際会議開催件数



外国人観光消費額



2ヶ所の I R がオープン
(2010年)

2ヶ所の I R がオープン
(2010年)

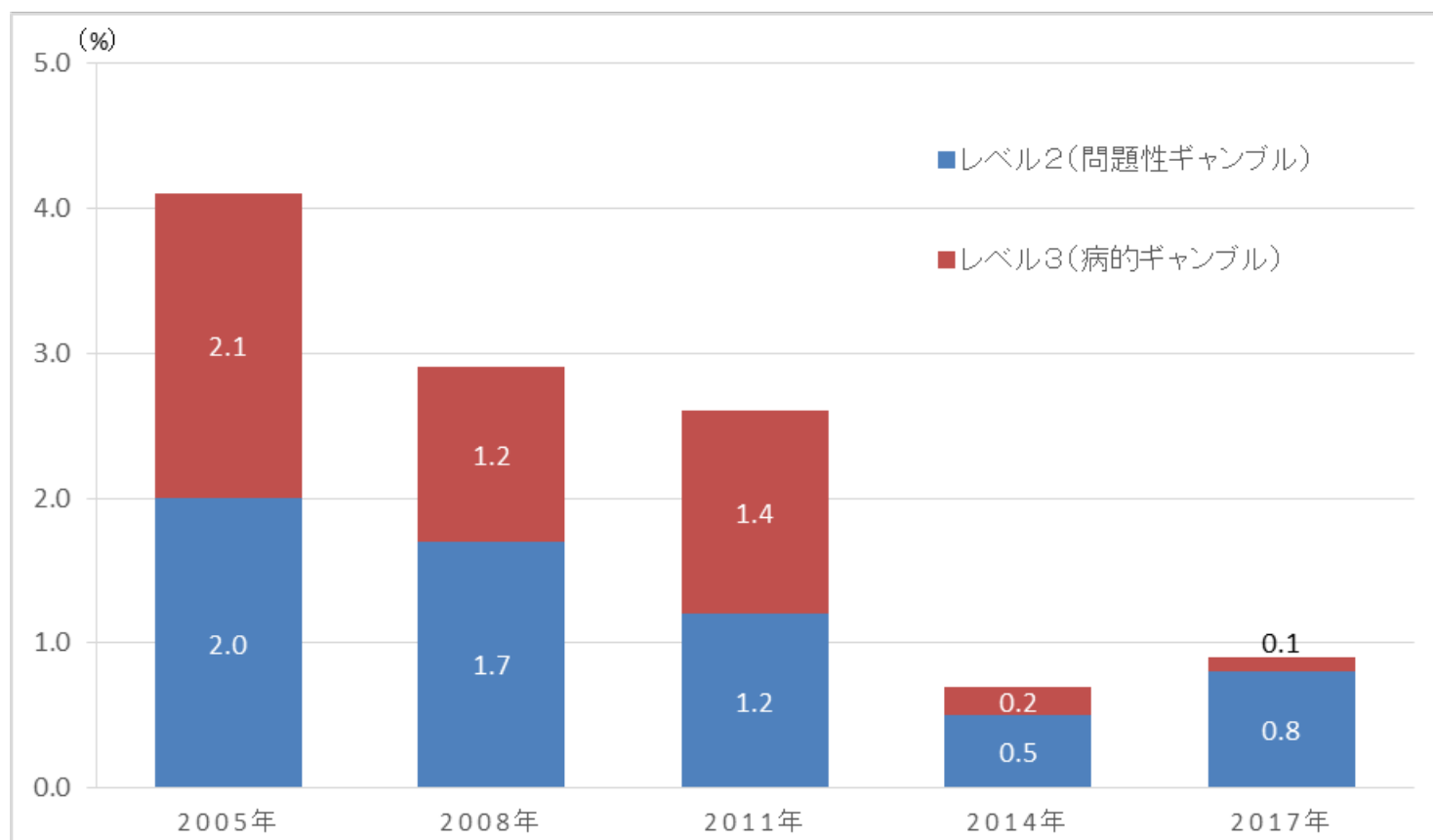
2ヶ所の I R がオープン
(2010年)

出典 : Annual Tourism Statistics 2017
(Singapore Tourism Board)等より作成

4-1 シンガポール

●シンガポールのギャンブル依存症有病率推移

- ◆ 2010年2つの大規模なI R施設が設置されたシンガポールでは、カジノ設置に伴いギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向にある。

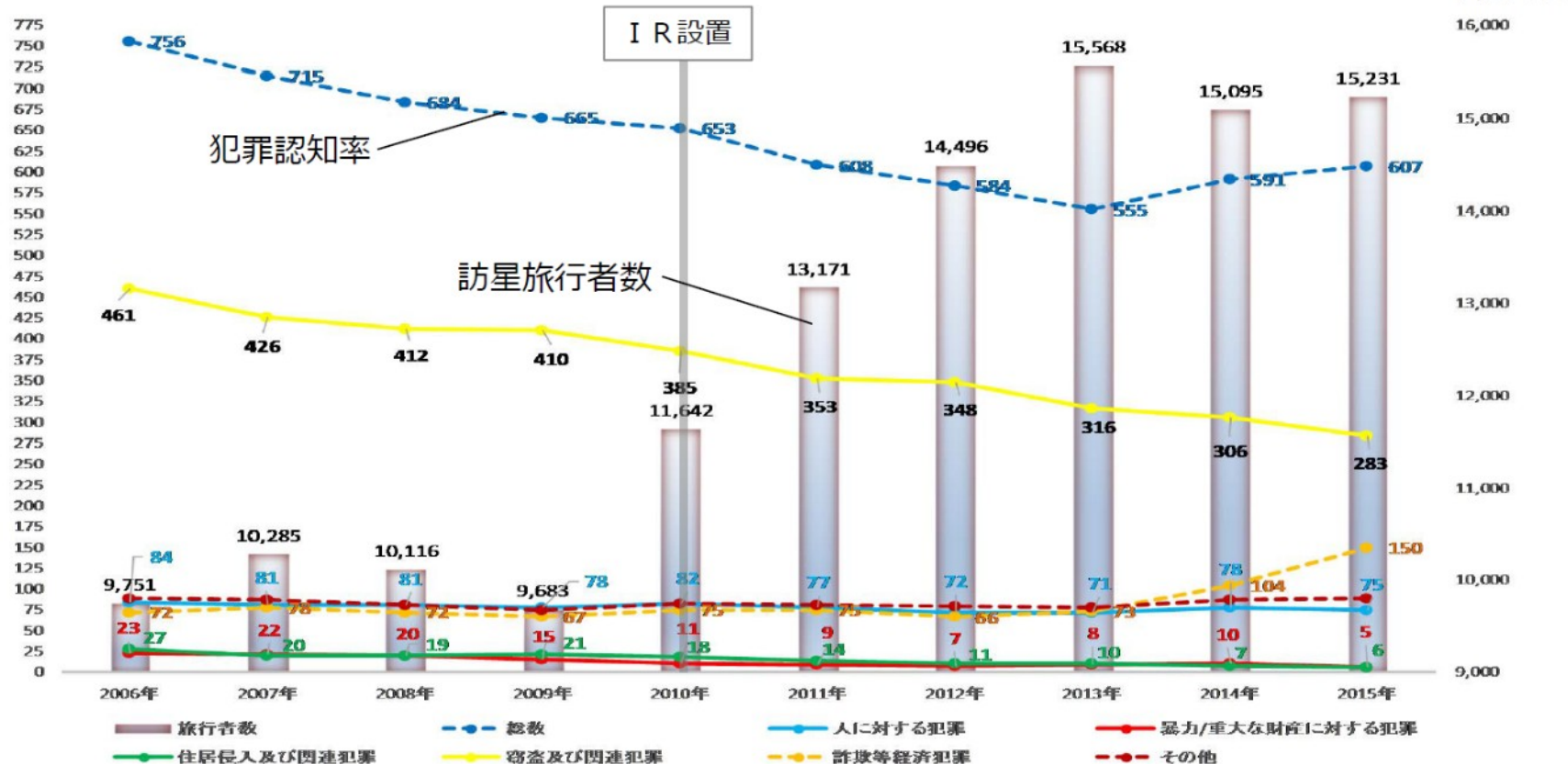


4-1 シンガポール

●シンガポールの犯罪率推移

- ◆ 2010年に2つの大規模な I R 施設が設置されたシンガポールでは、カジノ設置前後において、旅行者数は増加しているものの、犯罪認知率の上昇は見られない。
- ◆ また、体感治安の悪化につながるような、「人に対する犯罪」、「暴力/重大な財産に対する犯罪」、「住居侵入及び関連犯罪」、「窃盗及び関連犯罪」などの犯罪について、カジノ設置前後において、大きな変化は見られない。

単位：件数



4-1 シンガポール

●シンガポールのギャンブル依存症対策、青少年対策、その他の対策等

①許可制度による営業規制

事業者から反社会的勢力等を排除するため、厳格な背面調査等に基づく審査を経て、カジノ事業を許可

②入場規制

カジノの入場規制措置として、下記を実施

- ◆ 国民IDカードによる自国民入場者の本人確認
- ◆ 入場料の賦課（自国民から一回100SGドル（約8,000円）等の入場料を徴収）
- ◆ 自己の申請等に基づく入場禁止・入場回数制限等

③青少年対策

- ◆ 21歳未満の年少者のカジノ施設への入場を禁止

④広告・勧誘の制限

- ◆ 規制当局による広告の事前承認制
- ◆ シンガポール国民及び外国人永住者を対象とした広告の禁止
- ◆ 広告場所の制限（空港、クルーズ船の停泊所等）

4-2 アメリカ（ラスベガス）

ザ・ヴェネチアン&ザ・パラッツォ（ラスベガス）

ザ・ヴェネチアン



【開業年】1999年5月

- 事業者：ラスベガス・サンズ
- 開発費用：約15億米ドル
- ※1999年レート（1米ドル113円）で約1,700億円

【施設概要】

- 敷地面積（合計）：約25万㎡
- 延床面積（合計）：約163万㎡
- カジノ（ザ・ヴェネチアン）：約1.1万㎡
（テーブル125台、スロット1,095台）
- ホテル（ザ・ヴェネチアン）：4,028室
- 会議場・展示場 合計：約21万㎡
 - ・最大の会議場：約7,897㎡、最大8,500人収容
 - ・最大の展示場：約3.5万㎡

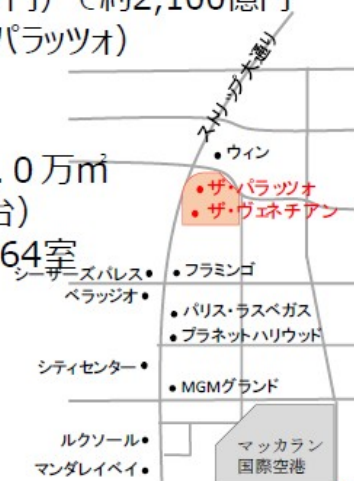
ザ・パラッツォ



【開業年】2007年12月

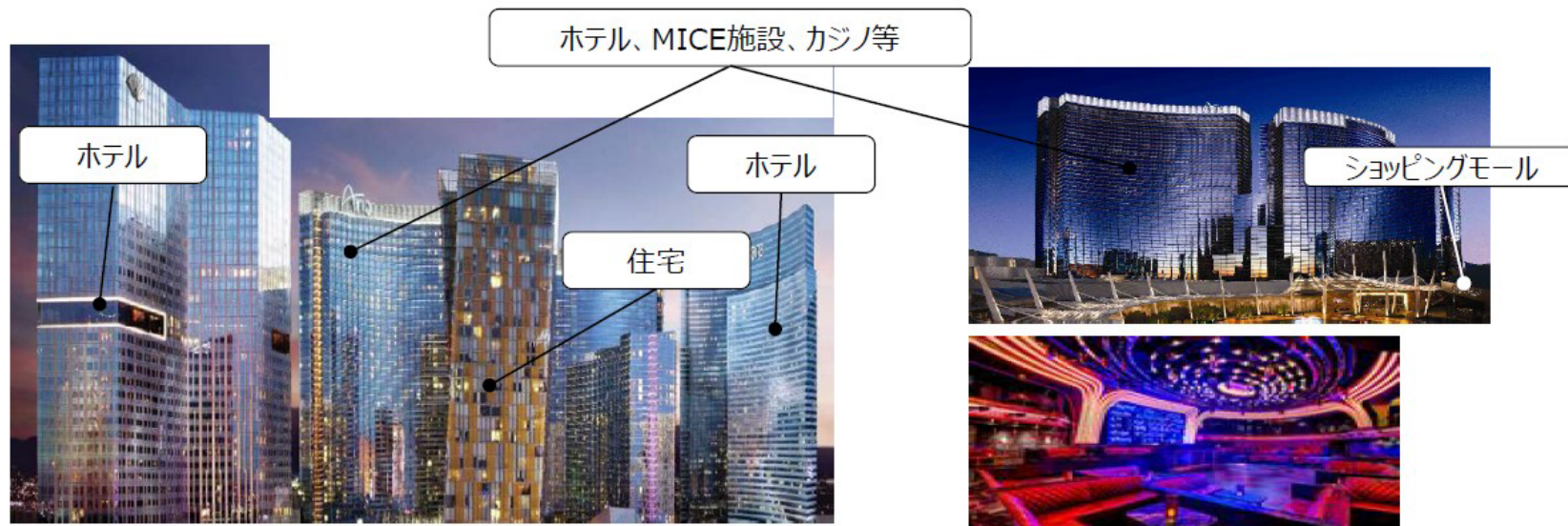
- 事業者：ラスベガス・サンズ
- 開発費用：約18億米ドル
- ※2007年レート（1米ドル117円）で約2,100億円
- 【雇用者数】8,600人（ザ・パラッツォ）

- カジノ（ザ・パラッツォ）：約1.0万㎡
（テーブル135台、スロット910台）
- ホテル（ザ・パラッツォ）：3,064室
- その他
 - ・飲食ショッピング施設：約9.3万㎡（共通）
 - ・劇場・美術館
 - ・プール・ナイトクラブ等



4-2 アメリカ (ラスベガス)

シティセンター (ラスベガス)



【開業年】2009年

○事業者：MGM

○開発費用：約92億米ドル

※2009年レート（1米ドル93円）で約8,556億円

○敷地面積：約27万㎡

○延床面積：約167万㎡

【雇用者】12,000人

【施設概要】

○カジノ：約1.4万㎡

テーブル145台、スロット1,940台

○ホテル：客室数5,891室

【特徴】

○施設内発電（コージェネレーション）により、冷却により発生するお湯はホテルのシャワーでも利用され、資材に関してもリサイクル品を優先的に採用している

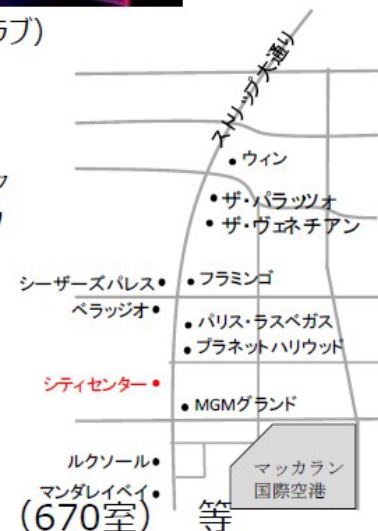
○会議場・展示場 合計：約2.8万㎡

○その他

・飲食ショッピング施設：約4.6万㎡

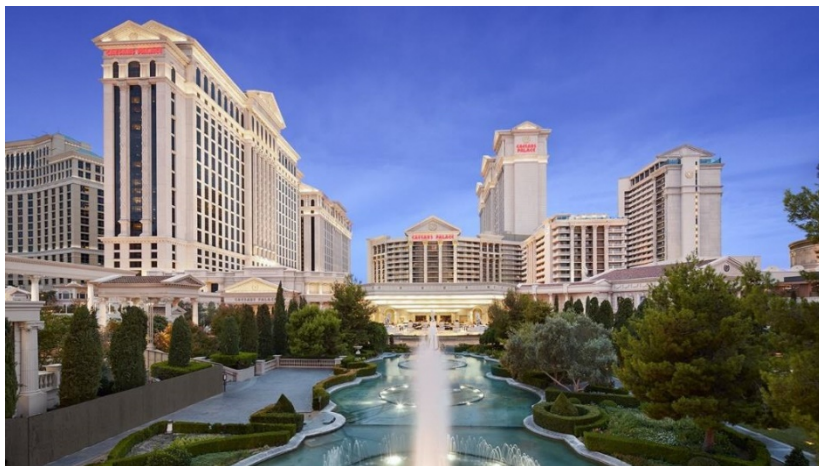
・劇場：1,840席

・ナイトクラブ ・美術館 ・プール ・住宅（670室）等



4-2 アメリカ（ラスベガス）

シーザーズパレス（ラスベガス）



【概要】ゲーミングとゲーミング以外の施設を組み合わせた世界初の統合型リゾート（IR）としてオープン。

【開業年】1966年

○運営会社：Caesars Entertainment

○開発費用：－（増改築を繰り返しており50年以上継続的に投資）

○敷地面積：約33.4万㎡

【雇用者】：約10,000人（2019年）

【施設概要(カジノ以外の主要施設)】

○ホテル：客室数3,970室

○MICE施設：約2.4万㎡

○その他施設：レストラン、ショッピングモール、施設、劇場等

4-2 アメリカ（ラスベガス）

ウィン・ラスベガス & アンコール・ラスベガス（ラスベガス）



ウィン・ラスベガス & アンコール・ラスベガス

○事業者：ウィン・リゾート

【開業年】

ウィン・ラスベガス：2005年4月

○開発費用：約27億米ドル

アンコール・ラスベガス：2008年12月

○開発費用：約23億米ドル

【施設概要】（※合計）

○開発面積：約95.7万㎡

○敷地面積：約30.4万㎡

○延床面積：約93万㎡

○カジノ：約1.8万㎡（テーブル243台、スロット1,811台）

○ホテル：4,748室

○会議場・展示場：約7.8万㎡（2020年にリニューアル）

○その他

・2つの劇場 ・33店舗の飲食店

・18ホールのゴルフコース ・スパ ・プール

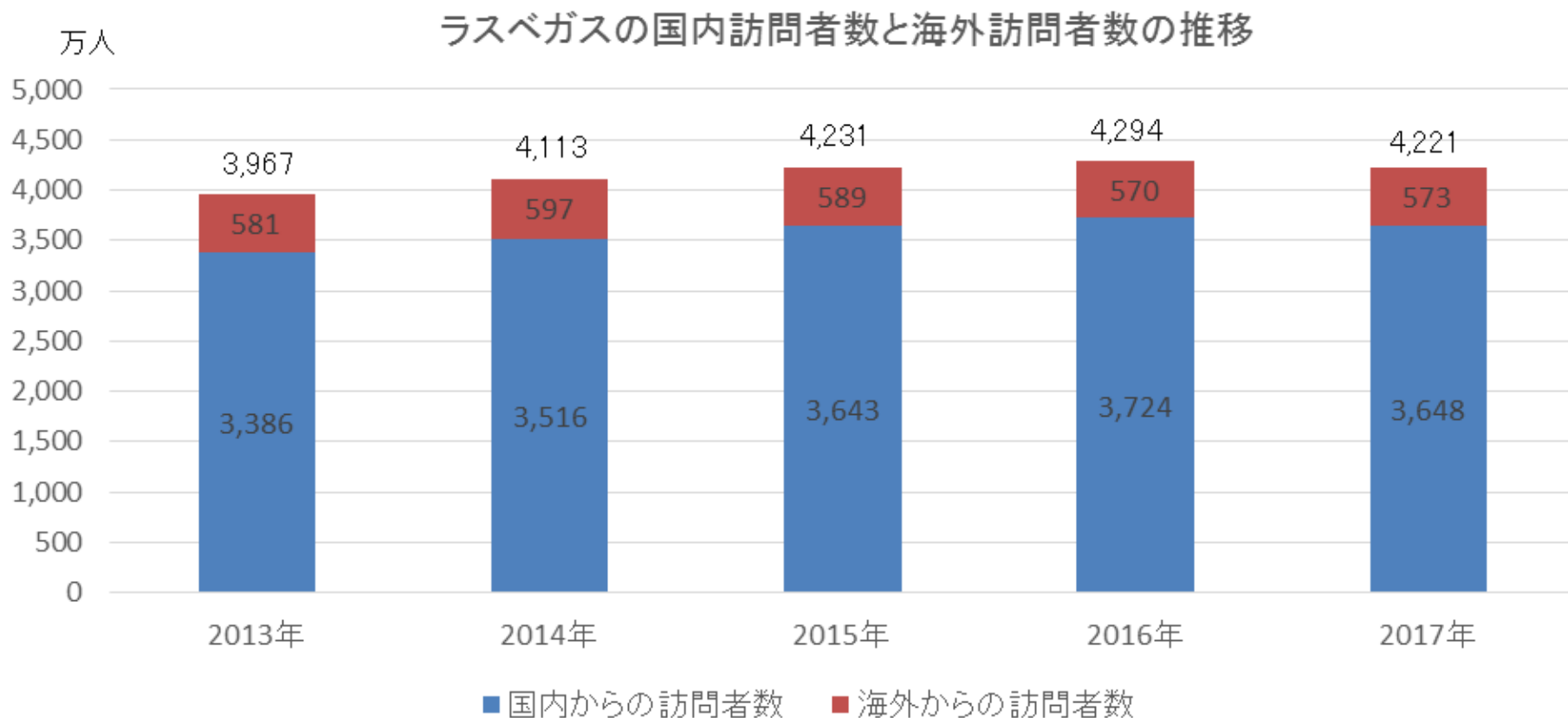
・3つのナイトクラブ ・ビーチクラブ ・ブランドモール

・160エーカーのソーラーファーム施設

4-2 アメリカ（ラスベガス）

IR導入後の状況

◆ ラスベガスへの訪問者数は、2017年は微減であるが、概ね増加傾向にある。



4-3 マカオ

ギャラクシー・マカオ (マカオ)



ギャラクシー・マカオ



【開業年】2011年5月

- 事業者：ギャラクシー・エンターテインメント・グループ
- 開発費用：約55億米ドル
- 年間訪問客数：約2,000万人
- 雇用者数：約1.3万人
- 敷地面積：約28万5,000m²
- 延床面積：約100万m²

【施設概要】

- ホテル：客室数3,600室
- 会議場・展示場
合計：3万7,000m² (予定)
- その他：
 - ・飲食施設：120店舗
 - ・ショッピング施設：200店舗
 - ・劇場：3,000席
 - ・アリーナ：1万6,000席 (予定)
 - ・ナイトクラブ 等



4-3 マカオ

シティ・オブ・ドリームス(マカオ)



【開業年】2009年

○事業者：メルコリゾート&エンターテインメント

○開発費用：初期投資額24億ドル。

現在までの累計投資額42億ドル

○敷地面積：11.3ha

○総延床面積：73ha

○従業員数：約8,312名

【特徴】アジアを代表するプレミアムでラグジュアリーな統合型リゾート。2018年夏に開業した『モーフィアス』（左上写真）は故ザハ・ハジドの設計によるもので、マカオのコタイを代表するランドマークとなっている。

【施設概要(カジノ以外の主要施設)】

○ホテル：客室数2,179室

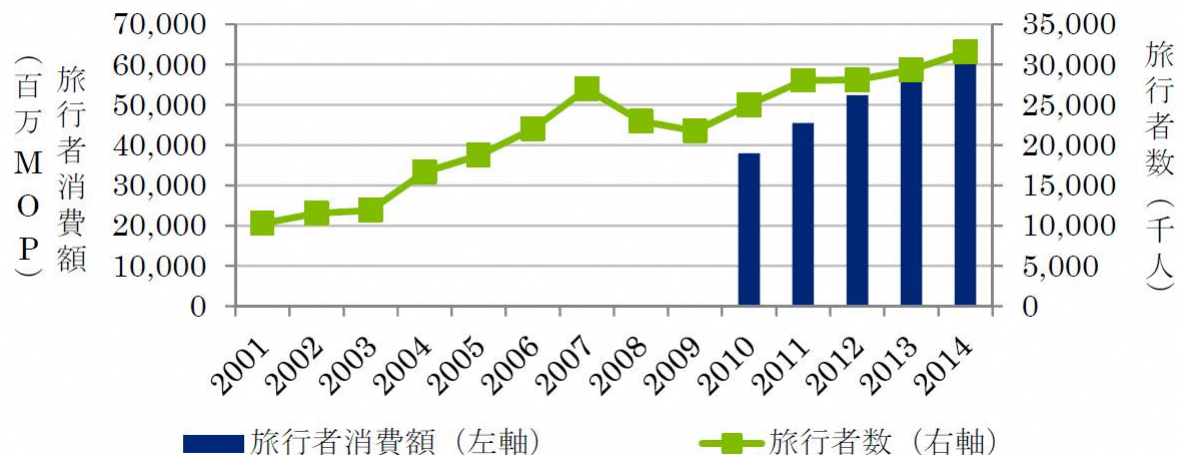
○その他施設：『ザ・ハウス・オブ・ダンシング・ウォーター（右上写真）』劇場（総工費290億円）、MICE施設、F&B施設、ショッピング施設、スパ及びプール、キッズスペース、ナイトクラブ

4-3 マカオ

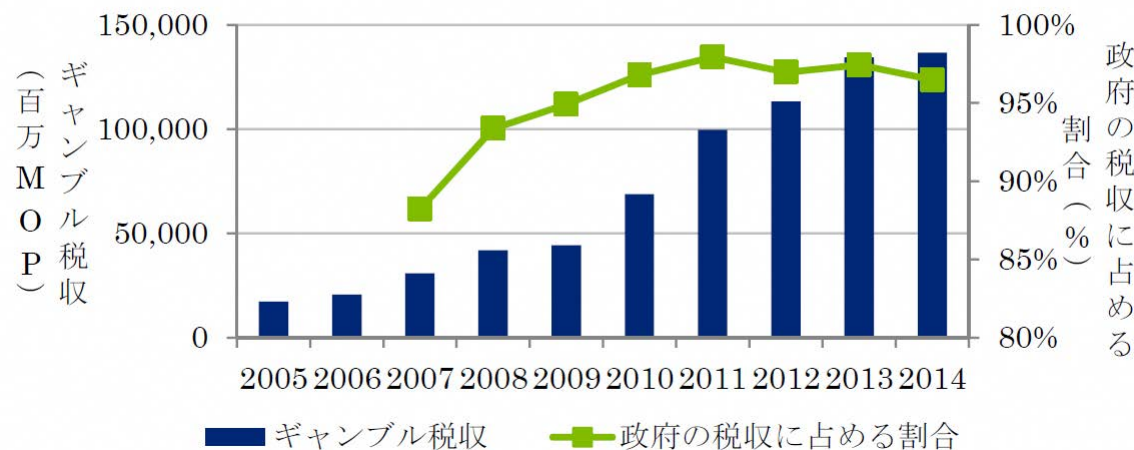
IR導入後の状況

- ◆ マカオの旅行者数は、リーマンショック（2008年）時にいったん減少するが、その後も増加傾向にある。
- ◆ 旅行消費額も2010年以降増加傾向が続いている。
- ◆ カジノ施設からのギャンブル税収は毎年増加傾向にあり、マカオ政府の税収に占める割合も増加している。

マカオにおける旅行者消費額及び旅行者数



マカオにおけるギャンブル税収及び政府の税収に占めるギャンブル税収の割合



4-4 オーストラリア

クラウン・メルボルン (ビクトリア州)



出典: ウィキメディア・コモンズ掲載写真をもとに作成

- 【開業年】: 1997年
- 開発費用: 16億AUD (1,408億円)
 - 雇用者数: 約8,800人 (2013年)
 - 延床面積: 515,000m²
- 【施設概要 (カジノ以外の主要施設)】
- ホテル 1,604室
 - MICE施設
 - 商業施設
 - 飲食施設 等

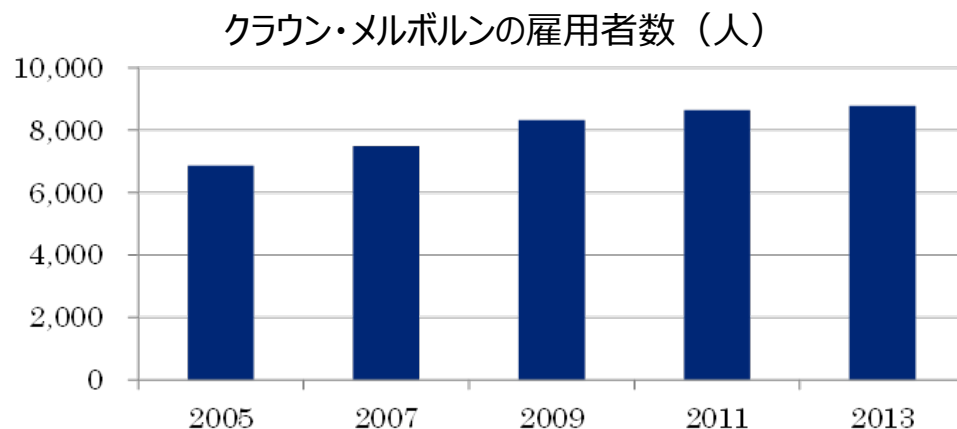
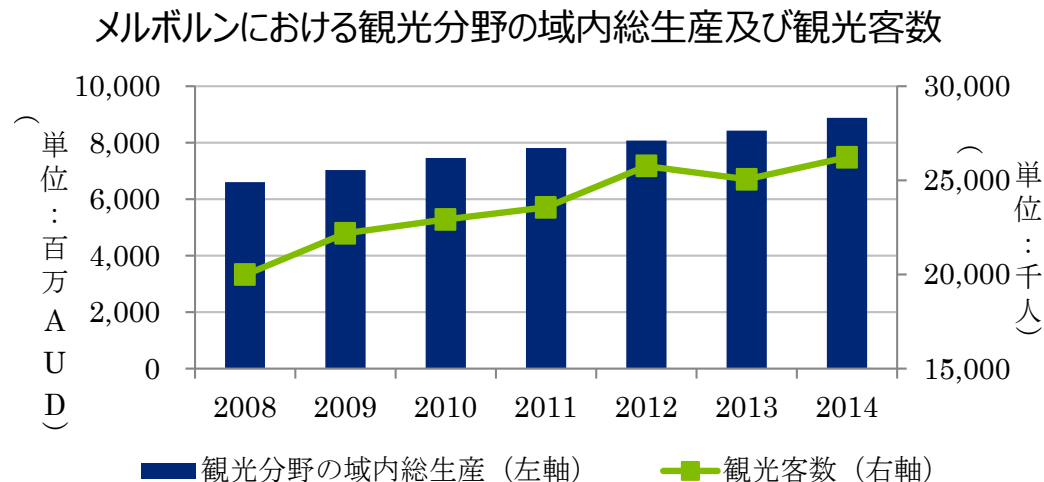
- ◆ 英国・エコノミスト誌の調査部門「エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU)」が公表している「世界で最も住みやすい都市ランキング」において、メルボルンは、7年連続で1位 (2011年～2017年)

4-4 オーストラリア

IR導入後の状況

◆ メルボルンでは、近年、観光分野の域内総生産、観光客数は増加傾向にある。

◆ クラウン・メルボルンは、主に従業員の教育を目的として研修施設「クラウン・カレッジ」を設立し、過去10年間で4,000人以上の従業員が「Australian Qualifications Training Framework」と呼ばれる全国共通の教育資格システムに基づく公的資格を取得している。



4-4 オーストラリア

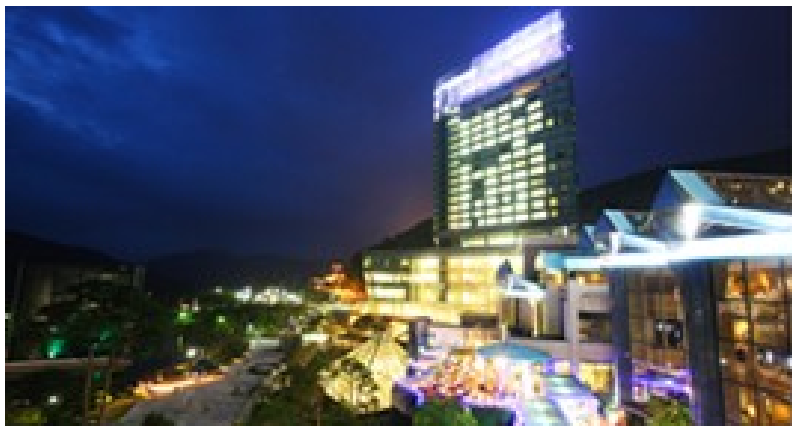
クラウン・メルボルン（ビクトリア州）

◆ ビクトリア州における法規制に基づく I R 懸念事項対策の取組例として、下記がある。

		内容	
入場制限	年齢制限	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者によるカジノ施設への入場を禁止 	
	排除プログラム	自己排除	<ul style="list-style-type: none"> ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会またはカジノ運営事業者へ入場排除申請をした者をカジノ施設から排除
		強制排除	<ul style="list-style-type: none"> ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会、カジノ運営事業者、カジノ責任者、警察によって指定された者をカジノ施設から排除
広告制限		<ul style="list-style-type: none"> カジノ施設への入場を制限されている者に対して、故意にカジノ関連の広告・宣伝資料を送付・案内することを禁止 	
金銭入手手段の制限		<ul style="list-style-type: none"> 与信等の禁止 カジノ施設内及びカジノ施設入り口から50m以内にATMを設置することを禁止 	
責任あるゲーミング		<ul style="list-style-type: none"> カジノ運営事業者のライセンス取得条件として、ビクトリア州ギャンブル・アルコール規制委員会が認可する責任あるゲーミング行動規範を整備する必要あり 	

4-5 韓国

カンウォンランド（江原道）



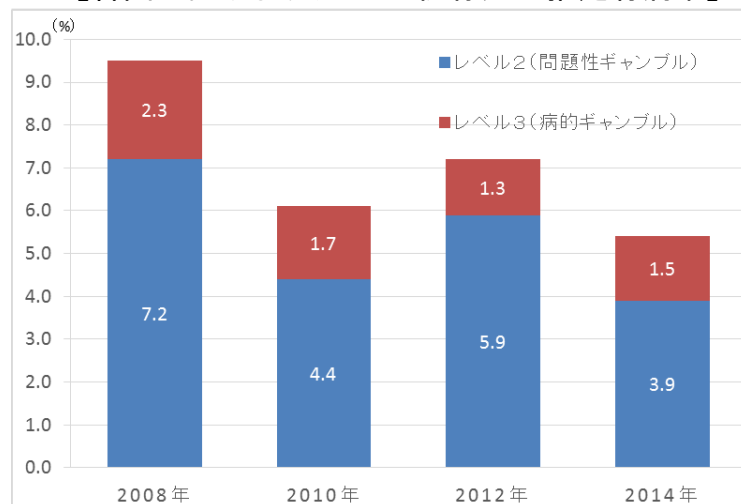
- 【開業年】2000年（スモールカジノの開業時）
- 開発費用：9,981 億KRW（約998億円）
- 雇用者数：約3,600人（2014年）
- 敷地面積：約27 ha（ホテル・カジノのみ）
- 【施設概要（カジノ以外の主要施設）】
- ゴルフ場、スキー場と合わせて、複合リゾート施設を併設
- ホテル
- ショッピングエリア、コンベンションホール 等

IR導入後の状況

- ◆ カジノ導入当時において、ギャンブル依存症や治安悪化に対する対策を明確に講じず、ギャンブル依存症に対する規制等が後追いで規定された。
- ◆ カジノを先行オープンし、6年後にリゾートエリアが完成（2000年：スモールカジノ開業、2003年：メインカジノオープン、2006年：IRフルオープン）したことにより、開業当初のカジノのみのイメージが残る。

出典：各種情報をもとに作成、写真についてはカンウォンランドHPより作成

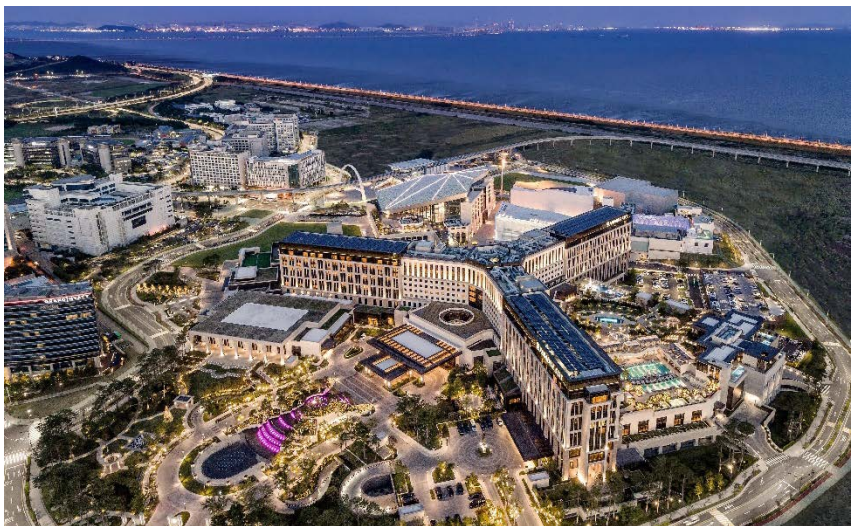
【韓国におけるギャンブル依存症の推定有病率】



出典：射幸産業統合監督委員会HPより作成

4-5 韓国

パラダイスシティ（仁川）



○運営会社：PARADISE SEGASAMMY Co.,Ltd.
韓国初の統合型リゾート(IR)

○開発費用：15,675 億KRW（約1,567億円）

○雇用者数：2778人（2019年3月末時点）

○敷地面積：約33 ha

【開業年、施設概要】

○一期一次開業：2017年

ホテル(711室)、カジノ（外国人専用カジノ、テーブル154台、スロット281台、
エレクトロニックテーブル4台）、コンベンションホール（約3,000㎡）

○一期二次開業：2018年

商業施設、文化施設、プレミアムスパ（温浴施設）、クラブ、エンタテインメント施設、
デザイナーズホテル(58室)

5 横浜を取り巻く状況と課題

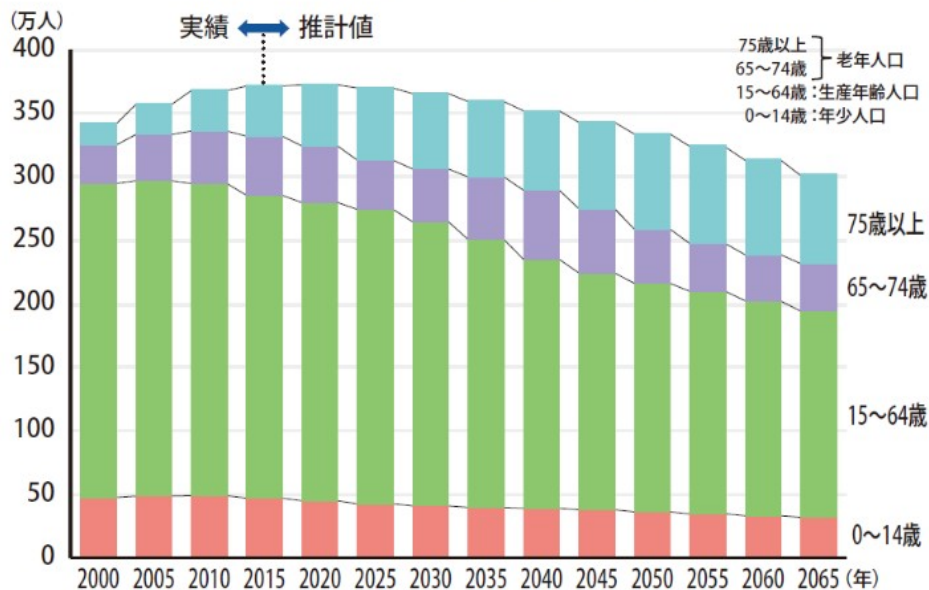
- 5－1 横浜を取り巻く状況と課題
- 5－2 中核施設と本市の状況

5-1 横浜を取り巻く状況と課題

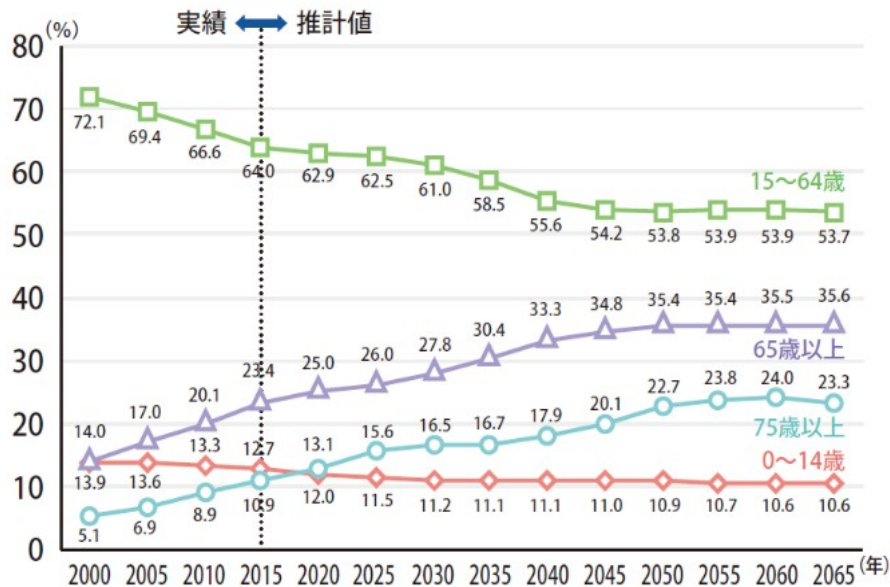
【人口減少社会の到来、超高齢社会の進展】

- ◆ 65歳以上人口が100万人に、75歳以上人口が60万人に、それぞれ迫ると見込まれる2025（平成37）年が間近となり、健康で自立した生活を続けられ、必要な時に医療や介護を提供できる体制づくりが今まで以上に必要となる。

横浜市の年齢3区分別人口



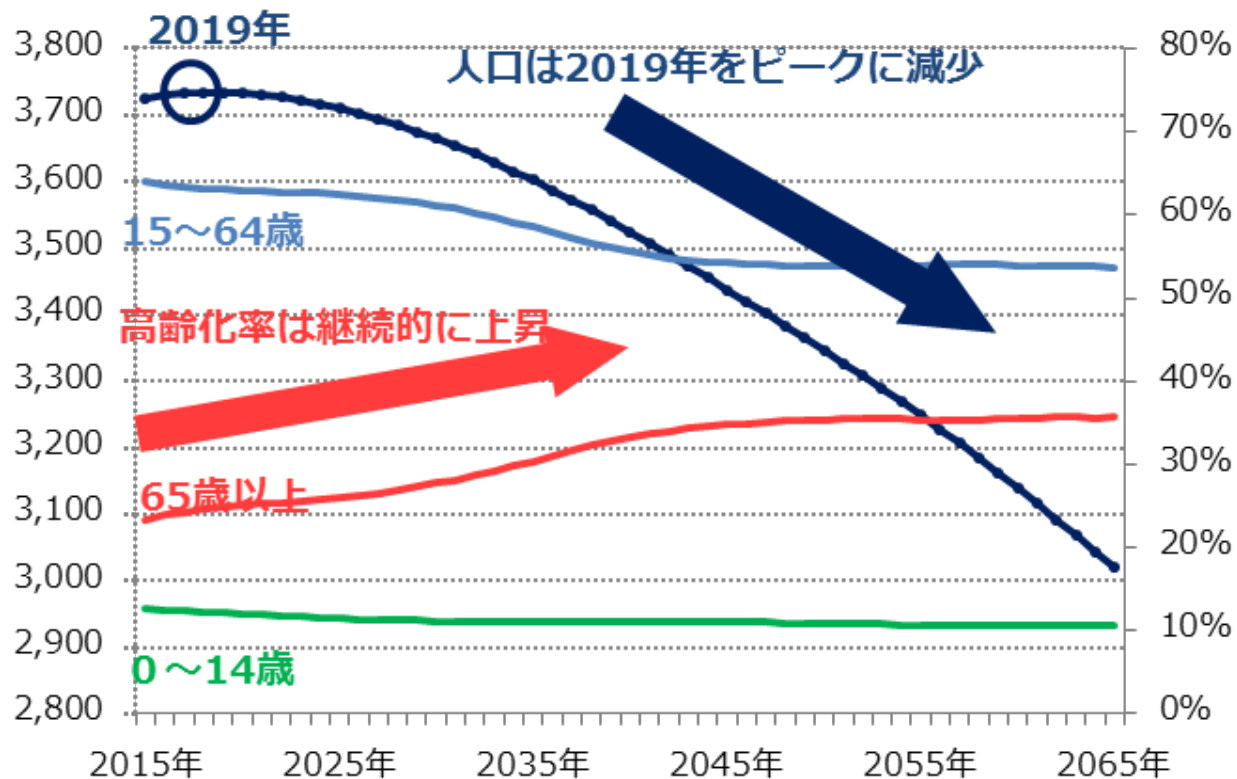
横浜市の年齢3区分別人口の割合



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【人口減少社会の到来、超高齢社会の進展】

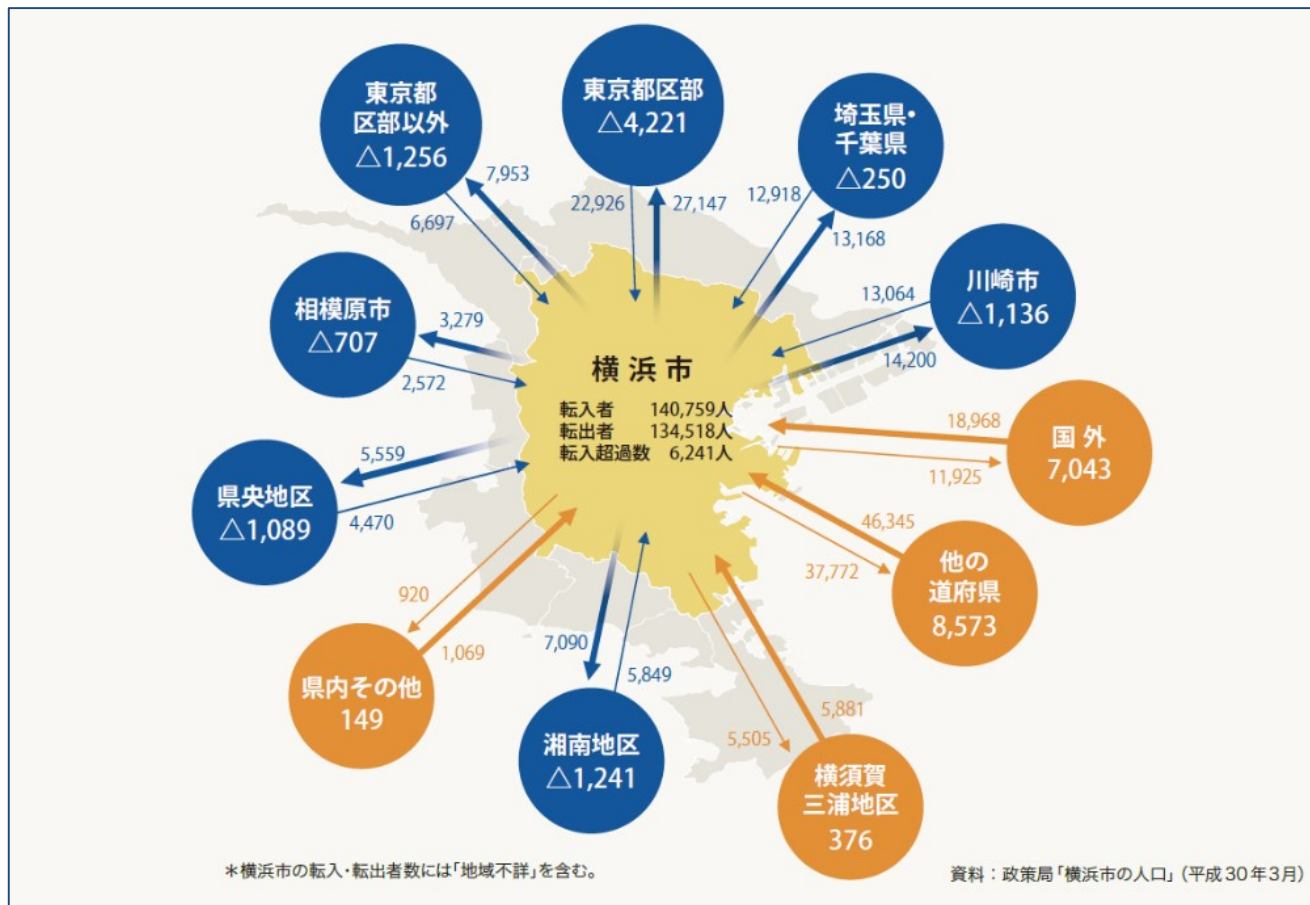
- ◆ 人口のピークは2019年で、約373万4千人。
- ◆ 年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳）は増加。
- ◆ 高齢化率も増加、人口ピーク時（2019年）で24.8%、2060年（参考値）では、35.6%以上。



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【都市間競争の加速】

- ◆ 横浜市外転出者意識調査（2017年度実施）の結果は、横浜への再転入意向が約8割を占めている。一方で、横浜市から東京都区部への転出だけでなく、川崎市、相模原市、県央地区、湘南地区に対して転出超過が続いている。

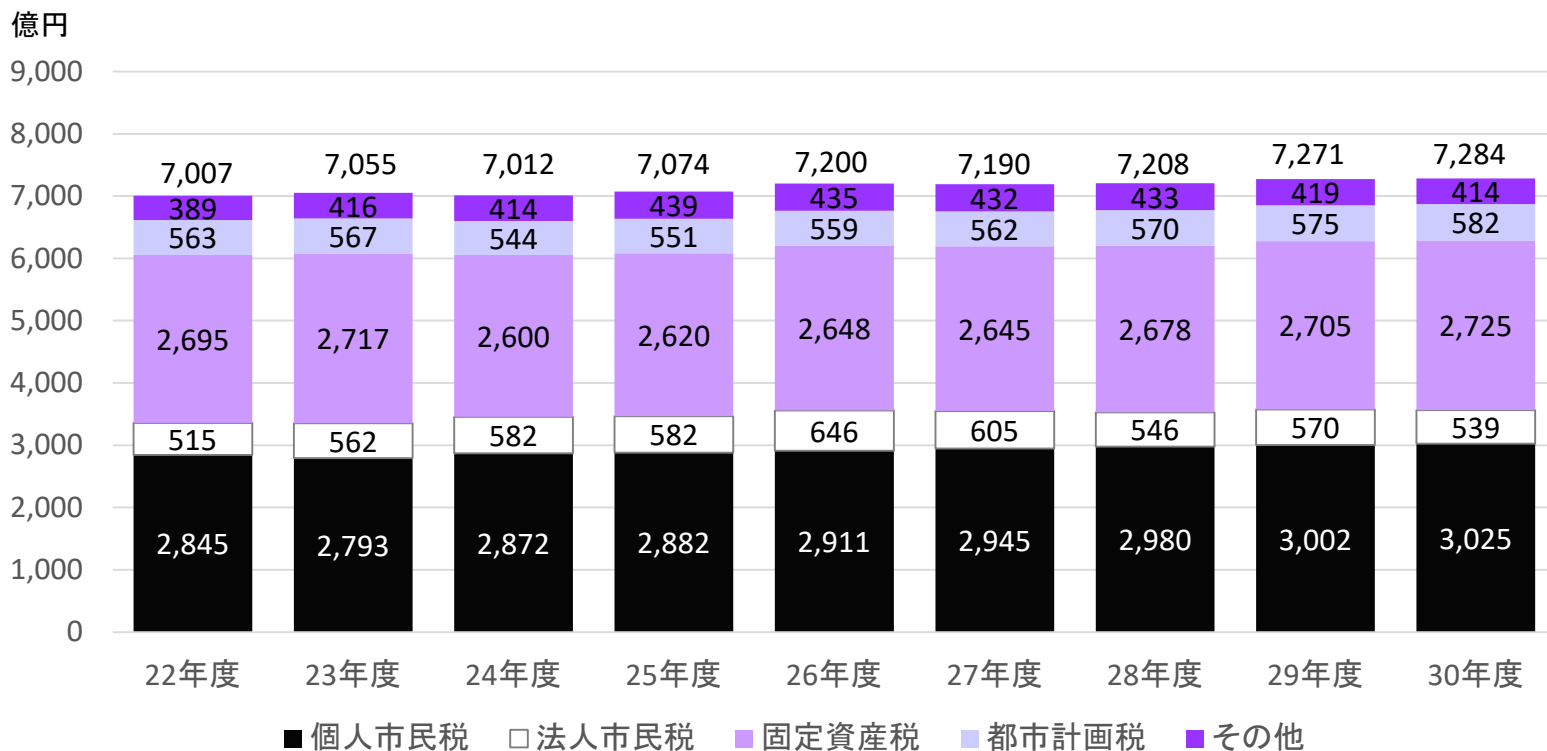


5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【市税における税目別収入額の推移】

- ◆ 市税収入はほぼ横ばいである。内訳をみると、個人市民税が約40%で、法人市民税は10%にも満たない状況であり、超高齢・人口減少社会を迎える状況の中、この収入構造は大きな課題。

■ 市税における税目別収入額の推移

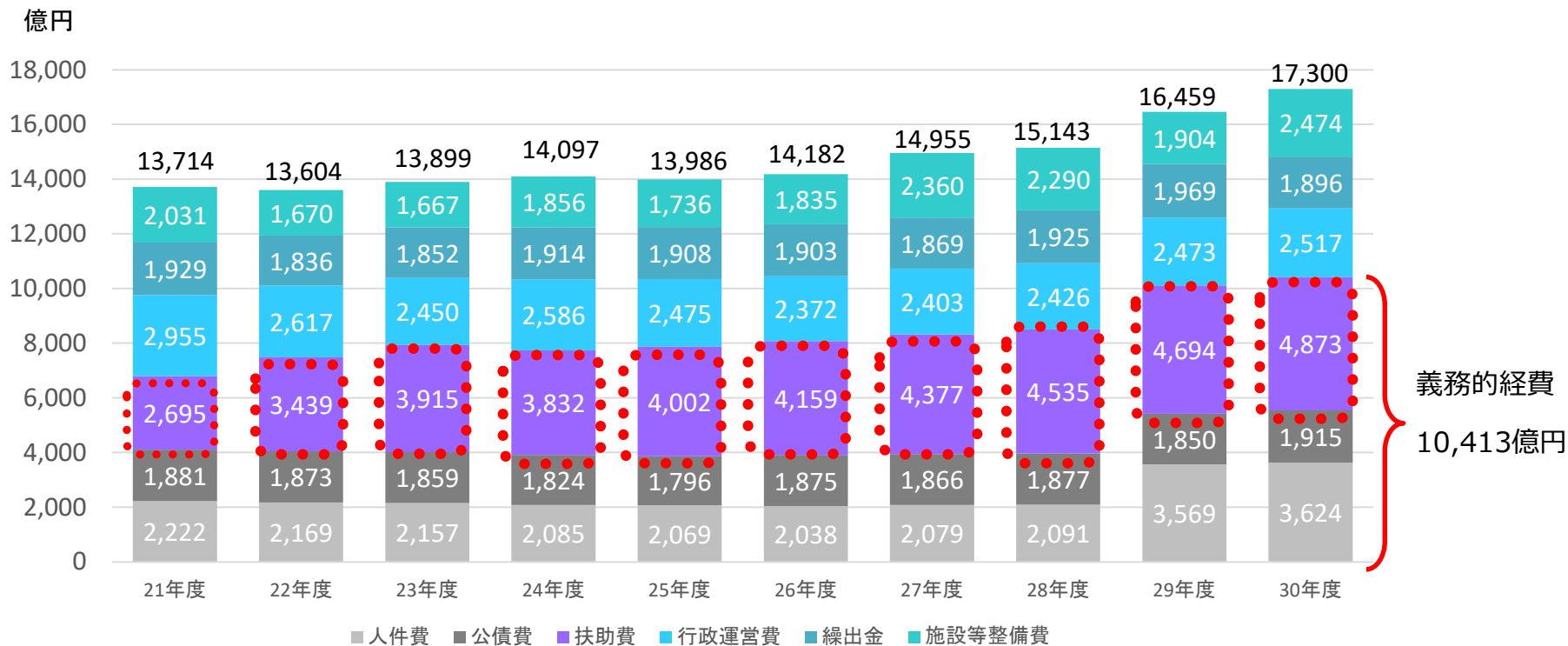


※平成30年度の個人市民税は県費負担教職員の本市移管に伴う税源移譲額約842億円を除く

5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【一般会計歳出予算額（性質別）の推移】

- ◆ 歳出の半分は義務的経費と言われる人件費、扶助費、公債費が占め、特に医療・介護などの扶助費は21年度～30年度の10年間で約1.8倍と増加しており、今後も超高齢者社会の進展により大きく増加する見込みとなっている。



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

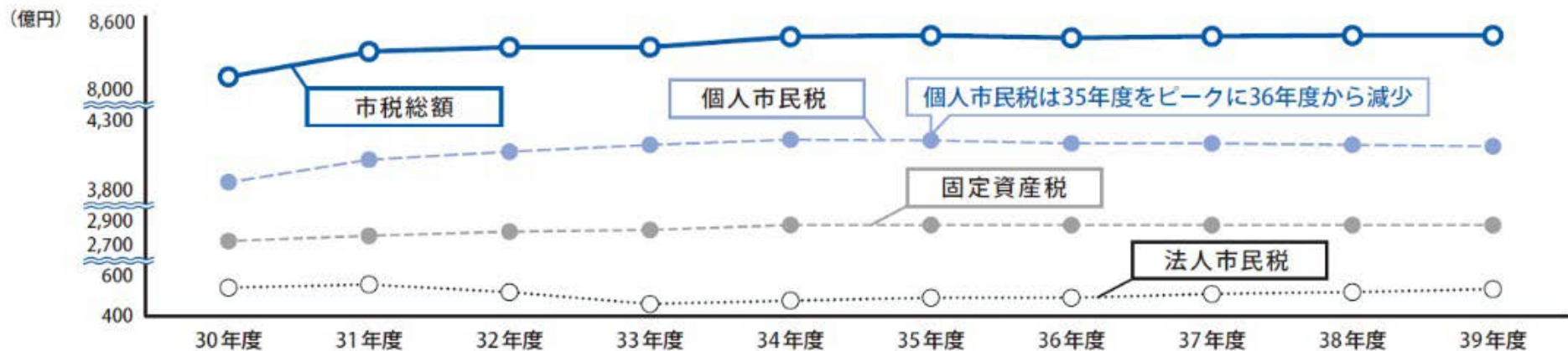
今後の財政見通し

◆ 市税収入の試算

試算では、31年（2019年）をピークに人口減少が見込まれることから、市税収入の中心を占める個人市民税について、36年度から減少することが見込まれる。

また、法人市民税については、税制改正の影響を除けば、経済成長のもと緩やかに増収することが見込まれる。

市税収入全体では、34年度以降、微増となるが見込まれる。

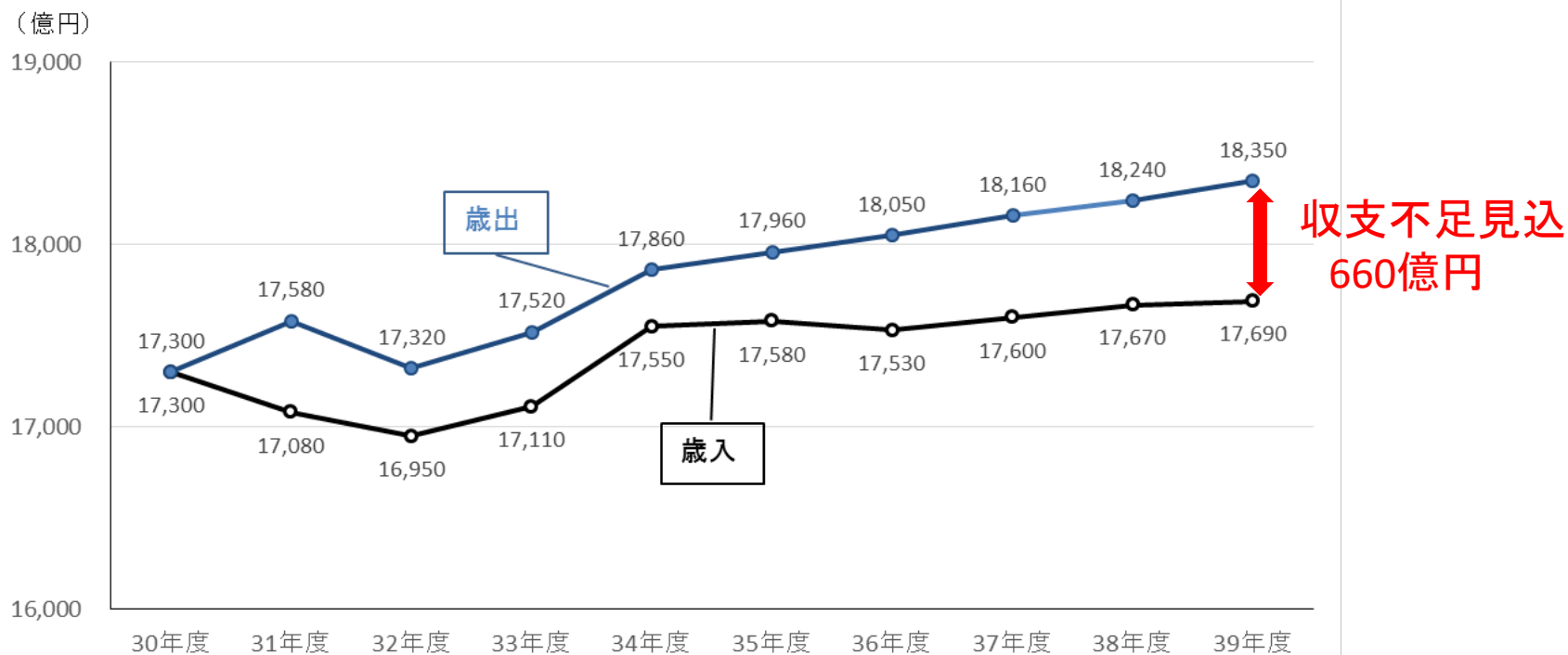


5-1 横浜を取り巻く状況と課題

今後の財政見通し

◆ 歳入歳出総額の見通し

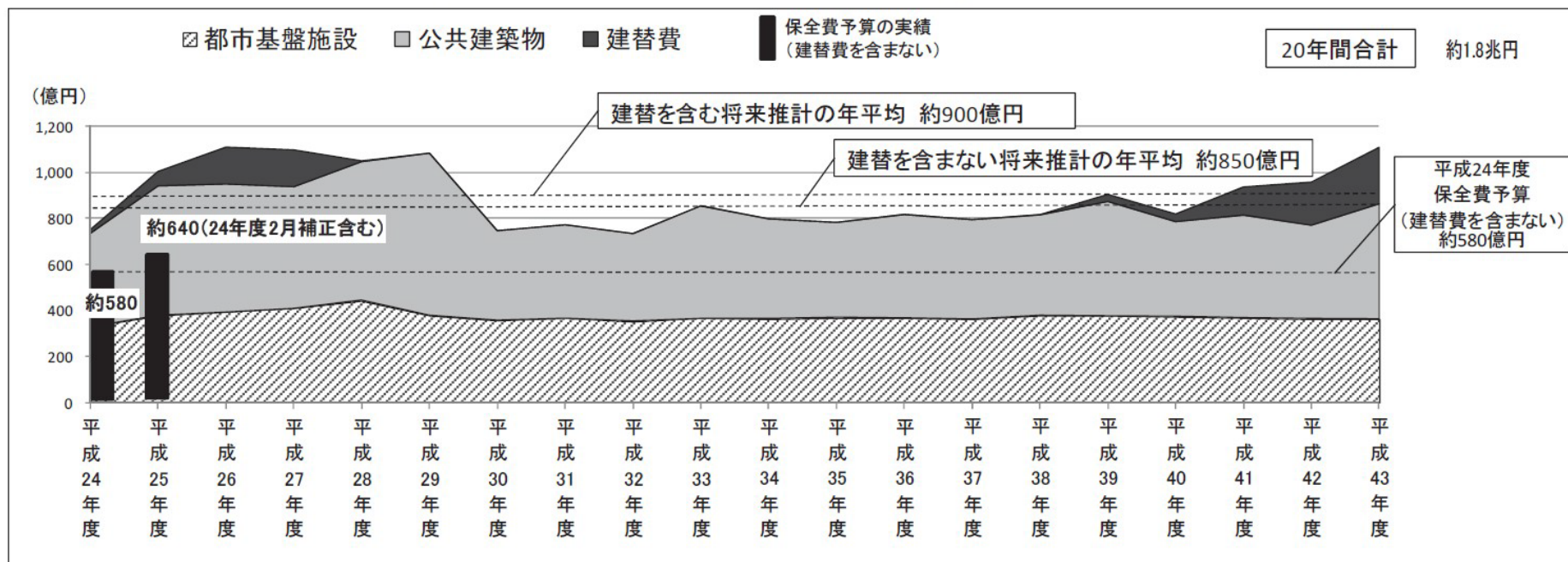
試算では、歳出総額は、横浜環状北西線や新市庁舎整備等の事業完了により、32年度に一旦減少する見込みであるが、試算期間全体を通じて扶助費や医療・介護に係る義務的な繰出金が増加する見込みなどから、33年度以降は増加していくことが見込まれる。また、歳入総額は、前頁で明記したように市税収入全体が微増の見込みであること等から、34年度以降も歳出総額に届かない、収支不足額が見込まれる試算となっている。



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【公共施設の保全費の推移】

- ◆ 昭和30年代半ばから集中的に整備してきたため、整備後30年以上経過し老朽化が進行しており、施設を維持するために必要な保全・更新費は、年平均額で約900億円かかると推計。

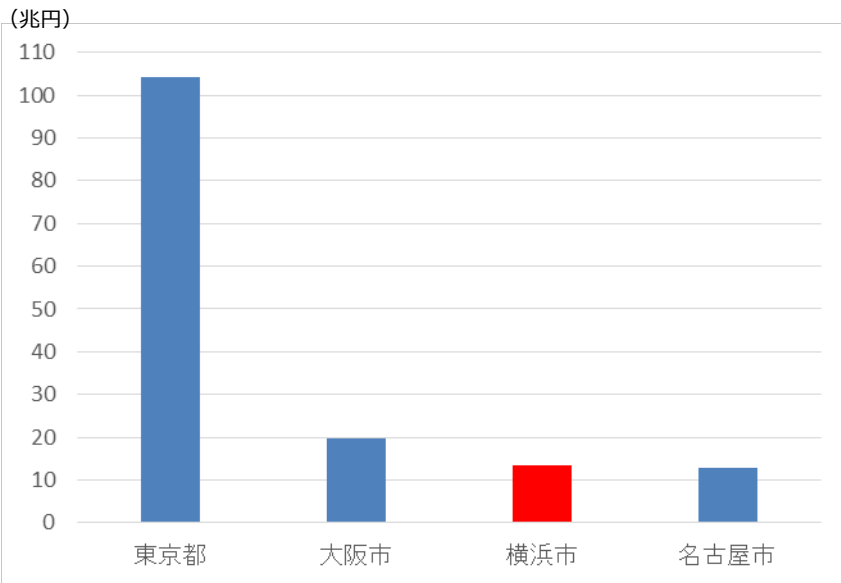


5-1 横浜を取り巻く状況と課題

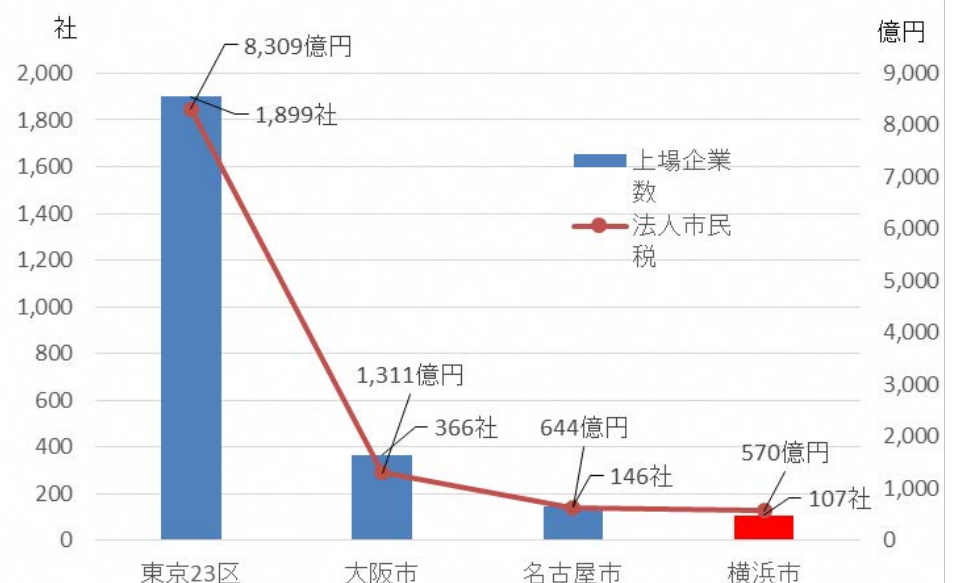
【横浜市の経済状況】

- ◆ 上場企業数では、東京1,899社に対して横浜107社、法人市民税収入では、東京8,309億円に対して横浜570億円と大きな差がある。市内総生産も大きな差がある。
- ◆ 超高齢社会を迎える中で、生産年齢人口の減少により、その結果として、個人市民税の減収が見込まれ、個人市民税に頼るだけでなく、多様な財源を確保する必要がある。

【市内総生産】



【上場企業数と法人市民税】



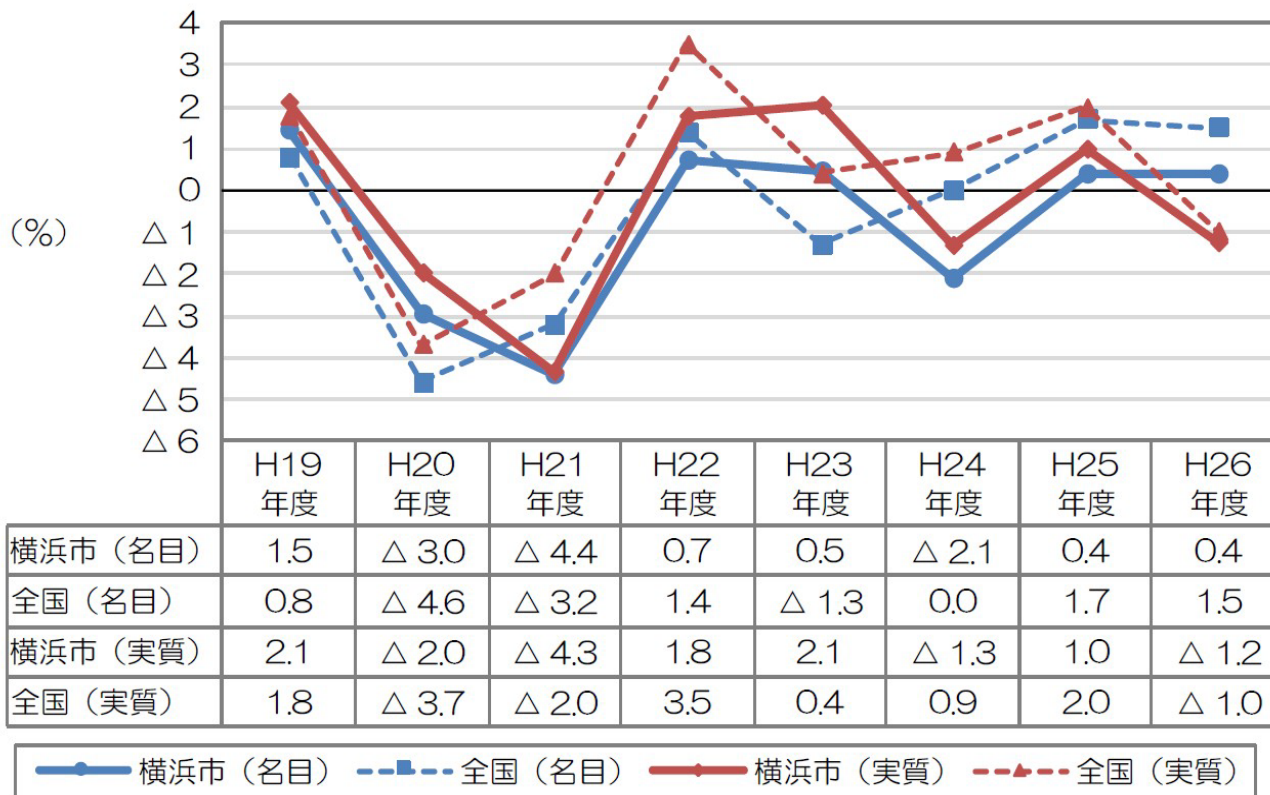
出典：2015年度の「都民経済計算」及び各自治体の「市民経済計算」より作成

出典：上場企業数は、(株)東洋経済新報社 上場版会社概要データ（2018年12月現在）より作成
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人市民税より作成

5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【横浜市の経済成長率】

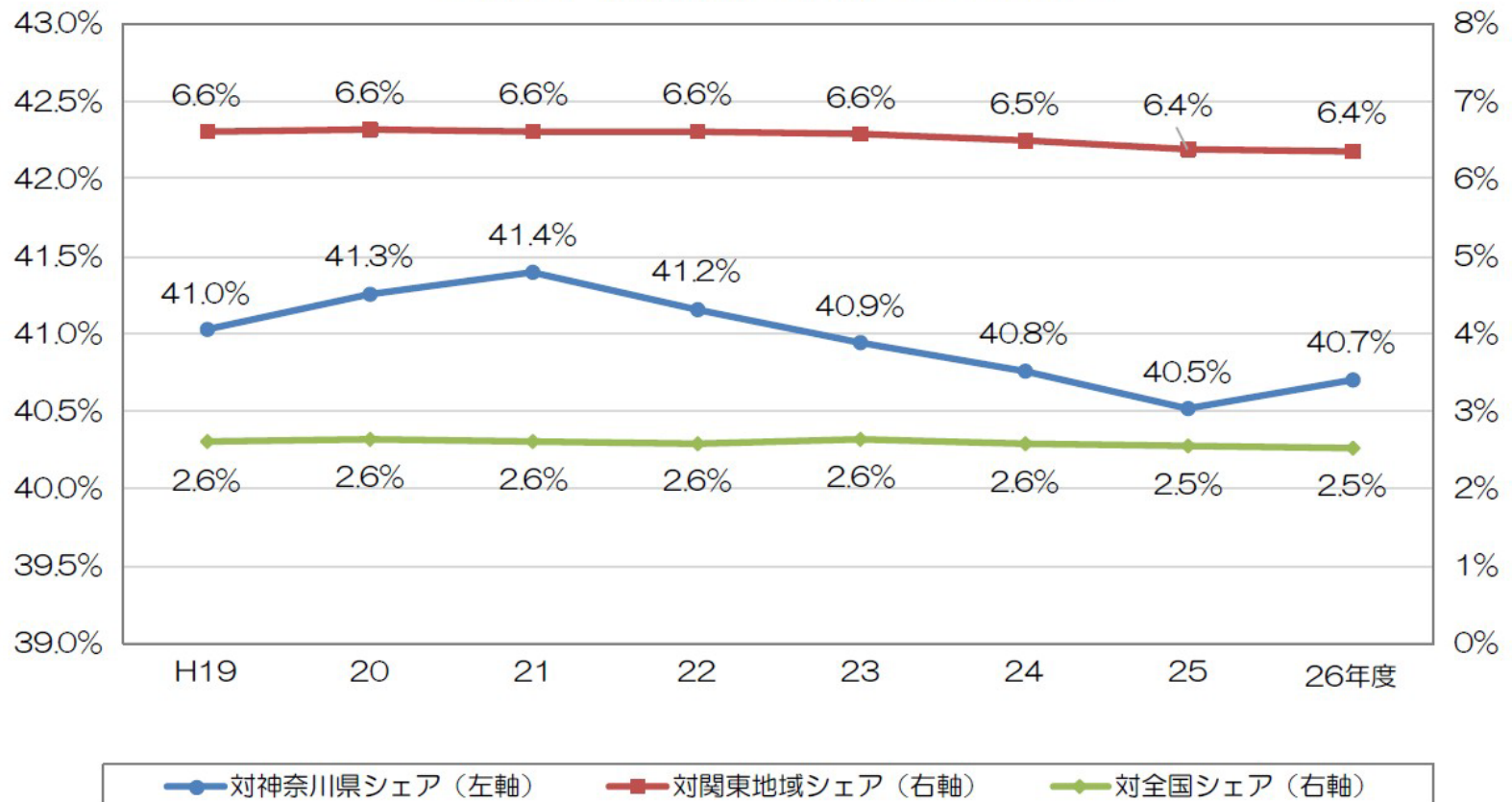
- ◆ H19年度～H26年度の各年度の名目経済成長率の平均は、横浜市△0.75%、全国△0.46%
- ◆ H19年度～H26年度の各年度の実質経済成長率の平均は、横浜市△0.23%、全国+0.24%
- ◆ 名目・実質経済成長率の両方において、全国より横浜市は低い状況にある。



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【市内総生産（名目）の横浜市シェアの推移】

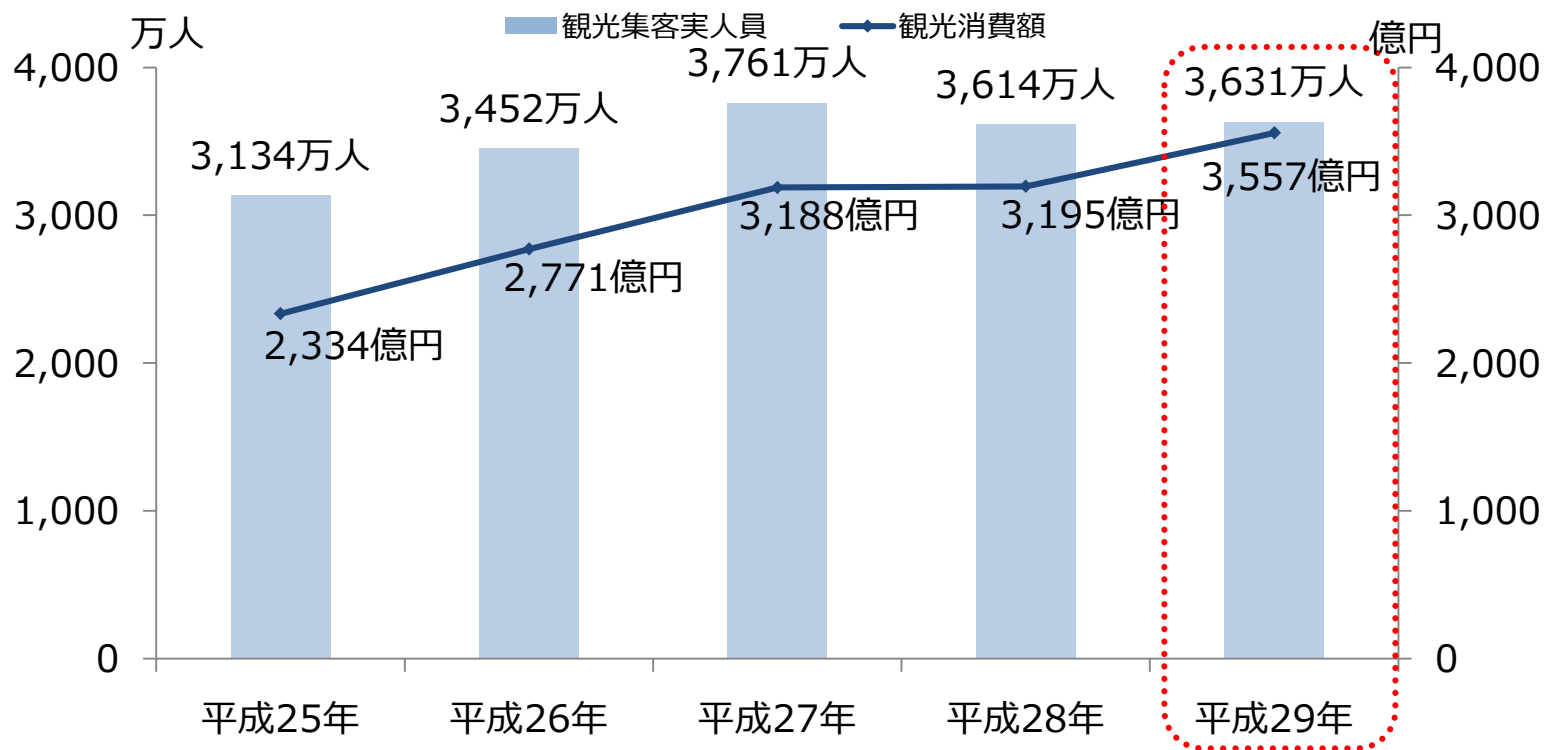
- ◆ 横浜市の市内総生産は、対全国シェアで2%台、対関東地域シェアで6%台、対神奈川県シェアで40%台で推移。
- ◆ 但し、対全国、対関東地域、対神奈川県いずれも、横浜市のシェアは横ばいで推移。



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【横浜市の観光実績】

- ◆ 平成29年（1月～12月）の観光集客実人員は3,631万人、観光消費額は3,557億円である。

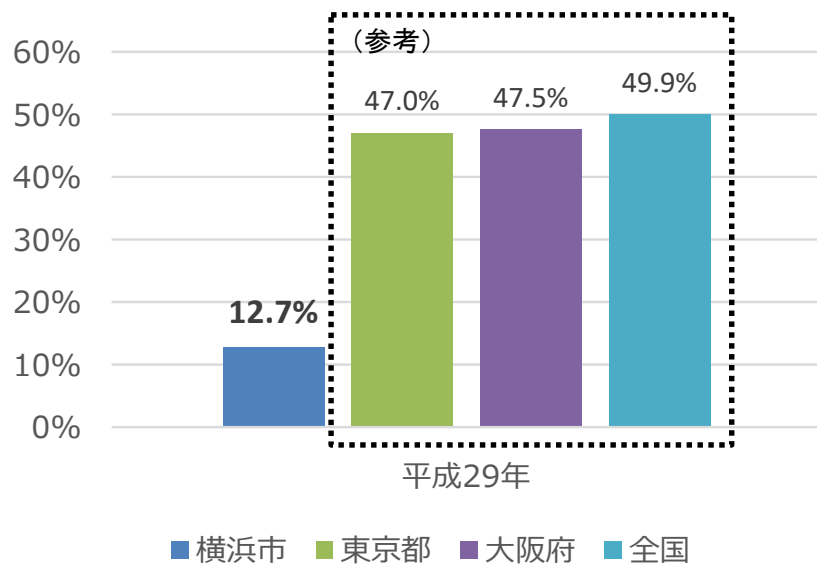


5-1 横浜を取り巻く状況と課題

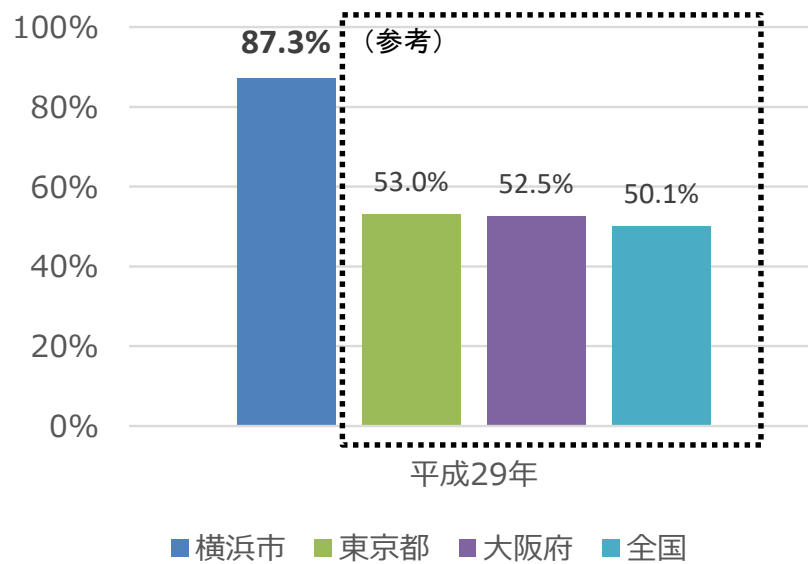
【横浜市の観光客の日帰り・宿泊の状況】

- ◆ 横浜市への観光客は、宿泊の割合が12.7%、日帰りの割合が87.3%である。
- ◆ 他の都道府県等と比べ、横浜市は圧倒的に日帰り客の割合が高い状況にある。

【宿泊客の割合】



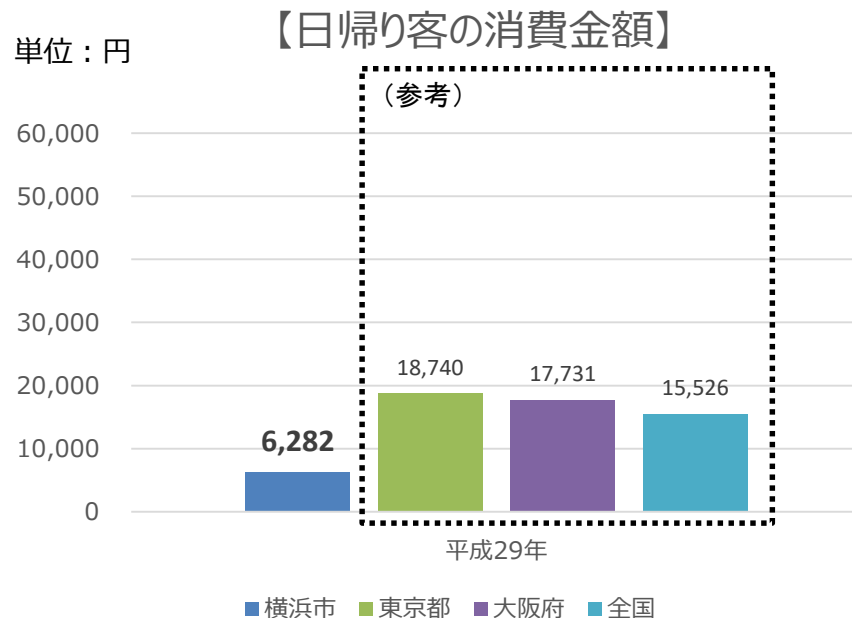
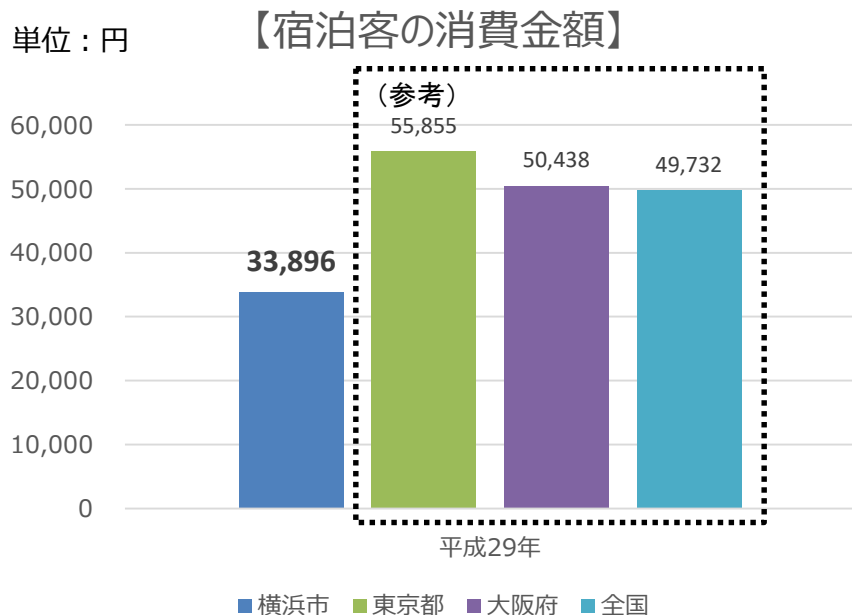
【日帰り客】



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【横浜市の観光客の消費金額の状況】

- ◆ 横浜市の1回当たりの観光消費金額（平均単価）は、宿泊客が33,896円、日帰り客が6,282円である。
- ◆ 他の都道府県と比べると、横浜市への観光客の消費金額（平均単価）は低い状況にある。

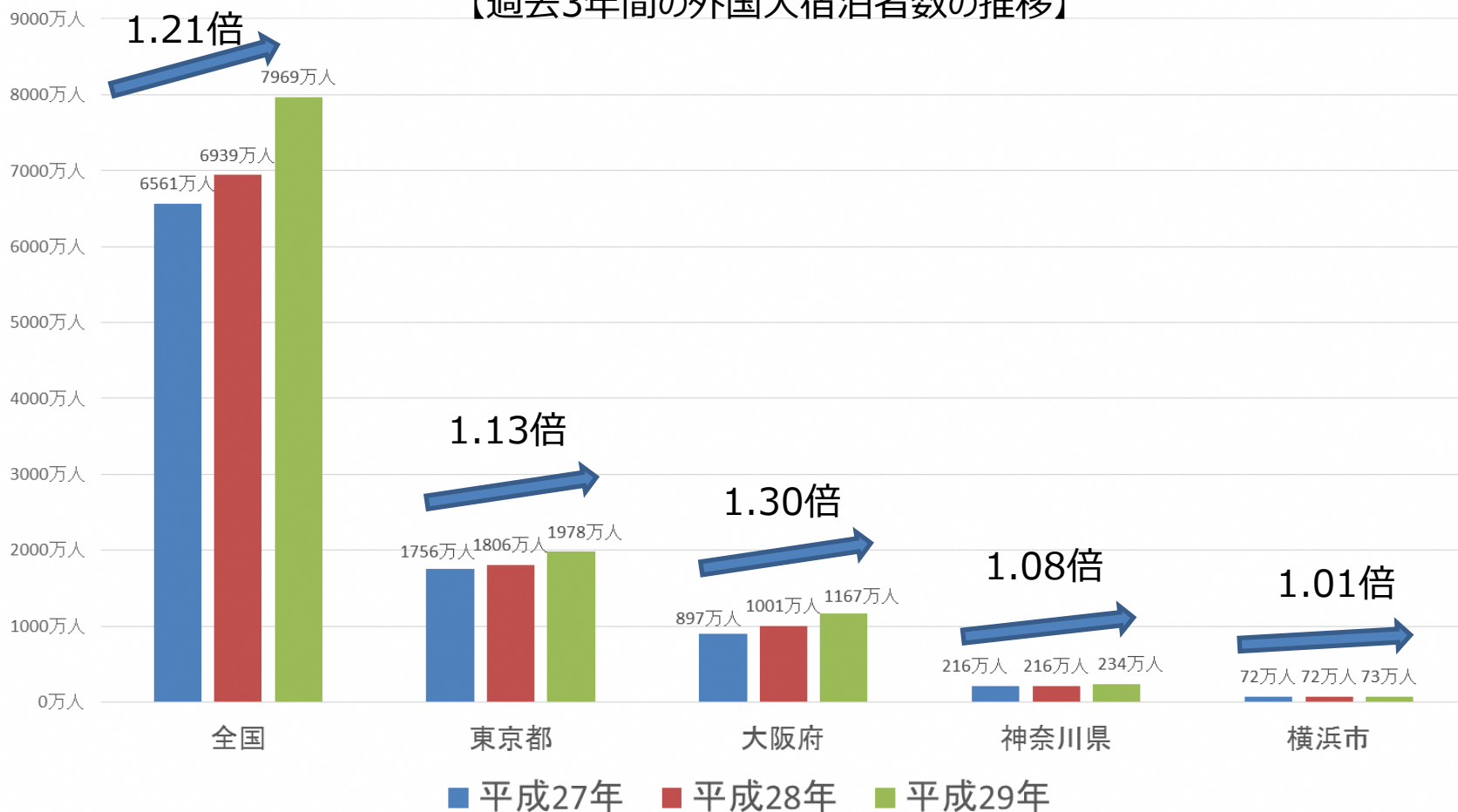


5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【横浜市の外国人宿泊者数】

- ◆ 外国人宿泊者数の伸び率が他都市より低い傾向にあり、宿泊者数が日本全体の1%にも満たない。

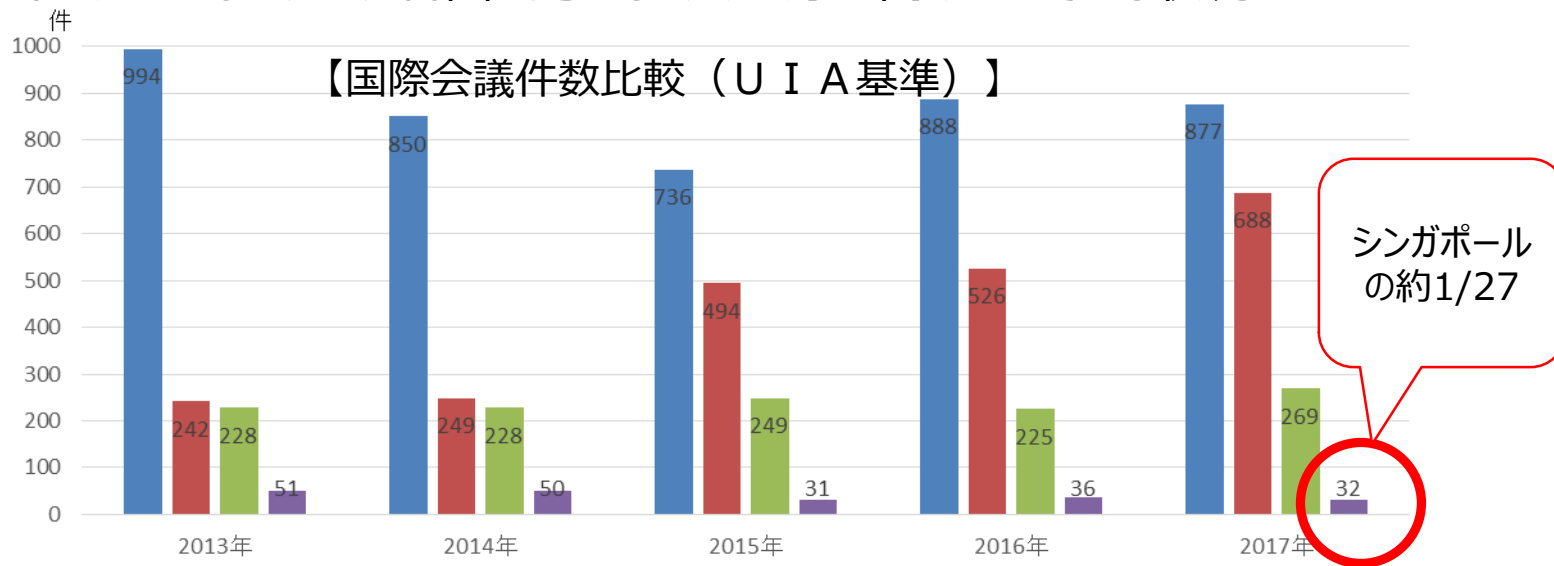
【過去3年間の外国人宿泊者数の推移】



5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【横浜市のMICE実績】

◆ シンガポールをはじめアジア各国に比べると大きく水を開けられている状況。



【UIA国際会議統計の選定基準】

■シンガポール ■ソウル ■東京 ■横浜

(1) 国際機関・国際団体（UIAに登録されている機関・団体）の本部が主催又は後援した会議

- ① 参加者数 50人以上
- ② 参加国数 開催国を含む3カ国以上
- ③ 開催期間 1日以上

(2) 国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議

- ① 参加者数 300人以上（うち40%以上が主催国以外の参加者）
- ② 参加国数 開催国を含む5カ国以上
- ③ 開催期間 3日以上

5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【横浜市のMICE実績】

- ◆ 国際会議の参加人数は国内では常に上位を占め、都市別開催件数は6位である。

【国際会議件数比較】

都市別参加者総数

2016年			2017年		
順位	都市名	人数	順位	都市名	人数
1位	横浜市	313,240	1位	東京(23区)	260,624
2位	東京(23区)	302,269	2位	横浜市	249,414
3位	京都市	202,996	3位	福岡市	151,029
4位	福岡市	193,591	4位	京都市	140,253
5位	大阪市	130,577	5位	千葉市	110,900

都市別開催件数

2016年			2017年		
順位	都市名	件数	順位	都市名	件数
1位	東京(23区)	574	1位	東京(23区)	608
2位	福岡市	383	2位	神戸市	405
3位	京都市	278	3位	京都市	306
4位	神戸市	260	4位	福岡市	296
5位	名古屋市	203	5位	名古屋市	183
6位	横浜市	189	6位	横浜市	176

※日本政府観光局(JNTO)国際会議統計による国際会議の選定基準

国際機関・国際団体(各国支部を含む)又は国家機関・国内団体(各々の定義が明確ではないため、特定企業の利益を追求することを目的とした会議の主催者を除く全て)が主催する会議で、以下の全てを満たすもの。

- ①参加者総数が50名以上
- ②参加国が日本を含む3か国以上
- ③開催期間が1日以上のもの

5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【MICE稼働率実績】

- ◆ パシフィコ横浜は国内の他の主要なMICE施設よりも高い稼働率であり、需要に対して、供給が不足している状況にある。

◆ 国内MICE施設との比較

		JNTO国際会議		施設概要		稼働実績			
都市名	会場名	国際会議 開催件数(件)	参加者総数 (人)	最大収容人 数(人)	最大展示面 積(m ²)	調査年度	稼働率	催事件数 (件)	来館者延人数 (人)
横浜市	パシフィコ横浜 (横浜国際平和会議場)	91	283,564	国立大ホール 5,002	展示ホール 20,000	2017年度	83%	976	4,280,000
東京都	東京ビッグサイト (東京国際展示場)	16	95,094	レセプションホール 1,100	総展示面積 95,420	2016年度	73%	304	14,690,000
東京都	東京国際フォーラム	19	22,030	ホールA 5,012	ホールE 5,000	2017年度	69%	828	22,910,000
名古屋市	名古屋国際会議場	20	55,238	センチュリーホール 3,012	イベントホール 1,920	2015年度	75%	1,614	917,861
大阪市	グランキューブ大阪 (大阪府立国際会議場)	55	83,454	メインホール 2,754	イベントホール 2,600	2017年度	72%	1,572	1,062,000

出典：JNTO 国際会議統計、各施設HP等より作成

5-1 横浜を取り巻く状況と課題

【世界の主な展示場との比較】

- ◆ 世界ではハノーバー（独）の46.6万㎡をはじめ、大規模な展示場が多数存在。
- ◆ 日本最大の東京ビッグサイト（8.0万㎡（2015年時点））は、世界第73位、アジア第19位。
- ◆ パシフィコ横浜は、日本で5番目であり、展示会場の総床面積は約2万㎡（2015年時点）。

順位	国名	都市名	面積 (万㎡)
1	ドイツ	ハノーバー	46.6
2	中国	上海	40.3
3	ドイツ	フランクフルト	36.7
4	イタリア	ミラノ	34.5
5	中国	広州	33.8
6	中国	昆明	31.0
7	ドイツ	ケルン	28.4
8	ドイツ	デュッセルドルフ	26.2
9	フランス	パリ	24.3
10	アメリカ	シカゴ	24.2
11	スペイン	バルセロナ	24.0
12	スペイン	バレンシア	23.1
13	フランス	パリ	22.7
14	ロシア	モスクワ	22.6
15	中国	重慶	20.4
16	イギリス	バーミンガム	20.2
17	中国	上海	20.0
17	スペイン	マドリッド	20.0
17	イタリア	ボローニャ	20.0
27	中国	武漢	15.0
29	タイ	バンコク	14.0

順位	国名	都市名	面積 (万㎡)
34	中国	義烏	12.0
34	中国	青島	12.0
45	中国	成都	11.0
49	シンガポール		10.9
51	韓国	ソウル	10.8
54	中国	北京	10.7
55	中国	瀋陽	10.5
55	中国	深セン	10.5
64	中国	東莞	9.6
69	中国	香港	8.3
72	中国	上海	8.1
73	日本	東京ビッグサイト	8.0
73	中国	大連	8.0
73	中国	南京	8.0

順位	国名	都市名	面積 (万㎡)
79	中国	広州	7.9
86	中国	マカオ	7.5
88	日本	幕張メッセ	7.2
91	日本	インテックス大阪	7.0

...アジアの展示場
 ...日本の展示場

5-2 中核施設と本市の状況

● 中核施設の基本的な視点

中核施設	各施設の説明	【中核施設の基本的な視点】
①②MICE施設	<ul style="list-style-type: none">▶ 国際会議場施設▶ 国際的な展示等施設	<p>◆ 基本的な視点 1 <u>我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容</u></p> <p>◆ 基本的な視点 2 <u>これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模</u></p> <p>◆ 基本的な視点 3 <u>民間の活力と地域の創意工夫</u></p>
③魅力増進施設	<ul style="list-style-type: none">▶ 日本の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行う施設	
④送客施設	<ul style="list-style-type: none">▶ 国内の観光旅行への促進に資する施設	
⑤宿泊施設	<ul style="list-style-type: none">▶ 利用者の需要の高度化および多様化に対応したホテル	

カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現

I Rは、刑法で禁止されている賭博行為を民間事業者に対して特権的例外として認めるものであり、その前提となる中核施設は、I R事業の「公益性」を確保

5-2 中核施設と本市の状況 < M I C E 施設 >

I R 整備法の政令（案） 中核施設の考え方、具体的な基準・要件

- ◆ 日本型 I R の MICE 施設には、これまでにないような新たな MICE ビジネスを展開できるものであること。
- ◆ ナショナル・プロジェクトとして公益性を有する、これまでにないスケールの MICE 施設をカジノ収益を活用して整備することを担保する観点からは、相当程度大規模な MICE 施設を整備することが必要。

【規模要件】

- ◆ MICE 施設は、以下の①～③のいずれかを満たす規模以上とすること。

パターン	国際会議場施設		展示等施設
	最大の会議室の収容人数	施設全体の収容人数	
①	1,000人以上～3,000人未満	2,000人以上～6,000人未満	12万㎡以上
②	3,000人以上～6,000人未満	6,000人以上～12,000人未満	6万㎡以上
③	6,000人以上	12,000人以上	2万㎡以上

日本の MICE の現状

- ◆ 日本の国際会議開催について、アジア・大洋州主要国におけるシェアは1991年は5割を超えていたが、2015年には26%まで低下し、低下傾向にある。
- ◆ 世界の MICE 施設は、ハノーバー（独）の46.6万㎡をはじめ、大規模な展示場が多数存在している。
- ◆ 日本最大の東京ビッグサイト（8.0万㎡（2015年時点））でも、世界第73位、アジア第19位の規模である。

5-2 中核施設と本市の状況 < M I C E 施設 >

横浜のMICEの現状

- ◆ 既存MICE施設：パシフィコ横浜
展示場床面積：20,000㎡
最大の会議場収容人数：5,002人
会議場施設全体の収容人数：12,483人

- ◆ パシフィコ横浜の稼働率は高く、国際会議参加者総数は2002年から16年間連続で日本1位

【2017年実績】

- 会議・展示会開催件数：976件
- 会議・展示会参加者数：約400万人
- 稼働率：83%

MICEの課題

【課題】

- ◆ 首都圏のMICE施設は、高い稼働率であり、MICE施設の需要に答えきれていない。
- ◆ 特にホテルと一体型のMICE施設が少ない。
- ◆ パシフィコ横浜の国際会議場の規模は日本最大規模に近く、参加者総数も日本一であるが、展示場の面積は小さく、市内のMICE施設は、パシフィコ横浜しかない。
- ◆ パシフィコ横浜だけでは、世界の大規模展示場と競争が出来ない。

5-2 中核施設と本市の状況 <魅力増進施設>

I R整備法の政令（案） 中核施設の考え方、具体的な基準・要件

- ◆ 日本各地に存在する豊かな自然、固有の歴史、文化、伝統、食等の魅力的なコンテンツや、新たに創造されるコンテンツを、これまでにないクオリティで世界に向けて発信し、世界中の観光客から幅広い関心・理解等が得られるようにする。
- ◆ ナショナル・プロジェクトとして、魅力増進施設をカジノ収益を活用して整備する以上、これまでにないスケールで日本の魅力を発信することが必要。

【施設要件】

- ◆ 我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設

※具体的なコンテンツ内容や発信手法は、都道府県等や民間事業者に委ねる。

日本の現状

- ◆ 日本には、世界に無い伝統文化・芸術（歌舞伎や落語、相撲、和食等）が数多くあるが、十分に世界に発信し、観光収入に繋がっていない課題がある。
- ◆ 日本のGDPに占める観光業の割合は、観光先進国より低い。
- ◆ 外国人観光客の消費支出割合は、諸外国に比べ「娯楽サービス」が低い。

5-2 中核施設と本市の状況 <魅力増進施設>

横浜市の現状

- ◆ 市民の文化・芸術活動のための施設は多数あるが、観光収入増加に繋がるという観点からの魅力増進施設が横浜には無い。
- ◆ 市内の文化施設の例
 - ✓ 横浜美術館
 - ✓ 横浜みなとみらいホール
 - ✓ 横浜能楽堂
 - ✓ 横浜にぎわい座
 - ✓ 横浜赤レンガ倉庫 1 号館

魅力増進施設の課題

【課題】

- ◆ 日本の伝統文化・芸術など魅力を発信する施設が少ない。また、活かされてない。
- ◆ 世界の旅行客を集客できる魅力を掘り起こし、伝えていく必要がある。

5-2 中核施設と本市の状況 <送客施設>

I R整備法の政令（案） 中核施設の考え方、具体的な基準・要件

- ◆ 世界中から I Rを訪れる旅行者を全国各地に送り出すこと。
- ◆ 利用者のニーズに応じた接客・待合等のスペース等十分な規模を確保すること。
- ◆ 立地地域の特性や I Rの来訪客の多様なニーズに対応し、民間事業者が都道府県等やDMO(※)等の関係機関と連携し、創意工夫をいかして取り組むことが適切であること

【機能要件】

- ◆ 送客施設は、以下の①～④の全てを満たすこと。

要件	内容
①ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信
②コンシェルジュ機能	利用者の関心に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
③多言語対応機能	①②について、英語を含め複数の外国語で提供
④十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる接客・待合のスペースを具備

※DMOとはDestination Management Organizationの略。公共民間など幅広い連携によって地域観光を推進する法人のこと。

日本の観光の現状

- ◆ 外国人延べ宿泊者数の約 6 割が三大都市圏に集中するなど、外国人観光客は、東京、大阪をはじめとしたゴールデンルートに集中している。
- ◆ 観光客を全国各地に送り出す送客機能が必要であるが、全国各地に多く存在している日本の魅力が外国人旅行者によく知られていない、チケットの手配等の各種サービスをワンストップで提供できる観光案内所等が少ないといった課題がある。

5-2 中核施設と本市の状況〈送客施設〉

横浜市の観光の現状

- ◆ 現状は羽田からのアクセス（鉄道及びバス交通網）は充実している。ただし、全国の観光地へ向けた送客の起点となる広域施設は無い。
- ◆ クルーズ船が寄港する場所はあるが、プライベートジェット等の富裕層向けの交通手段が弱い。
- ◆ 日帰り観光客の割合が高い
2017年実績：宿泊割合12.7%
- ◆ 外国人宿泊者数が少ない
2017年実績：市内73万人泊（東京都1,978万人泊）
- ◆ 観光PRの組織
 - ✓ 市におけるDMO(※)団体は無し
 - ✓ 横浜観光コンベンション・ビューローの機能強化が必要

※DMOとはDestination Management Organizationの略。公共民間など幅広い連携によって地域観光を推進する法人のこと。

送客施設の課題

【課題】

- ◆ 日帰り観光客割合が高く、宿泊数も少ないため、送客の起点とはなっていない。
- ◆ 広域観光をPR・コーディネートできるDMO団体が存在しない。

5-2 中核施設と本市の状況 <宿泊施設>

I R整備法の政令（案） 中核施設の考え方、具体的な基準・要件

- ◆ IRの宿泊施設はその来訪客の数に相応しい規模であることが必要
- ◆ カジノ収益を活用したナショナル・プロジェクトとして整備されるIRの一部として整備する以上、宿泊施設全体として相当程度大規模なものの整備を求める必要

【規模要件】

- ◆ 客室の床面積合計が、概ね10万㎡以上
- ◆ 宿泊施設は、以下の①～③が国内外の実情を踏まえ適切なものであること

基準	参考値			
	世界的ブランド 宿泊施設平均	海外IR 宿泊施設平均	日本を代表する 宿泊施設平均	日本の大規模な 宿泊施設平均
①客室のうち、最小のものの床面積	39.7㎡	40㎡	29㎡	17.7㎡
②スイートルームのうち、最小のものの床面積	67㎡	65.6㎡	58.7㎡	64.1㎡
③客室総数に占めるスイートルームの割合	14.8%	19.2%	5.3%	2.3%

日本の宿泊施設の現状

- ◆ 日本の大規模宿泊施設は、一部屋当たりの客室面積が諸外国と比較して狭いこと等により、世界中から訪れる観光客が宿泊施設に求める世界水準の面積に到達していない。
- ◆ 日本の大規模宿泊施設における総客室数に対するスイートルーム割合の平均は、諸外国のI Rの宿泊施設や世界的ブランドの宿泊施設に対して低い。

5-2 中核施設と本市の状況〈宿泊施設〉

横浜市の宿泊施設の現状

- ◆ 市内ホテル客室数は16,936室（2017年度）、日本全体の客室数の1.8%程度でしかない。
- ◆ 市内のホテルは、今後計画中を含め約5,000室が増加する見込みであるが、2017年度の日本全体の客室数の2.4%程度にしかない。
- ◆ ホテルの多様性が無く、海外の富裕層を迎えるソフト面の機能が不足している。
- ◆ 市内の旅館客室数は1,626室（2017年度）、日本全体の客室数の0.2%程度でしかない。
- ◆ 日帰り観光客の割合が高い
【2017年実績】 宿泊割合12.7%
- ◆ 外国人宿泊者数が少ない
【2017年実績】 73万人泊（東京都1,978万人泊）
- ◆ 市内ホテル稼働率は堅調
【2018年実績】 ホテル稼働率88.4%
- ◆ ラグジュアリーホテル（5つ星）が市内に無い

宿泊施設の課題

【課題】

- ◆ ホテル・旅館の客室数が少ない。
- ◆ ホテル稼働率は高く、宿泊需要に対し供給不足。
- ◆ 日帰り観光客の割合が高く、宿泊割合が低い。
- ◆ 富裕層の宿泊ニーズを満たせない。
- ◆ パシフィコ横浜はMICE施設と宿泊施設が一体化しているが、それ以外の施設が無い。

6 事業者への情報提供依頼

- 6-1 情報提供依頼の概要
- 6-2 情報提供の内容

6-1 情報提供依頼の概要

●情報提供依頼の趣旨・目的

- 本情報提供依頼（以下、「本件」という。）では、横浜における I R の事業性、想定される開発コンセプト、I R の経済的、社会的効果などや、想定される懸念事項などとその対応策について、事業者の皆さまへ情報提供を依頼した。
- 本件は、横浜市において I R を導入する・しないの判断材料のひとつとすることを目的とした。

【主な参加条件】

- ・ 横浜市で I R 事業についてトータルで情報提供する意思があること。
- ・ 調査票の全ての項目について情報提供いただけること。
(横浜市では I R を導入する・しないについて判断しておらず、情報提供により横浜市への I R の導入を保証するものではないこと。)

6-1 情報提供依頼の概要

●情報提供依頼項目一覧

I. IRの経済的・社会的効果について

【項目1】 直接的・間接的な経済波及効果等

II. IRで想定される懸念事項などとその対応策について

【項目2】 懸念事項などと対策、国内外の実施対策、役割分担等

III. 想定するIRのイメージについて

【項目3】 想定している立地場所、イメージ図、必置施設のコンセプト等

【項目4】 地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出

【項目5】 IRの事業性（投資見込・収支計画、売上等）

IV. その他

【項目6】 その他の意見・提案など

6-1 情報提供依頼の概要

● 情報提供依頼の実施状況

- 2018年8月20日
事前説明会の実施（22者・グループ（以下、者という。）が参加）
- 2018年9月10日～21日
調査票の提出（12者が提出）
- 2018年11月～2019年3月
調査票を提出頂いた事業者へのヒアリングを実施

6-1 情報提供依頼の概要

● 協力事業者名

ご協力いただいた事業者12者のうち、事業者名を公表可能とした事業者は以下のとおり

ウィンリゾーツ・ディベロップメント

キャピタル&イノベーション株式会社

ギャラクシーエンターテインメントジャパン株式会社

Genting Singapore Limited (ゲンティン・シンガポール・リミテッド)

合同会社日本MGMリゾーツ

シーザーズ・エンターテインメント・ジャパン

SHOTOKU株式会社

セガサミーホールディングス株式会社

メルコリゾーツ&エンターテインメント ジャパン株式会社

掲載は50音順

※その他3者については、事業者名の公表を希望しませんでした。

6-2 情報提供の内容

【I Rの立地場所の情報提供】

- 調査票の提供があった12者の全てがI Rの立地場所として「山下ふ頭」を想定。



(出所:横浜市港湾局山下ふ頭再開発調整課HP)

6-2 情報提供の内容

【立地場所の主な理由】

① 敷地規模

47haという広大でシンボル性の高い敷地。

② 交通利便性

横浜都心部、羽田空港からの距離も近く、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセスの利便性が高い。

③ ウォーターフロント・景観

みなとみらい地区から赤レンガ倉庫、大さん橋、そして山下公園に続く美しいウォーターフロントであり、海洋リゾートとして高い開発ポテンシャルを有している。

④ 上位計画のコンセプトとのマッチング

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」や「横浜市山下ふ頭開発基本計画」が掲げる開発コンセプトと日本型 I R のコンセプトが合致している。

⑤ その他

中心市街地や住宅地から、高速道路等により分離されている上、海上に隔離された立地になっている。 など

6-2 情報提供の内容

【コンセプト・イメージ図（1/5）】

■ **ハーバーリゾートへの旅**

それはまるで世界へ出航する帆船のように、横浜 I R は横浜に新たな風景をつくります



6-2 情報提供の内容

【コンセプト・イメージ図（2/5）】

- **世界を代表する都市型ベイリゾートYOKOHAMAへ**
「横浜らしさ」の根幹である文化都市の洗練さと、最先端のエンターテインメント性を兼ね備えた、「世界を代表する都市型ベイリゾートYOKOHAMA」ブランドを発信。



6-2 情報提供の内容

【コンセプト・イメージ図（3/5）】

■ 「新しい顔」「新たな人の場」「新リゾート」計画

みなとみらい21地区を含む横浜と調和した、世界に誇れる象徴的な都市景観を創出。
水と緑を感じ魅力的な賑わいのある公共空間の形成。
多様な集客機能を複合させ、非日常的な体験のできるリゾート。

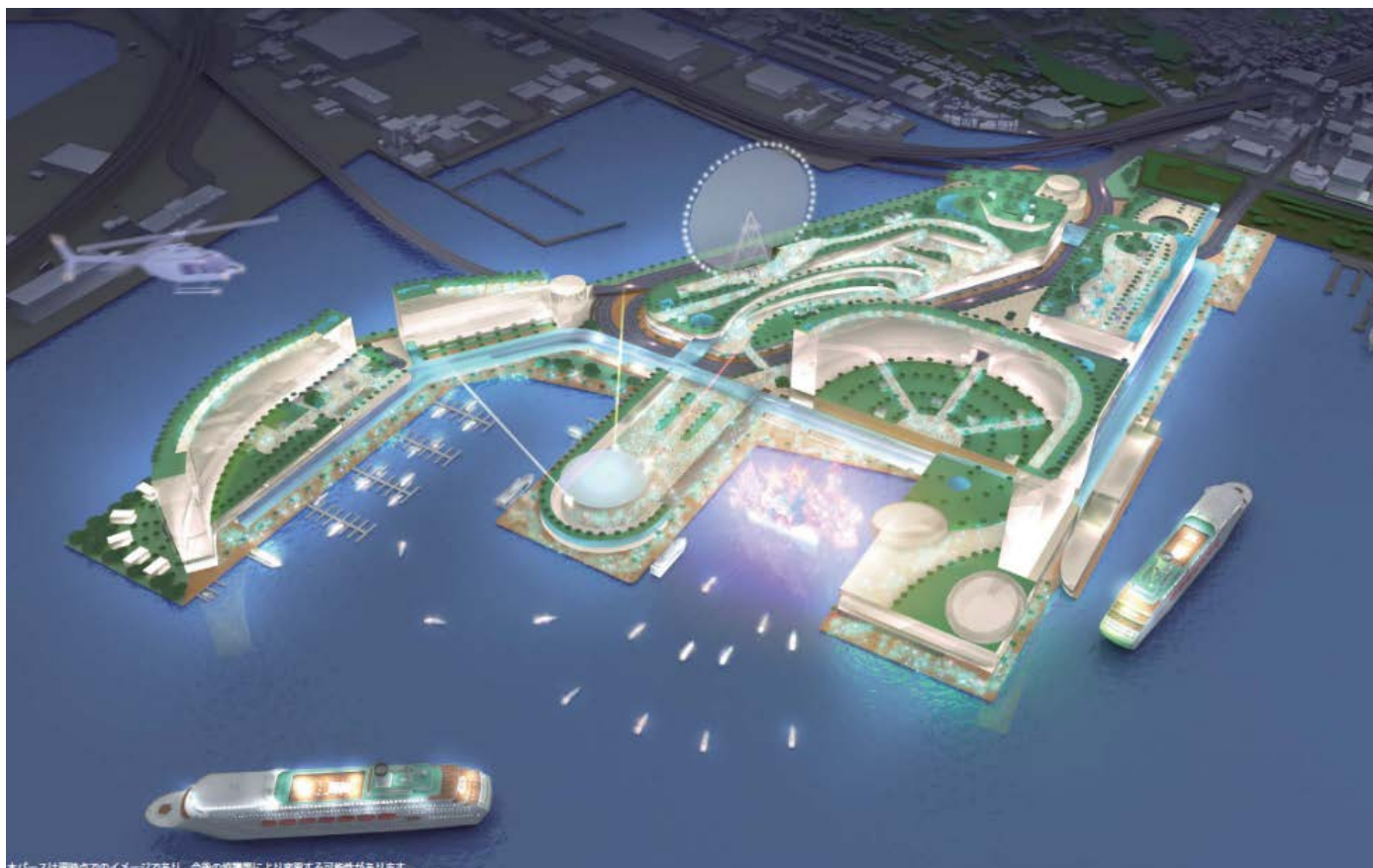


6-2 情報提供の内容

【コンセプト・イメージ図（4/5）】

■ GREEN VEIL

周辺の自然環境と I R 施設全体を立体的に結び付け、景観や環境にやさしい I R を実現。



※本図はイメージ図であり、今後の計画により変更する可能性があります。

6-2 情報提供の内容

【コンセプト・イメージ図（5/5）】

■ **Yokohama Art & Culture Park and Entertainment Resort**

市民と観光客のインスピレーションを喚起し、交流を図り、芸術、文化、エンターテインメントの新たなイノベーションの「波」を起こしていく。



6-2 情報提供の内容

【IRの立地場所、主なコンセプト、イメージ図に関するまとめ】

- 本調査においては、立地場所も含めて、事業者から情報を提供していただくこととしていたため、市として立地場所を指定しなかったが、12者全てが「山下ふ頭」を立地場所とした情報が提供された。
- 理由として、広大でシンボル性の高い敷地であること。航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス性が高いこと。また、みなとみらい地区から赤レンガ、大さん橋、山下公園に続く美しいウォーターフロントなどがあげられた。
- コンセプトについては、港や公園や文化など横浜らしさを活かしたもの、既存の市の計画、取組などを踏まえたものがあった。
- イメージ図については、施設自体が大規模で個性的・象徴的な建築物として描かれていた。
- 具体的な情報提供がない事業者もあった。

- 今後、政省令などで定められることも多く、事業者が情報を提供するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったことなどから、具体的な情報提供が難しい事業者もあった。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、より具体的な情報を収集するとともに、事業者から提供された情報の精度を高めていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

【MICE施設の規模・開催件数・参加者数等】

- 施設規模 : 約70,000㎡～約229,000㎡
- 開催件数 (年間) : 約350件～約2,000件以上
- 参加者数 (年間) : 約70万人～約2,500万人
- 運営 : パシフィコ横浜との連携
広大なMICE施設を用いた非常時の防災機能の確保 など



6-2 情報提供の内容

【MICE施設の例】

- ① 日本最大級規模でワールドクラスのMICE施設、10万㎡規模以上の展示場、数千人規模以上の国際会議場
- ② 音響・照明・デジタル設備等について最先端技術を用い、選ばれ続けるMICE施設
- ③ 横浜ウォーターフロントの他のMICE施設と連携しながら、経済波及効果の高い中大型の国際会議誘致を目指す
- ④ 従来の横浜MICEの強みである医学系を中心に科学・技術・自然や産業等の経済波及効果の規模が大きい分野の誘致
- ⑤ 国内他施設では開催が難しい大型カンファレンスの開催 など

6-2 情報提供の内容

【魅力増進施設の例】

- ① 日本の伝統文化・芸術を紹介、公演する舞台、美術館
- ② 本格的な舞台芸術や、最先端のショーを行う劇場などと一体となった商業施設によるにぎわいの創出
- ③ 日本の伝統及び文化を紹介するワールドクラスの文化芸術施設
- ④ 横浜の文化芸術を発信する施設 など



(出所: 第2回特定複合観光施設区域整備推進会議 観光庁説明資料)

(出所: 第2回特定複合観光施設区域整備推進会議 文化庁説明資料)

6-2 情報提供の内容

【送客施設の例】

- ① 日本の各観光地への拠点となる総合旅行代理店
- ② 国内の観光に適切な情報を提供するビジターセンター
- ③ 日本の各地域が有する魅力を体験する機会の提供や、国内観光に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を行う国内観光提案施設 など



6-2 情報提供の内容

【宿泊施設の施設規模・部屋数】

- 施設規模：約270,000m²～約600,000m²
- 客室数：約2,700室～約5,000室

宿泊施設の例

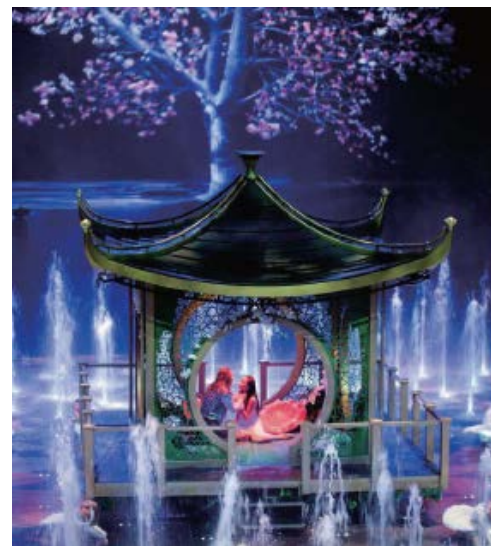
- ① 海外の富裕層を対象とした長期滞在型のラグジュアリーコンドミニアム
- ② ビジネス及びレジャー目的の国内及び海外からの訪問客に応えられる様々な機能を有するワールドクラスのホテル
- ③ ワールドクラスのラグジュアリーホテル、周辺の既存ホテルとの客層ターゲットを差別化し、競争を避けながら横浜に新たな客層の誘導 など



6-2 情報提供の内容

【その他施設の例】

- ① 商業施設、上質な小売店舗、様々なスポーツイベントやライブに適応する大規模アリーナ、マリンスポーツサービスを提供するマリーナ施設
- ② アミューズメント等の機能を加味した新企画の商業コンプレックス
- ③ ユニークなアトラクション施設、イベントスペース、エンターテイメント施設
- ④ バリエーション豊富なライフスタイルの提案、高級ブランドだけではない日本の芸術・工芸品・食料品・土産物を購入できる大型ショッピングモール
- ⑤ サービスアパートメント
- ⑥ 博物館、劇場などの文化施設 など



6-2 情報提供の内容

【主な中核施設の機能・規模等】

■ MICE施設

- ・ 規 模：約70,000㎡～約229,000㎡
- ・ ワールドクラスのMICE施設、数千人規模以上の国際会議場
- ・ パシフィコ横浜との連携 など

■ 魅力増進施設

- ・ 日本の伝統文化・芸術を紹介、公演する舞台、美術館、文化芸術施設
- ・ 横浜の文化芸術を発信する施設 など

■ 送客施設

- ・ 日本の各観光地への拠点となる総合旅行代理店
- ・ 日本の魅力を体験する機会の提供 など

■ 宿泊施設

- ・ 規 模：約270,000㎡～約600,000㎡
- ・ 客室数：約2,700室～約5,000室
- ・ ワールドクラスのラグジュアリーホテル、海外の富裕層を対象とした長期滞在型のラグジュアリーコンドミニアム など

■ その他施設

- ・ 大規模アリーナ、商業コンプレックス、大型ショッピングモール など

6-2 情報提供の内容

【横浜における I R の施設構成に関するまとめ】

- MICE施設の規模や開催件数、参加者数については、観光集客や観光消費額への貢献が期待できる情報が提供された。運営面については、既存のパシフィコ横浜との連携や非常時の防災機能の確保などの情報が提供された。
- 魅力増進施設については、日本の伝統文化等を紹介、公演する舞台、劇場、美術館、横浜の文化芸術を発信する施設などの情報が提供されたが、施設の具体的な基準・要件等が国から示されていない段階であったことから、各事業者とも、施設の規模・内容等を具体化することは難しい状況であった。
- 送客施設については、総合旅行代理店やビジターセンターなどの情報が提供されたが、施設の具体的な基準・要件等が国から示されていない段階であったことから、各事業者とも、施設の規模・内容等を具体化することは難しい状況であった。
- 宿泊施設については、現在の横浜市に不足しているワールドクラスのラグジュアリーホテルや様々な機能を有するホテルなどの情報が提供された。施設規模、部屋数については、各事業者で幅はあったが、利用者の需要及び多様化に対応できると考えられる施設規模・客室数の情報が提供された。
- その他の施設については、大規模アリーナ、マリーナ施設、博物館、劇場などの情報が提供された。大規模なテーマパークなどの情報は提供されなかった。
- 今後、政省令などで定められることも多く、事業者が情報を提供するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったことなどから、事業者がより具体的な情報を提供することは、難しい状況であった。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、より具体的な情報を収集するとともに、事業者から提供された情報の精度を上げていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出の例

- ① 各地域の観光資源との連携や、地域のアイデアを吸い上げ、地区内外の街の魅力向上や賑わいを創出
- ② スポーツ・文化芸術イベント、各種お祭りなどの一年中活性化を図れる、イベントやフェスティバルの実施、各種イベントとの協力、それらを開催できるような文化施設、アリーナの創設
- ③ クリエイティブ産業のため、より良い環境と広い共同作業スペースの提供
- ④ 日本最大のショービジネスの集積拠点の設置、伝統・文化及び観光資源が体験できるショーケースの設置、文化・エンターテインメント、自然、食の体験ができる施設の設置
- ⑤ 陸・海の交通アクセスの強化
- ⑥ 街全体が統合したリゾート、IRは一つのツールとして、賑わいの創出に貢献、既存の街を補完し、街全体を活性化
- ⑦ 新たな公共の公園を作り、周辺地区との連続性を強化 など

6-2 情報提供の内容

【開発条件の例】

- ① ホテルの室数確保、MICEの整備、景観形成等の実現に向けた高さ規制の緩和
- ② 段階的な開発により需要実績に応じた開発を行えること
- ③ IRに必要な施設の導入に制限を受けるため、臨港地区の解除、高さ制限の撤廃、その他IR整備に必要な都市計画・港湾計画の変更が必要
- ④ 既存インフラ、埋設インフラ施設等の情報提供が必要
- ⑤ 栈橋構造など建物の建設に適さない箇所の地下構造の補強 など

【交通インフラの例】

- ① 元町・中華街駅を終着駅とするみなとみらい線を域内まで延伸することで、東京・横浜・埼玉方面からの大量輸送に対応可能となり、広域アクセスが向上
- ② 元町・中華街駅からの歩行者ネットワーク拡充
- ③ 高速道路と直結した新たなアクセスの整備が必要不可欠
- ④ 臨港幹線道路の延伸による新たな交通アクセス
- ⑤ 横浜駅・羽田空港・東京と水上交通で結ぶ など

6-2 情報提供の内容

【地区内外のまちの魅力向上や賑わいの創出、開発条件、交通インフラに関するまとめ】

- 地区内外のまちの魅力向上については、各地域の観光資源との連携や伝統・文化及び観光資源が体験できるショーケースの設置、立地場所を拠点とした周辺地域を含めたまちづくりをしていくことの必要性などの情報が提供された。
- 開発条件については、高さ制限の緩和、既存の都市計画の変更、既存のインフラの情報が必要との意見があった。
- また、立地場所周辺の現状の交通インフラでは不十分であり、追加の交通インフラの整備が必要との意見があった。
- 今後、政省令などで定められることも多く、事業者が情報を提供するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったことなどから、事業者がより具体的な情報を提供することは、難しい状況であった。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、より具体的な情報を収集するとともに、事業者から提供された情報の精度を高めていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

【IRの事業性(投資見込額・売上見込額・収支計画等)】

- 調査票の提供があった12者が想定している、横浜市にIRを設置した場合の投資見込額及び売上見込額等は以下のとおり

投資見込額 (建設費等 (※1))

約6,200億円～約1兆3,000億円

売上見込額 (年間)

約3,500億円～約8,800億円

EBITDA (※2)

約800億円～約2,100億円

IR施設面積 (全体)

約670,000m²～約1,500,000m²

(※1) 土地取得費用も加算した事業者も含まれている

(※2) 純利益に、支払利息と税金と減価償却費を加えた利益
企業の収益力を分析、比較するのに適した指標と言われている

～参考情報～

- シンガポールIR 建設投資 (直接効果)
マリーナ・ベイ・サンズ

約56億米ドル (約4,870億円)

リゾート・ワールド・セントーサ

約60億米ドル (約5,220億円)

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料
「諸外国におけるIRについて【参考資料】」

- シンガポールIR 売上高 (直接効果)

2017年度

マリーナ・ベイ・サンズ

約32億米ドル (約3,469億円)

リゾート・ワールド・セントーサ

約24億シンガポールドル (約1,914億円)

出典：Las Vegas Sands及びGenting Singapore
アニュアルレポート

(換算レート：SGD=80円、USD=110円)

6-2 情報提供の内容

【IRの事業性の試算の考え方】

- **投資見込額（建設費）**

国内の建設費と海外での実績に基づく建設費で試算した事業者、海外の開発実績のみに基づいて試算した事業者、土地の取得費を含めて試算した事業者などがあった。

- **投資見込額（土地の扱い）**

土地の購入を希望する事業者や数十年単位の定期借地を希望する事業者、現時点では購入か定期借地の判断は難しいといった事業者などがあった。

- **売上見込額**

海外のIR実績から試算した事業者や、IR整備法で明らかなもののみ加味して試算した事業者やIR整備法を反映させていない事業者などがあった。また、日本人から徴収する6千円の入場料のマイナス効果を勘案している事業者とそうでない事業者があった。

- **情報不足という理由から、収支計画等の見込みを試算していない事業者もあった。**

6-2 情報提供の内容

【IRの事業性に関するまとめ】

- 横浜市がこれまで進めてきた街づくりや、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス利便性など、横浜の都市としてのポテンシャルが高く評価され、市としてI Rを導入する・しないについて判断をしていない状況であるが、12者が情報提供に参加した。
- また、これらの事業者からは1兆円を超える投資額、100万㎡を超える延床面積の施設整備など、これまでにない大規模な民間による開発投資を見込む情報が提供されており、横浜において、民設民営事業である日本型I Rの事業性を見込んでいることが示された。
- 今後、政省令などで定められることも多く、事業性を試算するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったこと、各事業者で試算の考え方に違いがあったことなどから、見込みに大きな幅が生じた。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、事業者から提供された情報の精度を高めていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の観光客数】

- IR設置後の横浜への観光客数（年間）
約4,400万人～約7,800万人
- IRへの訪問者数（年間）
約800万人～約5,200万人

上記のうち、国内・海外観光客の割合
（国内観光客）約4割～約9割
（海外観光客）約6割～約1割

～参考情報～

- 横浜市の観光集客実人員（年間）
3,631万人（2017年見込）
出典：平成30年4月27日付 横浜市記者発表資料
- シンガポールIR年間訪問客数
マリーナ・ベイ・サンズ 4,500万人
リゾート・ワールド・セントーサ 2,000万人
出典：特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料
「諸外国におけるIRについて【参考資料】」
- テーマパーク年間入場者数（2017年）
東京ディズニーランド 1,660万人
東京ディズニーシー 1,350万人
ユニバーサルスタジオジャパン 1,494万人
出典：THEME INDEX MUSEUM INDEX 2017

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の観光客数の試算の考え方】

- **横浜への観光客数**

横浜への観光客実人員数を基に増加率を見込み試算した事業者、訪日外国人の動向に関する統計データ等に基づき独自のノウハウによって試算した事業者などがあつた。

- **IRへの訪問者数**

独自ノウハウによって試算した事業者、海外での実績から試算した事業者、外部調査機関の見込みを用いて試算した事業者などがあつた。

- 情報不足という理由から、観光客数・IRへの訪問者数の見込みを試算していない事業者もあつた。

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の観光客数に関するまとめ】

- 大規模なMICE施設やワールドクラスの宿泊施設が整備されることにより、観光客数の増加を見込む情報が提供された。
- 今後、政省令などで定められることも多く、観光客数・訪問者数を試算するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったこと、各事業者で試算の考え方に違いがあったことなどから、見込みに大きな幅が生じた。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、事業者から提供された情報の精度を高めていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の増収効果】

- 地方自治体への増収効果
約600億円～約1,400億円
(カジノ入場料(※3)、カジノ納付金(※4)、消費税、市民税、固定資産税等)

※開業後、安定運営した平年度ベースの見込み

～参考情報～

- 横浜市 市税歳入 7,271億円 (2017年度)
- 横浜市 法人市民税 570億円 (2017年度)
- みなとみらい21地区における市税収入
約155億円 (2015年度)

出典：平成29年度一般会計決算の概要
横浜市記者発表(平成29年7月20日 都市整備局)

- (※3) 国は、日本人等の入場者に対し入場料、3千円/回(24時間単位)を賦課
認定都道府県等は、日本人等の入場者に対し入場料、3千円/回(24時間単位)を賦課
- (※4) カジノ事業者は、国に対し、国庫納付金(①カジノ行為粗収益(GGR)の15%及び②カジノ管理委員会負担額)、認定都道府県等納付金(カジノ行為粗収益(GGR)の15%)を納付しなければならない

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の増収効果の試算の考え方】

- **地方自治体への増収効果**

カジノ売上見込みより試算した事業者、カジノ納付金のみ算出した事業者、I R施設の固定資産税や雇用する従業員等の住民税等を含めて試算した事業者などがあった。

- 情報不足という理由から、地方自治体への増収効果の見込みを試算していない事業者もあった。

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の増収効果に関するまとめ】

- 地方自治体への増収効果については、約600億円～約1,400億円と、下限値でも横浜市の法人市民税収（2017年度）を上回る増収効果を見込む情報が提供された。
- しかしながら、増収効果を見込むにあたり、I R 整備法を反映させていない（入場料収入、カジノへの日本人等の入場回数制限、など）事業者などもあった。
- また、各事業者において、増収効果を見込んだ収入の内訳が不明確な情報提供もあった。
- 今後、政省令などで定められることも多く、増収効果を試算するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったこと、各事業者で試算の考え方に違いがあったことなどから、見込みに大きな幅が生じた。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、事業者から提供された情報の精度を高めていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の経済波及効果】

【IR建設時】

(直接効果) 約4,700億円～約1兆1,900億円

(全体効果) 約6,700億円～約1兆8,000億円

【開業後事業運営時】

(直接効果) 約4,900億円～約9,100億円

(全体効果) 約7,700億円～約1兆6,500億円

【IRを設置した場合の雇用創出効果】

【IR建設時】

(雇用者数) 約4.3万人～約10万人

【開業後事業運営時】

(直接雇用者数) 約1.0万人～約5.6万人

(間接雇用者数) 約0.7万人～約14.9万人

～参考情報～

- みなとみらい21地区の経済波及効果
(昭和58年度～平成28年度)
みなとみらい21地区における建設投資 (累計)
約2兆625億円
横浜市内への経済波及効果 (累計)
約2兆8,827億円
出典：横浜市記者発表 (平成29年7月20日 都市整備局)

～参考情報～

- シンガポールIR 雇用者数 (直接)
マリーナ・ベイ・サンズ 9,500人
リゾート・ワールド・セントーサ 11,000人
出典：特定複合観光施設区域整備推進会議 配布資料
「諸外国におけるIRについて【参考資料】」
- みなとみらい21地区の就業者数
約103,000人 (平成28年度末)
出典：横浜市記者発表 (平成29年7月20日 都市整備局)

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の経済波及効果、雇用創出効果、地元調達率の試算の考え方】

- **経済波及効果、雇用創出効果（建設時）**

海外のIR事例に基づき試算した事業者、外部調査機関による見込みを用いて試算した事業者、産業連関表により試算した事業者などがあつた。建設時の雇用創出効果も経済波及効果と同様な方法により試算していた。

- **経済波及効果、雇用創出効果（運営時）**

海外のIR事例に基づき試算した事業者、売上見込みを産業連関表により試算した事業者、観光集客指標を用いて試算した事業者、経済波及効果の試算ツールを用いて試算した事業者、行政側の公表数値に独自ノウハウを加えて試算した事業者などがあつた。運営時の雇用創出効果も同様な方法を用いて試算されていた。

- **地元調達率**

海外IRの実績や事例に基づき試算した事業者が多かつたが、施設の建設時のみの算出した事業者や運営時も含めトータルで算出した事業者、設備投資のみを算出した事業者などがあつた。

- また、情報不足という理由から、経済波及効果・雇用創出効果の試算をしていない事業者もあつた。

6-2 情報提供の内容

【IRを設置した場合の経済波及効果、雇用創出効果に関するまとめ】

- 大規模なM I C E施設や宿泊施設などの整備や運営に伴い、経済波及効果、雇用創出効果が見込まれる情報が提供された。
- 今後、政省令などで定められることも多く、経済波及効果、雇用創出効果を試算するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったこと、各事業者で試算の考え方に違いがあったことなどから、見込みに大きな幅が生じた。
- 引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、事業者から提供された情報の精度を高めていく必要があると考えられる。

6-2 情報提供の内容

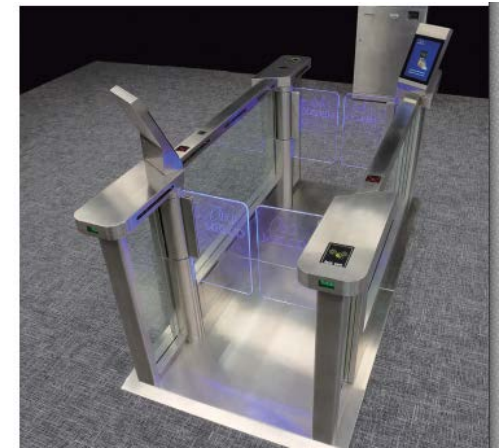
【 I R を構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項】

- ギャンブル等依存症の増加
- 青少年への悪影響
- 反社会的勢力の関与
- 治安悪化
- マネー・ローンダリング

6-2 情報提供の内容

【ギャンブル等依存症の増加への対策例】

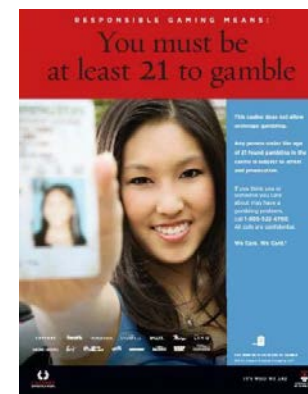
- ① マイナンバーカードや顔認証システム等による入場制限
- ② 自己制御プログラム（利用者が自らプレイ金額上限等を事前に設定）の導入
- ③ 排除命令プログラム（自己排除、親族による排除、第三者による排除）の導入
- ④ ゲーミングフロアにおけるATM設置の禁止
- ⑤ 貸付対象者の限定、貸付上限額の設定
- ⑥ 係員の巡回やセキュリティシステム等によるモニタリング
- ⑦ 従業員への訓練・教育
- ⑧ 市民への啓蒙・教育活動
- ⑨ 依存症相談窓口の設置、カウンセリングサービス
- ⑩ ギャンブル等依存症対策基本法に沿った適切な対応
- ⑪ 事業者と行政（国・地方自治体）の連携
- ⑫ 責任あるゲーミング協議会等の設置
- ⑬ ギャンブル等依存症についての産学共同研究
- ⑭ ギャンブル等依存症対策基金の設立 など



6-2 情報提供の内容

【青少年への悪影響への対策例】

- ① マイナンバーカードや顔認証システム等による入場防止
- ② ギャンブルに関する広告制限
- ③ 教育プログラムの開発
- ④ 従業員に対する教育・研修
- ⑤ IR 施設周辺の見回り
- ⑥ 子供の放置防止などの対策
- ⑦ 行政及び地域コミュニティとの連携 など



【反社会的勢力の関与への対策例】

- ① 厳格なカジノライセンス制度に基づくカジノ営業
- ② 包括的なセキュリティシステム（顔認証システム、監視カメラ等）の活用
- ③ 取引業者及び従業員の背面調査や誓約書への署名実施
- ④ データベースを活用した暴力団排除
- ⑤ 警察・公安との連携（反社情報の共有化） など

6-2 情報提供の内容

【治安悪化への対策例】

- ① 顔認証システム等のセキュリティシステムの導入
- ② 周辺地区の格を高めるようなリゾートコンセプトの導入
- ③ 厳格な警備体制の構築
- ④ 警備員の雇用・組織化・24時間体制での配置
- ⑤ 周辺エリアへの防犯カメラの設置及び警備スタッフの配置
- ⑥ 犯罪情報の収集と活用、関係機関への犯罪情報の提供
- ⑦ 行政・警察・地域との連携 など

【マネー・ローンダリングへの対策例】

- ① 国際基準（FATF勧告（※8））に準拠した内部統制システムの構築
- ② AML（※9）／KYC（※10）ポリシーの導入
- ③ 徹底した情報管理の実施（顧客情報、取引情報等）
- ④ 従業員に対する教育・訓練
- ⑤ AML専門チームの設置 など

（※8）マネロン・テロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組み
1989年のアルシュ・サミット経済宣言によって設立され、現在は35カ国・地域と2機関が加盟している（2017年現在）

（※9）Anti Money Laundering（アンチ・マネー・ローンダリング）の略
不自然な取引、不正口座取引、反社会的勢力やテロ資金、融資詐欺の排除など、広範囲にわたる

（※10）Know Your Customer の略で、「顧客確認」を意味する

6-2 情報提供の内容

【カジノに起因する懸念事項対策のまとめ】

- I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項対策では、各事業者から海外での経験に基づく事例や、I R整備法などを踏まえた様々な対応策の情報が提供された。
- 特に懸念されている、ギャンブル依存症対策については、顔認証システム等による入場制限、係員の巡回やセキュリティシステム等によるモニタリング、ギャンブル等依存症についての産学共同研究、責任あるゲーミング協議会等の設置など、様々な情報提供があり、各事業者ともギャンブル依存症対策に力を入れていることが窺えた。
- しかしながら、各事業者の実施状況や実績、効果等については十分な確認ができなかった。
- そのため、提供された情報について、実施状況や実績、効果等について、確認・検証する必要があると考えられる。
- また、事業者から提供された情報の多くは事業者側の対策であるため、事業者、行政、関係機関等との具体的な連携方法などに関する情報も必要と考えられる。

6-2 情報提供の内容

【その他 I R 施設設置により想定される懸念事項の例】

- ① 交通渋滞の発生
- ② 雇用人材の確保及び住居の不足
- ③ 外国人増加に伴う言語等の問題
- ④ パシフィコ横浜等の周辺の既存施設との連携や棲み分け など

6-2 情報提供の内容

その他の主な意見等

- ① IR事業者の選定スケジュールに関して、提案に十分な準備期間を設けること
- ② 段階的な開発スケジュールとすること
- ③ 土地の賃貸条件について、長期間の貸付期間を確保すること
- ④ 横浜におけるIRは、県内で最低20年間は独占的とすること
- ⑤ 立地場所が国家戦略特別区域に指定されるための申請を行うこと
- ⑥ 立地場所の一部をIR区域とし、その他を付帯施設として一般分譲すること
- ⑦ ギャンブル等依存症対策については、IR事業者として貢献可能な分野での役割分担も含めて、行政との対話を行うこと
- ⑧ 横浜を含んだ観光ゴールデンルートの立案・整備について、官民を交えた対話を行うこと など

6-2 情報提供の内容

【情報提供依頼に関するまとめ】

- 立地場所については、12者全てから山下ふ頭を想定した情報が提供された。
- 港、公園、文化都市といった横浜らしさをテーマとしたコンセプトのもと、象徴的で大規模な開発イメージの情報が提供された。
- 横浜市がこれまで進めてきた街づくりや、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス利便性など、横浜の都市としてのポテンシャルが高く評価され、市としてI Rを導入する・しないについて判断をしていない状況ではあるが、12者が海外の事例と比べても遜色のない、民間による大規模な開発投資を伴うI Rの事業性を見込んでいることが示された。
- また、観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込んでいることが示された。
- しかしながら、今後、政省令などで定められることも多く、事業者が情報を提供するために必要な情報が不足していることや、前提条件が明確でなかったこと、各事業者で試算の考え方や方法に違いがあったことなどから、提供された数値等の情報に大きな幅が生じた。
- そのため、今後も、引き続き、政省令などを踏まえるとともに、事業者が必要とする情報や前提条件を適切に示し、事業者から提供された情報の具体化や精度の向上を進めていく必要があると考えられる。
- また、I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項への対策については、各事業者から海外での経験に基づく事例や、I R整備法などを踏まえた様々な対応策の情報が提供された。
- しかしながら、各事業者の実施状況や実績、効果等については十分な確認ができなかった。
- そのため、それらについて確認・検証する必要があると考えられる。

7 有識者ヒアリング

- 7-1 有識者ヒアリングの概要
- 7-2 主な意見

7-1 有識者ヒアリングの概要

本報告書の作成にあたっては、有識者12名、2組織からご意見をいただいた。

実施概要

◆ 実施時期	◆ 平成31年2月
◆ ヒアリング手法	◆ 日本型IR、IR整備法等の概要、横浜市の現況等、事業者から提供された情報について説明し、ご意見を伺った

7-1 有識者ヒアリングの概要

【ご意見をいただいた有識者・組織】（五十音順、敬称略、肩書きは当時）

有識者	専門分野
岸井 隆幸（一般財団法人計量計画研究所 代表理事）	都市計画等
白石 小百合（横浜市立大学国際総合科学部 教授）	地域経済等
田中 紀子（公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 代表）	ギャンブル等依存症対策等
西村 直之（精神科医/一般社団法人日本SRG協議会 代表理事）	ギャンブル等依存症対策等
樋口 進（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長）	ギャンブル等依存症対策等
福田 敦（関東学院大学経営学部 教授）	地域経済等
別所 哲也（俳優/「ショートショートフィルムフェスティバル&アジア」代表）	観光・M I C E /文化・芸術
森地 茂（政策研究大学院大学政策研究センター 所長）	都市計画等
山内 弘隆（一橋大学大学院経営管理研究科 教授）	I R 関連
山下 真輝（株式会社JTB総合研究所 主席研究員）	観光・M I C E /文化・芸術
山田 桂一郎（JTIC. SWISS 代表）	観光・M I C E /文化・芸術
山本 牧子（MPI Japan Chapter 名誉会長）	観光・M I C E /文化・芸術

組織	専門分野
神奈川県警察本部	その他の副次的弊害対策等
公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	その他の副次的弊害対策等

7-2 主な意見

日本型 I R について

【国で検討されている日本型 I R について】

- I R について市民にしっかりと説明することが重要である。過去には、スポーツくじ t o t o を導入すべきかどうか大きな議論となった。賭け事とみなされ反対の声が大きかったが、現在では社会に受け入れられている。カジノも構図が似ている。I R 全体の議論において、タバコや暴力団といったカジノの悪いイメージを、いかに払拭できるかがポイントとなる。
- I R において真のエンタテインメントを提案できるようになれば、I R の本来の魅力が伝わり、市民の受け止めも変わってくるのではないかと。I R により、イノベティブなアイデアが実現され、ビジネス振興や文化交流が図られ、街全体が大きく変わって魅力的になる、という方向性を伝えていくことが重要である。それが見せられないと、この段階では I R の支持は広がりにくいのではないかと。
- I R に関する議論において、カジノと I R が混同されることが多いが、カジノと I R それぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではないかと。
- I R の議論では、カジノだけに着目した議論がとても多く、バランスが悪い。I R の検討においては、行政までがそのような議論の枠組みに引きずられないよう注意すべきである。
- 日本では、カジノについて悪いイメージが先行してしまっているが、世界的に見れば、カジノ事業は一定の管理の下で展開されており、取り立てて怯える必要はない。
- 日本は四季があるため、リゾートシーズンが短い場所が多く、通年楽しめるリゾートとして成功しているのは、スパリゾートハワイアンズぐらいではないかと。他方、海外のリゾートは長期にわたりゆったりと滞在できる場所が多くある。日本で長期滞在型のリゾートを実現するためには、「フルシーズン化」が必要である。日本の現状の弱みを、I R によっていかに克服するか、という観点が重要である。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【国で検討されている日本型 I R について】

- I R における M I C E 事業について、単にハードを整備して人を呼び込む、ということだけを考えても、実際にはうまくいかない。海外の M I C E 施設の例をみると、周辺環境が整うことも重要である。例えば、デザインを売り物にしているミラノでは、M I C E 施設の周辺に関連事業者が集積していることにより、年間を通して照明や家具等のデザイン関連のイベントを多数開催できている。
- カジノは win-win の構造ではなく、不幸な人の散財によって成立しており、基本的に導入には反対である。なお、「海外富裕層を狙ったカジノ収益」で I R 施設全体を支える構造は、他国の政策に成否を委ねるものでリスクがある。
- 海外 I R 事業者が参入した場合、日本がカジノ・I R の運用・収益にどの程度関与できるか疑問である。日本での I R 事業を優先する必要がない海外 I R 事業者に I R の運営をまかせるべきではない。
- カジノ収益により I R 全体をうまく運営するという説明が多いが、M I C E やエンターテインメントでの集客に努力すべき。
- 仮にカジノ導入の判断に傾いたとしても、海外のどこのカジノにもあるようなルーレットやバカラ等ではなく、日本ならではの要素（例：花札、丁半賭博、日本のゲームの活用等）あるいは逆に世界各地の賭博のショーケースのようなもの考えるべき。
- 日本の I R 制度には、基本的に賛成である。日本の観光産業に必要だと思っている。日本の I R 制度は内容が吟味され、依存症対策なども規制されているため、大きな懸念は感じていない。
- カジノ先行の議論をして熱くならず、冷静に考えてほしい。I R はこれまで、日本にはなかった。そもそも先進国に I R が必要なのか、そして横浜に I R が必要なのか、経済政策として I R を誘致すべきなのか、冷静になって考えるべきである。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【国で検討されている日本型 I R について】

- たとえ市民が納得して I R を設置したとしても、世界の I R との勝負で勝てるかどうかは別の話である。日本での I R の運営がうまくいかなければ、外資系の I R 事業者はすぐに手を引いてしまうだろう。
- 日本型 I R に限らず、目玉になるものがないと観光客は増えない。観光客数を増やせたとしても消費額は頭打ちであり、目標は達成できないと思う。IR も中途半端なものではいけない。ラグジュアリーで、今までにないものなら客は来る。
- 外国人観光客には、横浜のように空が広い都市に子供を預けて、大人はバカンスをしたいというニーズや、M I C E のため家族で来日し、家族はアトラクションへ行き本人は国際会議に参加したいというニーズがあると聞いている。
- 多くの外貨を落とすインバウンドが、マカオではなく横浜など日本の I R を選ぶかどうかも課題である。旅の楽しさに加えて、シンガポールやマカオに対する I R 自体の優位性が必要である。
- 日本固有の伝統文化を見せれば外国人が来るのかというと、個人的にはクエスチョンマークである。古いものを愛でるという観点では京都や鎌倉が人気だが、日本型 I R で強調すべき点はそうした観点だけではない。eSports のように未来型のものや、コスプレやアニメなどサブカルチャーを含む、広い守備範囲で捉えることが重要である。
- U S J の事例を見ると、最寄りの空港に L C C がどれだけ就航するかが重要である。空港のポリシーにもよるが、横浜の近隣で L C C が就航する茨城、成田、及び静岡空港から、横浜までの交通の連携はどうあるべきかを検討すべきである。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【国で検討されている日本型 I R について】

- 従来はメーカーが付加価値を生んできたが、これからはサービス産業化して付加価値が下がると、GDP も下がることが懸念される。サービス業にシフトしても GDP をどう維持するか。主要産業がサービス業となっても、付加価値率の高いサービスを提供する構造に変えていかなければならない。既存のサービス業は高齢化や人手不足により、その構造を変えないと収益を上げられなくなる。
- I R は広く見ればサービス業が中心である一方で、展示会によりものづくりへの相互作用をもたらす可能性がある。
- なぜ、I R の導入可否を検討するのか、全体を取りまとめ、考え方を行政が示さないといけませんが、それだけでは市民は共鳴しない。市民の立場で示しないと、理解者が増えない。一方で、理解されるように示せば、市民の中で期待する人が増えるのではないか。
- 近年インバウンドが増え、海外からの観光ニーズが高まる現状において、日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の魅力を発信するためにも、日本型 I R 等が必要な段階になってきている。
- I R をやるのは構わない。ただ、カジノを開設するのであれば、依存症対策を万全に行う必要がある。現状は国や自治体がどれだけ依存症対策や懸念事項対策に本気になっているのか疑問に思う。万全を尽くしていない。実態は全然変わっていない。
- I R 事業者と一緒に地域の未来に何をどのように還元するか、周辺の影響も含めて提示しなければ市民は納得しない。特にノンゲーミングが重要である。
- I R が登場してギャンブル依存症が脚光を浴び、議論が始まったのは良かった。I R 推進法と I R 整備法がなければ、こんなに早くギャンブル等依存症対策基本法が成立することは無かったと思う。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの I R の効果について】

- 観光に力を入れていきたい地域にはインパクトとなる政策であり、大規模な経済効果を期待できることは間違いない。
- ラスベガスでは頻繁にリノベーションをしている。初期投資を大きくするだけでなく、長期的に施設の魅力を維持していくための仕組みを作ることがポイントとなる。
- 日本で宿泊を伴う観光といえば、従来は都市の奥座敷の温泉地に泊まるというもので、都市を観光するという発想があまりなかった。横浜市も、観光政策の立案・実施体制が弱いと思う。ドイツではどんな小さな街にもしっかりとした観光政策がある。いわゆる「縦割り行政」では観光政策はできない。専門部署を設置して、観光で何を目指すのか考えていくことが必要ではないか。
- I R を契機として、I R 施設の整備に加え、既存施設の有効活用策の検討も進むことを期待している。
- ラスベガスでは今や集積するエンターテインメントショーが集客の原動力、あるいはシリコンバレーのようにそこに行けば何か新しい I T に触れられるといったように、地域としての価値が必要。カジノ自体は二番煎じ、三番煎じで、海外 I R 事業者には日本人の財布を狙わせるだけ。

7-2 主な意見

日本型 I Rについて

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの I Rの効果について】

- 日本の I Rに出かけて行くことの価値を世界に発信できることが必要。例えば、「Pokémon GO」の地域限定ポケモンはそこに行かなければ体験できないものを提供する仕掛け。日本文化の奥に深く触れられる、その地域にしかないオリジナルなものを入手して持ち帰ることができる、日本のゲームセンターの粋を極めた最先端の施設で世界最新のアニメとゲームが体験できる、地域限定仮想通貨を使ってその地域の中にしかない体験ができるなど「そこに行く価値」を作る仕組みが重要。
- 今までの日本の観光業は、日本人が余暇を楽しむ観光として、閑散期も多く、付加価値が低かった。I Rが出来ることで、観光が高単価・高付加価値化に繋がられるかが課題である。
- I Rは、カジノ納付金を初めとして、増収効果がある。財政の観点から、I Rは意味がある。
- 行政は、自分の住んでいる街がうまくいっていないと言いたがらない。GDPや経済循環分析等の証拠となるデータを市民に示して、経済や財政の現状を理解してもらう必要がある。
- 横浜だけでなく、A都市もB都市も日本人の宿泊者数は減った。そのため、インバウンドに注力しなければならない。人口減少と共に落ち込む消費をカバーするために観光が地方創生の柱になる。
- I Rは外貨獲得の柱となる。人口やビジネス需要が増えず、高速交通が発達すると、誰も宿泊しなくなる。そのような中で、観光政策の必要性を市民に説明しなければならない。
- C都市では、市街地や景勝地などで観光客が多く、国は観光振興というが市民には迷惑であるという声を聞く。しかし、地元C都市の大企業の経営は苦しいため、C都市としては少しでも観光客が増える方が望ましい。市民全員の理解を得ることは難しいが、こういう点を説明すれば理解する市民もいる。誰が市民の生活を支えるのか、丁寧な説明が必要である。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの I R の効果について】

- I R の導入及びインバウンド客誘致の利点は、客単価を上げられることである。日本人観光客ではそうそう客単価は上がらない。ただ客単価を上げるためには、付加価値の高いサービスを提供する必要がある。そのためには人材育成が必要である。
- M I C E 施設はどこも予約で一杯だが、ホテルと一体型の M I C E 施設が少ない。横浜はパシフィコ横浜が一体型とは言えるが、東京にはない。M I C E プランナーにとっては、ホテルと一体型の方が様々な手配がしやすく、I R 施設は、ユニークベニューとしてレセプション開催もできる場所を持ち合わせている場合も多いので、魅力的な会場となりえる。
- I R は大人の社交場になるだろう。インバウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。夜も開いている施設は魅力的である。インバウンドのため大人が遊べる施設が必要であり、I R はその一端になりうると思う。
- I R には機能がいろいろある。既存の産業と比べて付加価値が高いという期待感を持てるかどうか。横浜市内の付加価値及び G D P が具体的に増えることが示されなければならない。そうすれば、「事業をやるなら横浜市に」と企業が集まる。
- 新しい仕組みをマネタイズすること、すなわち街の賑わいができた後のマネタイズの流れを示すことが必要なのではないか。今までと違う枠組みで、もし I R を設置したら、5～10年後の客に提供するものが見えるかどうか。客層が分かれば創意工夫をすることができるので、中堅企業再生の一助となる。周辺都市再生のシナリオにもなりうる。
- 既存の商店街等の事業者がどう変わるか。今までの方法ではマネタイズが難しいのであれば、I R ができて構造が変わり、I R の客を対象に提供すべきものが分かってくると、新しくマネタイズの手法も変わってくる。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【観光の振興、地域経済の振興、雇用の増加、財政の改善などの I R の効果について】

- アクションを起こすのは民間である。行政は、正確な情報と、5～10年後のビジョンの構想をうまく伝える必要がある。
- 大阪はすごい。道頓堀の地下街は22時で閉店するものの、地上は夜中も賑わっている。アジアの人が多く、外国のようなノリである。
- 大阪では商工会議所が英語を話さなくとも指差しですむような資料を作った。外国人を歓迎している。「3日目の大阪」と言って、大阪はせいぜい2日程で他所へ行ってしまっていたが、3日目には日常の大阪を体験してもらおうと、観光客が日常の大阪人の生活を観察し、SNSを通じて商店街に立ち寄りたくなるような事業を実施している。普通の商店街でも対策を講じている。
- 観光客数が伸び悩んだとしても日本型 I R 事業が成り立つような計画にする必要がある。また、もしリーマンショックのような経済危機が発生した場合、見込んでいた経済効果が上がらないことも想定しておくべきである。
- もし I R 施設での雇用対策を考えるなら、派遣の安い雇用ばかり創出するのは望ましくない。派遣を不可にして、雇用保険と社会保険を完備した正規雇用を義務付けるのはどうか。雇用を創出するとはいえ、質が問題である。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【ギャンブル等依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- 感覚的には、日本は既にギャンブル大国ではないか、と思っている。I R 法制化に際して、既存のギャンブル依存症問題が認識され、対策が進むようになった、というようにプラスの方向で捉えるべきだと考えている。
- カジノに起因する懸念事項は多数ある。ただ、日本人の入場料6,000円は一定の抑止効果を発揮すると考える。6,000円の入場料を払って一度は体験してみたい層はいると思うが、リピート客になるかは疑問である。
- M I C E 施設は、イベント時に人が一度に来て、一度に帰るため、交通アクセスをクリアにしないといけない。駅から施設への動線も課題である。
- 横浜は明治以来の伝統を生かして、国際的な都市のモデルになって欲しい。横浜ですら外国人に対して排他的になってしまったら、日本に未来はないと思う。
- カジノを作ればギャンブル依存症は必ずといっていいほど発生することが想定されるため、依存症対策等の社会的コストがどの程度かかるかの試算・把握をすることが重要である。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【ギャンブル等依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- ギャンブル依存症対策については事業者まかせではいけない。若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、行政主導でとることが必要である。また、事業者、市、国がそれぞれ対応する必要があると考えており、事業者にどの程度コストを負担してもらうかも重要である。
- 日本人のカジノ入場料6,000円はディズニーランドの入場料と比較してもそれほど高額とはいえないため、それほど抑止力にはならないのではないか。
- 依存症対策は、顔認証やマイナンバーカードなどの入口制限だけでは不十分である。
- 入口制限では防げないという前提で、もう少し踏み込んだ対策をしないといけない。
- 日本では、負の影響について神経質になっているが、議論の裏づけとなるデータがない。特定の施策を講じたときにどの程度有効なのか、調査してエビデンスをとるべきである。負の影響に対する対策は、場所・地域により異なる。ラスベガスのような大きな街を中心に展開するオペレーター（※）と、ダウンタウンのような生活密着地域に多く開業しているオペレーターとでは、対策の態様が異なる。海外の対策が日本に向いているのかどうかは、現時点ではわからない。※カジノを運営する事業者
- シンガポールの事例は日本の I R 整備法の基礎になっているが、実際にギャンブル依存症の有病率は低下している。当面 I R ができて3カ所であるため、ギャンブル依存症の患者さんが大幅に増えることはないかもしれない。シンガポールでギャンブル依存症の治療に関わる医師によれば、依存症対策のうち、自己排除プログラム等の入場制限が最も有効であると話していた。入場を制限されたシンガポール人は、国民560万人のうち6,000人である。
- カジノには、ぱちんこやパチスロほど多くの人が行くことはないのではないか。ただし、大きい金額が掛け金として動くので、借金の金額が大きくなる懸念がある。その点を十分に考慮してほしい。

7-2 主な意見

日本型 I R について

【ギャンブル等依存症や暴力団員の関与、治安悪化などの懸念事項について】

- 各種ギャンブルにおいて、バランスを欠いた対応は望ましくない。全部に関連する対策を取らなければいけない。
- 対策としてまず考えられるのは、依存症になってしまった人を治療や相談で対応することである。ただ、予防は重要であるが予防の手法は千差万別であり難しい。
- 暴力団員の関与は懸念されるため、ハード面となる日本型 I R の建設段階から排除する必要がある。運営開始後からの対策では遅い。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【I Rに関する様々な意見について】

- 外部から横浜を見ると、他都市と比べ、相対的に余裕があるように見えるので、I Rの必要性を理解してもらいにくい。マリーナベイサンズは、シンガポールに全く新しいリゾートのイメージを創り上げた。横浜には、これまでに創り上げてきた比較的クリーンなイメージがあるので、せっかくそのようなイメージがありながらカジノを導入するのか、という抵抗感もあるだろう。
- 横浜中心部は職住近接コンパクトな構成であるため、近隣住民も多く、負の要素があるカジノに対して難色を示す市民の反応は十分理解できる。カジノが負の施設ではないことを明快に説明できないと市民がカジノを受け入れるのは難しいのではないか。
- 夢洲の開発は、今まで有効利用されていなかった場所の開発であり、苫小牧や長崎は、人口減などの理由で、I R誘致には大義名分がある。横浜の場合、経済的には地方より厳しい状況ではないので、大義が難しい。また、横浜では、まだ日本人向け観光でも改善余地はあるので、横浜に必ずI Rが必要かという点は考えないといけない。
- なぜ横浜でI Rを導入するのか、しっかりと説明責任を果たさなければならない。地方都市ではそろそろ65歳以上の人口のピークを過ぎるが、横浜はまだ高齢者の人口が増え、社会保障費が増えると予想される。一方で、働く人が市外に流出している。街として稼がなければいけないが、1次産業の少ない都会ほど、サービス産業である観光により収入を得なければならない。
- 横浜市の課題は、財政が厳しいことである。都会の人は危機感がない。
- 「行政サービスを将来誰が負担するのか」、「あなたが年金などをもらうとき、誰がその原資を払うのか」という問いに対する答えを、市民に理解してもらう努力は必要。説明の仕方では理解する市民もいる。将来を考えている市民の声は大事にすべきである。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【I Rに関する様々な意見について】

- 重要なのは、IRが市の財政に対して明確な経済的効果を生じさせることができることを示すことである。横浜市が地方創生時代に自立を目指すなら、I Rによりどの程度収入を得る必要があるのか。直ちにではなくとも5年後に市に収入がどの程度必要あるということを市民と事業者を示すなら、I R施設の完成予想図も変わってくる。横浜にI Rを設置した時の目標売上高及び経済波及効果を示すべきである。経済波及効果は横浜市内だけでは弱いため、近隣市町村をどう巻き込むかが検討課題である。ただ、横浜市の外に雇用が流れてしまうことは回避すべきである。例えば、F都市で働く人のほとんどはE都市の市民である。このように、仕事場化している市町村は多い。雇用者も含めて横浜市内で人材や地域経済を循環させなければ市の増収に繋がらない。
- 横浜市民が、M I C Eに関わる仕組み、例えばボランティアで参加などをしてもらうことを考えられないか。ただ反対するのではなく、I Rができた後にどのように関わるかということが考えられたらよい。
- 企業のC S Rの一環で、地域に貢献して満足感を得るプランが広まっている。海外にはそういった動きがあるから、横浜にもC S Rに対応するメニューを設けてもよい。こういった活動がメディアに出ると、市民のM I C Eに対する見方が変わるのではないか。
- 横浜という街がどういう国際観光都市になりたいのか、ビジョンが大事である。
- 新たにI Rを整備することによって未来をつなぐ港町横浜の方向性が示され、日本型I Rのあり方が横浜で具現化されることが望ましい。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【I Rに関する様々な意見について】

- I R施設を設置した場合にどれ位の経済効果があるのかについては数字で市民に示す必要はあると思うが、一方で増収効果が見込まれるからI Rを誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではないか。将来的にどのような横浜市をつくっていくのか、どの分野にI Rからの歳入を使うのか等、横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある。横浜市における現状の課題を、I Rを設置することによりどのように解決していくのかを整理して示すべき。
- 横浜を将来的にも元気にしていくために、思い切ってI Rを誘致してみるという手段はありうると思う。但し、その場合には、人件費や施設のインフラ整備にどの位のコストがかかるか等をきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある。
- 地域が大きく変化するのだから、色々な意見があって良いと思う。大きな開発で、不安になる人が出てくるのは当然である。
- 海外の例を見る限りI R導入による治安の悪化は大きな懸念事項ではないであろう。ただし、都市の繁華街ができたときに、貧富の差ができて、治安の良いエリアと悪いエリアができてしまうおそれがある。カジノ施設近隣は、人の流れ、街灯、警備、監視カメラ等が増え治安はむしろ良くなるであろうが、距離が離れた周辺地域では、カジノの豊かさ・対策投資の恩恵が薄れ、カジノ周辺に比べて相対的に治安の悪化が生じる可能性はある。
- I Rが開発されるまでの間、対策費用がどこから出て、市財政にどの程度の負荷がかかるのか、といった負の話が明らかにされていない。その投入費用と、将来的に見込まれる益をどのように比べるか。益は、短期的に考えた場合と長期的に考えた場合ではどうか。そういったことを行政が答えられるようにすべきではないか。I Rによって何がどう変わるのか、ということをもっと検討し、共有すべきではないか。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【横浜の課題について】

- 50年先のことは誰も実感できないと思うので、10-20年先にどのような問題が起きるかを整理すべきである。
- 横浜市は、観光戦略を明確に打ち出せていない。I Rには観光振興効果が期待できるのだから、是非取り組むべきと考える。
- 東京との差別化の観点から、横浜にはもっとアピールできる点が結構ある。例えば、東京から富士山を見ると大山に隠れて一部しか見えないが、横浜ランドマークタワーの展望台からだと富士山の裾野まで全景が見られる。また、外国人に人気が高い富士山、箱根、鎌倉へは、東京よりも横浜に宿泊した方がアクセスも良いはずである。
- 赤レンガ倉庫の辺りは、観光スポットとして魅力的だが、せっかくの海辺のロケーションであるにもかかわらず、海辺エリアで飲食を楽しめる施設がない点が残念である。サンフランシスコやシドニーにはそういった施設があり、観光スポットとして人気がある。みなとみらいは、海辺と都心が融合したような興味深い場所なので、更に魅力的な場所になれるはずである。こうした充実化計画を、I Rと同時並行的に進められると良いのではないか。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【横浜の課題について】

- 現在の日本では基本的な公的サービスは既に充足しており、今後の多様な質・料金によるサービス提供を行政だけで行うことは難しく、官民連携して行っていく段階にきているのではないかと考えられる。行政だけではできないことを民間に協力してもらうことは当然の流れであり、I Rも一つの手法であると思うが、貴重な土地の活用であり、全てを民間の自由に委ねてしまうのは問題。どのような街にしたいのかという横浜市の明確なビジョンを示すことが必要。
- 横浜市は、今はインバウンド観光客が増えてきてはいるが、地域に経済効果が出ているかがあまり分からない。市税の税収に繋がっているかも疑問である。I Rによるカジノ収益を横浜のエリアマネジメントや地域の文化活動の支援にも繋がる仕組みを考えなければいけない。観光インフラ整備に必要な資金をI Rによって得ていくという説明も考えられる。
- 横浜で国際会議を行っても、東京に遊びに行くだろう。東京との差別化が必要である。今は、何が横浜らしいスポットなのかが分かりにくい状況にある。
- 横浜はあまり紹介されていない。現在における特徴が無く、世界に横浜が伝わっていないのではないかと考えられる。クルーズ船が大栈橋に寄港し、シルク会館に外国人が入ると一生懸命シルクの歴史などの説明を読んでいる。クルーズのハイクラスの人は寄港する都市を勉強してきている。昔、メイドイン富岡のシルクが最高級品で横浜から全部出荷されていたなどということは、外国人の方が知っていたりする。横浜が、日本の発展のエンジンであった歴史的背景をもっと外国人に伝えた方がいい。今、横浜に来ている外国人は、横浜に来ているというよりは、特定の施設やイベントに来てはいるが、横浜に来ているという感覚は無いのではないかと考えられる。
- 将来、歳出が歳入を上回ると予測されている点は、市民にはあまり知られていない。
- 行政には「自立」という視点が抜けている。収入を得るべき開発においては民間企業と同じである。ある一定期間で投資回収できるからこそ、新たな投資を受けることができる。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【横浜の課題について】

- グローバルブランドのホテルがないと、MICEの誘致は難しい。東京が取りこぼしているMICEを横浜が拾えないのは、グローバルブランドのホテルがないことに起因するのではないか。
- 最近ビジネスとレジャーを合わせた「ブレジャー（Bleisure）」が欧米で増えている。出張のついでに数日程度の休暇をプラスして仕事ついでに旅も満喫するというもの。それによってモチベーションが高まることは会社にとって望ましいという考えから、米国でもブレジャーが推奨されている。
- 横浜もブレジャーに力を入れるべきである。東京にビジネスで来て、週末に東京もしくは箱根等で過ごす人を、横浜で引き留めることが望ましい。I Rは引き留める誘引の一つになる。I Rで1泊してもらえば消費が増える。
- 横浜というまちはしっかりしている。住民には解決する気力があり、期待すべきである。I Rが来ると、市のありようが変わるかもしれない。
- 横浜が文化のリーダーシップをとり、教育性の高いファミリー向けの施設をI Rに導入して、海外のように子供を預けて大人がナイトライフを楽しめるようにすることが望ましい。その結果、横浜市へ経済効果がもたらされる。
- 横浜市の課題は、I Rを設置するしない以前の問題である。東京の経済圏であり、昼夜間人口比率は100以下で流出型である。買い物も川崎でしており、規模は大きいが地元で金が落ちないように見受けられる。
- 横浜市民が高齢化しており将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれているため、横浜市としては今後どうしていきたいのか、そのためにどうI Rを活用していくのかについて検討する必要がある。ただし、横浜市民にどう説明していくかについては別途検討する必要がある。

7-2 主な意見

横浜市の状況、課題等について

【横浜の課題について】

- 依存症における横浜の課題は、特異な歴史的・地勢的要因を抱える地域の存在によるところが大きい。他方で、開かれた都市であり、高度に国際化しているところはプラスの特徴である。国際化に対応できる力が非常に強い。
- 行政の縦割りを打破できないか。ギャンブル等依存症の対策も含めて、所管の隙間に落ちてしまう人ほど問題が深刻化している。対策のかなりが縦割りのために重複し、非効率となっている。効果的に対策をとることが重要である。
- 神奈川県には従来からNPO法人ワンダーポート等があり、自助回復グループ（GA）の数も多い。神奈川県のギャンブル依存症対策は先進的であるが、依然として数千人の患者がいるため、これらの施設の数はまだ不十分である。
- もしIRを作ることがあれば、青少年の健全育成、暴力団及び依存症への対策を十分に実施してほしい。特に、依存症の予防対策に力を入れて検討してもらいたい。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 事業者からみると、現段階では、魅力増進施設や送客施設をはじめ、色々な施設等についての要求水準が分からないので、事業性等の具体的な検討ができないのではないかと。提示される前提情報に不十分さを感じた。制度整備が遅れているのがそもそもの問題である。
- 将来的なI R事業者の選定に向けて、「なぜこの事業者を選定したのか」という説明がしっかりとできるよう、経済効果等の分析根拠を確認していくことが重要である。
- 横浜市は観光資源を持っているのに、うまく活用できていない。どのような開発をすれば地元にもメリットがあるかをしっかりと考えてもらえると良い。
- I Rを山下ふ頭に設置するのであれば、並行して、周辺エリアを変えていく方向性の議論もしなくてはならない。I Rを設置した場合に周辺エリアがどのように変わりうるのかを市民に示していくことが重要である。
- 本当にカジノの収益によりI R施設全体を運営していけるのか疑問。
- I R事業者はV I P対応も含めて事業計画・キャッシュフローについて詳細を提示すべきである。
- 経済効果の検証のため、I R施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。
- 観光客をI R施設の外にどのように出すのかも含め、考えなければならない。地域で消費をしてもらえるような仕組みを構築する必要がある。今は観光客の行動範囲が限定的である。I Rには、それを広げる効果を期待している。
- 日本には、J都市の王族向けのような大富豪へのオペレーションがない。K都市では、備品の豪華さよりも、従業員のサービス等のソフト面が重視されていた。運営ノウハウが非常に優れている。B都市などのI Rとどう差別化するか。また、世界中のI Rとどうすみ分けるか、国も事業者も全く議論していない。I Rの立ち位置をよく検討する必要がある。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 良い施設を作ったと言っても、競合に勝てなければ客は来ない。横浜では、他の都市と競争する際のことをよく考え、調査検討をしっかりと行うべき。
- K P I（※）を達成しているのに、キャッシュフロー（収入）が伸びない自治体は多い。域内取引額を指標にする必要がある。域内取引額の増加を目標に、明確に施策として打たないと、実質的な経済効果が見込めない。観光客の人数が増えるだけでは不十分である。
※ K P Iとはkey performance indicatorの略。企業目標の達成度合を測るための主要業績評価指標のこと。
- 日本型でなく、I Rを設置する地域が地産地消のような視点をもったI Rを考えなければ、人口も住民税も増加しない。
- 重要なのはD M O（※）法人で横浜市ファンを顧客データベース化して活用できるかどうかにかかっている。市とお客様のCRM（顧客関係管理）を構築すべきである。大切なのは、D M O法人のマーケティング力を上げることと、訪問客のデータを駆使して市内の企業の経営力を高めることである。
※ D M OとはDestination Management Organizationの略。公共民間など幅広い連携によって地域観光を推進する法人のこと。
- 色々な観光団体が独自に活動している。そのため、無駄が多いだけでなく、誰もカバーしていない漏れも生じてしまう。これらの活動を、最初に整理する必要がある。観光施策の重複や漏れに伴う無駄をなくすための組織がD M Oである。
- I Rができるとパシフィコ横浜と競合するので、共存しなければならない。I Rができれば、横浜観光コンベンションビューローの強化は必須である。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【IRを設置した場合の事業性、経済的・社会的効果について】

- 横浜は横浜観光コンベンションビューローの強化が必要である。MICE施設、ホテル、旅行会社、交通機関及びユニークベニューである美術館等が協働するようにしないと、横浜市が選ばれない。市内で競合して取り合っては意味がない。
- プランナーの立場では、場所を決める時に①アクセス・フライト、②質の高いホテル、③アクティビティ、を重視する。
 - ①アクセス・フライトについて、候補地のフライトリストを作成して効率よく参加できるかを検討する。もしアクセスやフライトスケジュールが悪ければ、延泊のコストが発生してしまう。②質の高いホテルについては、4つ星以上が望ましい。欧米系の企業は、ホテルにお金を使うことを惜しまない傾向にある。③アクティビティについては、その土地でしか味わえないものや観光を検討する。最近では、インセンティブ旅行に関しては「Wow!」体験ができる場所かどうか、フライトの効率性よりも重視されるようになってきている。個性的か、写真映えするか、安全か、お金を払う価値はあるか、カルチャーはどうか、ショッピングはどうか。人の心の問題で、若い人は体験して心が動くかを重要視している。
- 売上やEBITDA（※）の「安定状態」とは、何年目の数字か。事業者ごとに異なるとか、明記していないとかいうのでは、比較のしようがない。統一しなければならない。
※純利益に、支払利息と税金と減価償却費を加えた利益。企業の収益力を分析、比較するのに適した指標と言われている。
- 地元調達については、地元の経済界、商工会議所や同友会が気にすると思う。東京の企業からではなく、地元企業から調達することの確からしさは重視される。
- そんなに経済効果があるのかというのが率直な感想である。
- IRを設置することに対して、横浜には反対する人が多いと思う。その人たちも納得する政策を導入しないとイケない。例えば、IRの税収増によって具体的に何をやるのか示し、その公約を守るべき。子供達の教育の向上や福祉に関わるものが実現すると良いと思う。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- 政府は、I Rを制度化した立場として、これらの懸念事項が問題化しないような仕組みを作り、実効的に制度運用する責任を持つ。第一義的に責任を持つのは公（政府、自治体）側である。事業者からは、具体性や実効性を持った対応策が提示されることが重要である。
- ギャンブル依存症の対策を進めるよりは、反社会勢力の動きを抑えることが、カジノに関する対策のコアになると思う。
- 山下ふ頭周辺の交通渋滞問題については、埠頭入り口がボトルネックになることが強く懸念される。
- この規模の開発をする場合、市民が懸念するような暴力団やマフィアが入るおそれがある。汚職をする関係者が出てこないようにする仕組みが必要である。
- アメリカでも、カジノ施設内での声掛けにはそれほど効果がない、と言われている。実際は事業者から踏み込んだ声掛けはできない。アルコール飲料の企業がアルコール依存症対策施設を作るように、I R事業者がギャンブル依存症対策施設を作るとするのは、原因者が対策施設を設置するようなもので、難しいのではないか。
- ギャンブル依存症の啓発に関するテレビCMやYouTubeのCM等は積極的にやるべきである。AC（※）のように事業者名を出さなくても構わない。エレベーターの画面広告や、地下鉄やバスの広告の空きスペースに出してもよい。※公益社団法人ACジャパン
- オペレーター（※）が、対策案を提示してきたときには、実際に（海外で）本当に実施しているのかを確認すべきである。そのうえで、①世界中どこでもやっていること、②エビデンスとして有効性が検証済みのも、③有効性の検証はまだこれからのも、というように仕分けて理解することが重要である。これは、誰が評価して、どのように監視するかの問題でもある。

※カジノを運営する事業者

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- オペレーター（※）からの情報提供内容は主としてカジノにおける対策であって、カジノ施設の周辺における問題はカバーできていないこともある。カジノが開業したら周辺にどう影響が出るかを想定し、周辺全体としての対策が必要になる。なかには、I R開業前から始めるべき対策もあるだろう。都市全体の問題として一緒に解決に向けて考えてくれるオペレーターなのか、I Rのことしか考えられないオペレーターなのか、を見極めることが重要である。 ※カジノを運営する事業者
- 事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいけるのか、特に予防については、疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で、依存症への取り組みを示してほしい。
- シンガポールでは全事業者が横断的に排除のためのシステムを作っていたと記憶している。このように公共性の高いシステムを横断的に作らなければ、自己排除も家族排除も実効性がない。
- I R施設建設段階から暴力団対策として、建設業者（孫請けまでの下請業者を含む）へは表明・確約書（誓約書）を提出させてはどうか。また、例えば、暴力団排除推進協議会を設置し、定期的な情報交換を行ってはどうか。
- カジノ客からの暴力団排除について、マイナンバーカードの確認だけでは対策は難しいのではないかと。ゴルフ場のように受付にて利用者の表明・確約書（誓約書）を提出させる必要があるのではないかと。表明・確約書に反すると詐欺罪に問われる場合があり、全国的に有罪判決ができることがほとんどで、一定の抑止効果が期待できる。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rを設置した場合に想定される懸念事項などとその対応策について】

- 懸念対策は不可欠であり、建設業者、カジノ客、カジノ客への金融貸付等への暴力団介入を懸念すべきであるが、以前とは状況が異なってきている。既に暴力団排除が進んでいる現状を鑑みると、I R周辺にかかわる暴力団介入の可能性は以前ほどは高くはないのではないかと。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 海外と比較すると大きなM I C E施設が日本に無い、という問題意識が政策論の出発点になっているので、中途半端なサイズでは説得力が弱くなってしまふ。
- I Rを考えているのであれば、横浜の都心臨海部の位置づけ、歴史的な背景、都市戦略について、I R事業者を理解してもらう必要がある。
横浜市は、歴史的な役割を担ってきたが、現在の横浜は、担うべき役割が分かりにくい。市の規模は大きいけれど、アイデンティティを持ちにくい。I Rは、横浜の未来を体現するようなものにならないといけない。
- 社会実験が出来るなど、ベンチャー企業家が集まるようなコンセプトも大事である。イノベーションを起こす場所や最先端の取組みができる場所として、横浜の発展に役立てるかをアピールする必要がある。単にM I C E施設が整備された場所として終わらせてはいけない。
- 横浜の場合には、市民にとっての宝のような場所を使っているという意識を事業者側が持てるかどうか重要であり、横浜市全体にとってのシンボルになる。全体の景観への配慮も必要である。
- 特殊な交通動線でもあるので、大渋滞が起きて市民に迷惑が掛からないようにすべきである。クルーズが来た場合の大さん橋の問題や、年間の横浜の様々なイベントへの配慮も必要であり、周辺地区への配慮も必要である。全体としてストーリー的なつながりをもった開発が重要である。これは、事業者ではなく、横浜市側がメッセージとして伝えなければいけない。
- 横浜固有のものを作ると言っても難しいため、ストーリー付けを工夫しないといけない。幕末から明治にかけて、薩摩や長州から多くの人々が来て消費をした。その時には様々な芸能などもあったのだろうと推測できるし、横浜を作ったと言われている高島嘉右衛門など文化人もたくさんいた。現代の大人の社交場になるようなものがあると良い。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 富裕層対策として、ハーバーイメージが描かれていたが、世界の富裕層のクルーザーを停泊できる場所が日本にほとんどない。富裕層は自家用ジェットやエアラインのファーストクラスで移動し、船は使用人に移動させ、目的地に停泊した地で滞在を楽しむ。日本は太平洋横断の拠点になるべきだが、今はN都市が拠点になっている。バスだけでなく出入国の手続所が必要である。
- I Rを導入することは横浜経済を支える手段の1つである。しかし、手段から考えても仕方がない。細かい議論になってしまう。現在や未来の経済状況を踏まえて、俯瞰的な視点から見なければならない。市民の生活のため、外貨をどう獲得するか考える必要がある。
- 事業者から情報提供されたイメージ図が、ダイナミックで良い。候補地の場所はよさそうである。
- 横浜が、未来志向のI Rのモデルケースになって欲しい。昔の典型的なI Rやエンターテイメントではなく、例えばeSportsを普及させるような伸びしろのある活動をすれば、スポーツや新規性という意味でも国際的な注目度を高められるのではないか。
- この規模の開発であれば、横浜の象徴的な建物になりうる。
- 映画の製作者が撮影に使いたくなるような、象徴的でシンボリックかつフォトジェニックな建造物が望ましい。そのような建造物の存在は、国際観光都市としては大事である。
- 平均点の建物が並ぶよりも、個性重視の建物の方が望ましい。インプレッションが高いものが大事である。

7-2 主な意見

事業者への情報提供依頼で得られた内容について

【I Rの立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について】

- 世界の国際観光都市との比較の中で考えないといけない。ドバイやシンガポール（マリーナ・ベイ・サンズ）のように、写真を撮りたくなるような建物によって、横浜の魅力が高められないと、本当の意味でのI Rの象徴にはなりえない。
- カジノがオンライン化する時代になれば、リアルでカジノに入らなくてもギャンブルをできる時代になる。そのような時代の変化を考慮すると、I Rではカジノは最小限にして、M I C E施設及びノンゲーミング施設が魅力的であるべきである。ルーレットなどの旧来のゲームもなくならないが、下の世代がリアルイベントでやりたがるかという疑問である。ただ、リアルの熱狂は必要である。ダンスを皆と踊るなど、体感ができるが良い。こういうリアルさを優先した、横浜オリジナルのI Rが必要である。その場合、たまたまカジノが少しそこにあるという方が望ましい。
- ナイトタイムエコノミーとして、海外に行かなくても横浜で見られる、常設型の劇場やコンサートホールが横浜にできればすごいことである。
- 横浜市では市民の9割強が反対し、市長も横浜I R誘致に関しては白紙と明言する中、今回I Rに関する情報が集まるというのは、やはり横浜には地の利があり（首都圏に近く、周辺環境が整っているところにまとまった敷地があるなど）、客観的にみて魅力的な場所であるということだと思われる。

7-2 主な意見

その他について

【I Rを呼び水として横浜に多くの人や企業などを呼び込むための取組や役割等について】

- 事業者選定の行い方については、枠組みはP F Iの事業者選定プロセスを参考にし、I Rのコンセプト等に関する部分で海外のI R事業者選定事例を参照するとよい。
- 提案する事業者側は、I Rの設置運営を通じて「地域を育てる」という感覚を示すことが重要になるだろう。
- 事業を継続させていくには、事業者側だけでなく、自治体側の努力も相当必要となる。
- 横浜の発展に貢献したいという思いを持った事業者を選ぶべきである。横浜のことをどこまで勉強してくれるかが事業者選定のポイントの一つとなるのではないかと考えている。
- I Rの収益を使ってI R事業者に花火大会などのスポンサーになってもらうなど、相乗効果が考えられる。
- 野外フェス等のイベント、地域の文化活動であれば割安に貸すなど、I R施設の一部を地元へ開放するというのも重要である。実行委員会とかN P Oだったら無償で貸す、民間企業の営利目的の一環であれば通常料金、といった運用も考えられる。
- 欧米の人はアクティビティ思考が高いので、サイクリングなど体を動かせる場所が必要である。横浜には蛍が見られる場所もある。自然があって。キャンプ場を工夫したりすれば集客が期待できるのではないか。都心臨海部から20-30分移動で自然が楽しめる、カヤックなどが実施できる場所がないか。
- 横浜には白楽の商店街など、面白いところがある。日本人の日常が見られる場所として、外国人には人気がある。大阪の黒門市場の事例のようになる可能性がある。京都の錦市場は、歩けないほどの賑わいである。単なる観光客のための客寄せではなく、地元の人も利用している場所、生活的な場所が実は人気がある。

7-2 主な意見

その他について

【I Rを呼び水として横浜に多くの人や企業などを呼び込むための取組や役割等について】

- 私見になるが、パシフィコ横浜も東京の一部として外国ではアピールされていて、横浜という都市としてのアピールができていない。横浜に来てどう過ごしてもらうかを創り出し、横浜としてしっかりとアピールする必要がある。
- I Rを横浜に設置するのであれば、本物の能楽堂、神楽などのように、本物の日本を感じられる場所にして欲しい。
- 横浜にI Rができた場合、観光振興が期待できる。東京から日帰りできる近郊に、海、公園、新しいもの、古いもの、東京にはない歴史のあるウォーターフロントと観光資源はたくさんある。I Rだけでなくその周辺エリアも含めた横浜都心臨海部全体をI Rと捉えると、より魅力的なものになり、更なる活性化・集客を見込めるのではないか。
- 既存企業も含めて、I Rにかかわる企業が接点を持つ場づくりが必要である。旧来の町工場から情報技術産業への転換が必要であり、横浜にもドローン等の先端的な企業が必要である。横浜アリーナなど既存のエンターテインメント施設及び既存企業の経営者らが、お互いにビジョンを共有することができる場づくりが必要である。
- 例えば中国の深圳では、法人登記が容易である、香港へ進出できる、エンジェル投資家がいる等の理由で、国籍を超えて人が集まって拠点を持つようとしている。そのように、横浜で世界中から新規参入できるようにすることが望ましい。エンターテインメントや映像産業だけでなく、A I やビッグデータ分析事業者のようなシステムエンジニアが集まる街になることが望ましい。
- I R施設と周辺施設の位置付け等、I R施設の誘致検討を機に、横浜市としての観光計画のようなものを整備する事が望ましいのではないか。
- 横浜にI R施設を誘致した場合に、どのくらいの経済効果があり、市にどのように還元されるのか。直接効果や周辺効果をきちんと数字でも市民にみせるべきである。

7-2 主な意見

その他について

【周辺施設との共存共栄について】

- I Rと周辺の共存共栄は、それ程難しくない。I Rの滞在客は、当然、I Rだけでなく周辺エリアに足を伸ばしたいと思うはずで、周辺エリアにも魅力があると分かれば、当然そこに行きたくなる。
- I Rと周辺エリアで相乗効果が出せないか。例えば、I Rのロジスティクス網を活用して、周辺事業者のロジスティクスのサポートを行う、といった連携は考えられないか。
- 横浜都心臨海部全体がI Rという考え方もあるのではないか。I Rにキーコンテンツを設置・維持して、周辺に還元していく仕組みづくりができればよいのではないか。I Rだけでなく、周辺にも地域限定品・サービスを用意するのもよい。面的に市街地が広がっている横浜都心臨海部の特徴を生かし、人の流れを面で展開していけるとよい。品川駅へのダイレクトアクセス手段もできるとよいのではないか。
- 夜間の交通対策はどうか。例えば、ロンドンでは深夜の移動の心配がない。ナイトタイムエコノミーの充実のため、深夜の公共交通の充実が必要である。帰宅交通のために時間を気にして遊ぶのは空しい。

7-2 主な意見

その他について

【ギャンブル等依存症の現状について】

- 長時間続けられるカジノは、依存症を発症すると進行が早い。また金額も巨額になりがちである。ぱちんこも長時間できてしまい、公営ギャンブルのようにインターバルがないから依存症になりやすいという側面があると思う。
- ギャンブル等依存症対策の現況調査を行う場合、対象者の内訳が重要である。高齢者なのか若年者なのか。ぱちんこ顧客は高齢化して、若い人は減っている。重症のぱちんこ依存問題保有者の年齢構成が変わってきている。現状の状態が続けば、重度のぱちんこ依存問題はいずれ漸減し、消えていく可能性がある。
- 横浜市において、ギャンブルを行う人の所得層がどの程度で、年齢層はどの年代が多いのかなどについて分析できれば対策に有用な情報となる。
- ギャンブル等依存症の特徴は、依存対象の種類によって違うと思う。ギャンブルに親和性がある人達というのは存在していて、その人達は依存形成リスクが高い。ただ、親和性を持っている人のなかでも、どのゲームにはまるかのかは、分かれている。大きな違いではないが、依存対象によって、プログラムや提供する情報も変わってくる。
- ギャンブル依存症は昔からあるが、ネット依存症は新しく問題になった。ゲーム依存症やネット依存症は子供が陥るため、問題である。ゲーム依存症はギャンブル依存症に匹敵する大問題になるのではないか。I Rに関連してギャンブル依存症が前面に出て話題になっているが、ゲーム依存症も大きな問題である。国と協力して、横浜市もゲーム依存症への対策を考えてほしい。

7-2 主な意見

その他について

【ギャンブル等依存症の現状について】

- ぱちんこ・パチスロ店は少しずつ減って、全国で1万店を切りつつある。当病院へのギャンブル依存症の外来の90%はぱちんこ・パチスロに関係しており、ぱちんこ・パチスロは大きな影響があると思われる。ギャンブル依存症も、他の依存症と治療は変わらない。ただ、予防の方法は他の依存症とは違う。ギャンブル依存症のための回復施設はほとんどない。もともとギャンブル依存症のために設立された団体（ワンデーポートやホープヒル等）以外は、他の依存症のための団体が事業を拡大したものである。薬物依存症よりもギャンブル依存症の方が数は多いが、治療のインフラ整備は遅れている。
- 横浜市でもギャンブル等依存症に関する疫学調査を実施する意味はあると考えられる。I Rを開業する前後の時期において、モニタリングが必要である。2017年の全国調査では1万人のうち約5,300人が回答しており、その中で横浜市内の調査人数はわずかではないかと思われる。この数では横浜市の状況は不明であるため、横浜市で同様の調査をした方が良い。I Rには日本中から客が訪れると思うが、近隣からの訪問客の割合が高いため、神奈川県全体をカバーした方が良い。

7-2 主な意見

その他について

【横浜にIRを設置したと仮定した場合のギャンブル等依存症対策について】

- カジノのギャンブル依存症対策のポイントは、いかに既存のギャンブルを巻き込んで対策できるか。既存ギャンブルとカジノの対策が連携できることが大切である。
- 困っている家族の支援を強化することが重要である。本人支援ばかりを重視しているが、最初は家族が相談に来るケースが多い。家族支援は非常に重要である。まずは、家族の相談を親身に受け、本人に介入していくことが必要である。
- カジノだけではなく他のギャンブル問題でも相談できるようになるとよい。家族相談を強化しないと、対策にならない。
- 様々な依存症に関して、10代からゲーム、違法薬物、18歳からぱちんこのリスク、20歳からアルコール及びギャンブルのリスクがあると説明する。まずゲーム依存から親に依存教育を徹底させる。
- 両親学級（母親学級）で依存症教育をやるべきである。赤ちゃんができた時から、依存症の説明できる講師で実施する。他の自治体では、ギャンブル依存症について高校生から教育をやっているところもあるが、今はゲーム依存について低年齢から教育すべき。例えば、横浜市では両親（母親）学級から、小中学校、高校そして、大学と依存症対策に関する計画を作る。
- ギャンブル等依存症対策を講じていく上では、アセスメントが重要である。治療センターよりアセスメントが重要だと感じている。

7-2 主な意見

その他について

【横浜にI Rを設置したと仮定した場合のその他懸念事項対策について】

- I Rができた時の懸念事項として、外国人が多く来たときの、様々な感染症の問題（例えば、沖縄で年中インフルエンザが流行している）、メンタルヘルス、ストレスへの対応も重要であり、行政としてもルール整備や幅広い対策予算確保などが必要になる。
- 現時点においては、想定されるI Rの立地、規模、事業内容等が具体的に提示されていないため、県警察として意見を述べる立場にないが、I Rの整備に関しては、反社会勢力の介入の防止、善良な風俗環境の保持、青少年の健全育成、周辺の道路交通の安全と円滑の確保等の観点から検討を要する事項があると考えられるため、I Rの整備に向けて具体的な検討を行う場合には、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、県警察と協議・調整願いたい。

7-2 主な意見

まとめ ①日本型 I Rについて

問：国で検討されている日本型 I Rについて

- I Rについて市民にしっかりと説明することが重要。
- I Rに関する議論において、カジノと I R が混同されることが多いが、カジノと I R それぞれの問題・懸念事項の性質を区別して議論すべきではないか。
- 「海外富裕層を狙ったカジノ収益」で I R 施設全体を支える構造は、リスクがある。
- 日本の観光は次のステージに入ってきていると思われ、日本の魅力を発信するためにも、日本型 I R 等が必要な段階。

問：観光・地域経済の振興など I R の効果について

- 観光に力を入れていきたい地域にはインパクトとなる政策であり、大規模な経済効果を期待できる。
- インバウンド観光客にとって日本はナイトライフが少ない。インバウンドのため大人が遊べる施設が必要であり、I R はその一端になりうると思う。

問：ギャンブル依存症などの懸念事項について

- ギャンブル依存症対策については事業者まかせではいけない。若者のゲームや薬物依存症対策も含め、総合的な対策を、行政主導で行うことが必要。
- 依存症対策は入口制限では防げないという前提で、もう少し踏み込んだ対策をしないと行けない。

7-2 主な意見

まとめ ②横浜市の様況、課題について

問：横浜における I R に関する様々な意見について

- 増収効果が見込まれるから I R を誘致しようという発想だけでは反対する市民も出てくるのではないかと。横浜市としての将来ビジョンを明確に示す必要がある。
- 横浜を将来的にも元気にするために、思い切って I R を誘致してみるという手段はありうると思う。その場合には、どの位のコストがかかるか等をきちんと試算した上で制度設計をしていく必要がある。
- 地域が大きく変化するのだから、色々な意見があっても良いと思う。大きな開発で不安になる人が出てくるのは当然である。

問：横浜の課題について

- 東京との差別化の観点から、横浜にはもっとアピールできる点が結構ある。東京から富士山を見ると一部しか見えないが、横浜ランドマークタワーの展望台からだと富士山の全景が見られる。また、外国人に人気が高い富士山、箱根、鎌倉へは東京よりも横浜に宿泊した方がアクセスも良いはず。
- 市民が高齢化し、将来的に介護が必要となる人が増加することが見込まれている。市としては、今後どうしていくのか、そのためにどう I R を活用していくのかについて検討すべき。
- 青少年の健全育成、暴力団及び依存症への対策を十分に実施してほしい。特に、依存症の予防対策に力を入れて検討してほしい。

7-2 主な意見

まとめ ③事業者への情報提供依頼で得られた内容について

問：I Rの事業性、経済的・社会的効果について

- 事業者からみると、現段階では、魅力増進施設や送客施設をはじめ、色々な施設等についての要求水準が分からないので、事業性等の具体的な検討ができないのではないかと。
- 経済効果の検証のため、I R施設全体の事業計画や来場者数等の見込等について前提条件や収益性を精査すべき。

問：想定される懸念事項などとその対応策について

- ギャンブル依存症の対策を進めるよりは、反社会勢力の動きを抑えることが、カジノに関する対策のコアになると思う。
- 事業者が本当に依存症の予防や治療に踏み込んでいけるのか、特に予防については疑問がある。事業者は明確に分かる形、議論できる形で依存症への取組を示してほしい。

問：立地、全体開発のコンセプト、イメージ等について

- 写真を撮りたくなるような建物によって、横浜の魅力が高められないと、本当の意味でのI Rの象徴にはなりえない。
- I R誘致に関しては白紙と明言する中、今回情報が集まるというのは、横浜には地の利があり、客観的にみて魅力的な場所であるということだと思われる。

8 調査のまとめ

8 調査のまとめ

調査のまとめ

- 横浜市がこれまで進めてきた街づくりや、航空、鉄道、道路による各方面からのアクセス利便性など、横浜の都市としてのポテンシャルが高く評価され、市として I R を導入する・しないについて判断をしていない状況ではあるが、12事業者が海外事例と比べても遜色ない、民間による大規模な開発投資を伴う、I R の事業性を見込んでいることが示された。
- 観光や地域経済の振興、財政改善などの面から、これまでにない経済的社会的効果が見込まれることが示された。
- 懸念事項対策については、各事業者の海外などでの経験や I R 整備法を踏まえた様々な対策例が示された。
- 一方、調査時点では、政省令などがまだ明らかになっていなかったことや、事業者が情報提供を行うにあたり必要な条件や情報が不足していた。
- これらを踏まえ、今後、以下の取組を進める必要がある。
 - ・政省令など国の情報を踏まえるとともに、事業者が必要とする条件や情報を適切に示し、提供された情報の具体化や精度の向上を進めていく。
 - ・事業者から示された懸念事項対策については、実施状況や有効性などについて、確認・検証をしていく。
 - ・本報告書を活用しながら、日本型 I R について市民の皆様に説明していく。